

なるのであつて、花の歌がとびとびに群をなして居るとか、ある一群の歌を、如何なる題によつたものと見ればよいか見當がつかぬとか、さうした類の事が後撰集には極めて頻々と存するのである。

以上の如き次第で、勅撰集の各部は、極めて歌題には鋭敏である。

歌題は、古今集などを順次見てゆくに、極めて數も少く、その分派の仕方が素朴であるが、後拾遺あたりから、極めて緻密となり、その數を増して来る。これ等の事に就いては、近く公刊されるべき佐々木博士還曆紀念論文集に、八代集四季部の歌題に關する私の論（前掲「八代集四季部の題に於ける一事實」参照。）が加へられたから、それに就いて御覽を願ひたく、ここには省略するが、とに角、歌合百首等の發達につれ、題の意識が分派するとともに、勅撰集の歌題も亦、並行して増加し、又新しいものを派生させていつた事が分るのである。そして、新古今集歌題は八代集中でもその最も分派した例であつて、四季部のみでなく、他の部に於いても一様にさうなつてゐるのである。かくて、新古今集の歌は、部立の作業に於いて、大體四季・戀・雜等に分括されるとともに、さらに各部の中にあつて、歌題によつて配列されていつたものと見なければならぬ。それ等の習慣的な型は、まづ新古今集の編纂に、動かすべからざる力として作用して居る。

さてその如くになつてくると、次に、歌の配屬に問題が生ずるのは當然である。そして、四季部に入れるか、戀に入れるか、といふやうな問題でひとまづもめてから、今度は、四季部に入れるとしても、その題を生かすべきか抹殺すべきかで問題が生じたのであらう。そこで、種々な議論も出て、配列の決定は容易に

はなされなかつたに違ひない。部立の事業は、家長が、家長本奥書に、

一々部類の程は、撰者五人ながら日毎に和歌所にまいりて、ひめもすに侍へば、ひわりご果物など各々召しよせ、明けたてば暮るるを限りにて部類侍りて

と言ふ如くにしても、尙且長日月を要し、竟宴の後もさらに切繼が行はれたとしても、完璧を期する爲には當然さうあるべきであつたと思はれる。

けれども四季部と戀部とどちらへ入れるべきかなどで問題がおこつたらう等と想像する事は、隨分考へすぎた事のやうに見えるかもしれないが、それはたしかだつたと思ふ。

知るらめやかすみ空を眺めつつ花もにほはぬ春を嘆くと

匂ふらむ霞のうちの櫻花思ひやりても惜しき春かな

この二首は如何であるか。前者は春上、後者は戀一の歌である。

冬の夜の長きを送る袖ぬれぬあかつき方のよもの嵐に

冬の夜の涙にこぼるわが袖のころ解けずも見ゆる君かな

は如何であるか。前者は隠岐本で消されたが、冬の歌で後者は戀一の歌である。

はかなしやさても幾夜か行く水に數かきわぶる鶯のひとりね

霜こほりこころも解けぬ冬の池に夜ふけてぞ鳴くをしの一聲

は如何であるか。前者は矢張り隱岐本で消されたが、冬の歌で、後者は戀一の歌である。

あかつきの露もなみだもとどまらで恨むる風の聲ぞのこれる

おもひ入る身は深草の秋の露たのめしすゑや木枯の風

は如何であるか。前者は秋上の歌であり、後者は戀五の歌である。

勿論戀部の歌は戀歌としての素質を十分有して居るが、それに比べて、四季部の歌も亦何と戀歌的ではな
いか。しばしば部類に於いて問題が生じたらう事は想像するにたたくない。現に烏丸本哀傷の和泉式部の歌

ともなれどおくれ先立つ程あらば形見に忍べ水葦の跡

は、柳瀬本離別の和泉式部の歌、

誰なりとおくれ先立つ程あらば形見に忍べ水葦の跡

と恐らく同歌であらうと思はれ、一つ歌が一つの部から他の部へ抜きかへられた事は疑ふ餘地がない。まし
て、同一部内での配列は種々改められたと信ぜられる。

しかもこの配列は單にそれのみでない。次ぎに今一つ、作者の時代別による配列も重大な標準でありう
る。

Cの(2) 作者の時代順による配列。

新古今集の歌は萬葉集より八代集の作者にわたり、序文にも

萬葉に入れる歌はこれを除かず、古今よりこの方、七代の集に入れる歌をばこれをのする事なし

とある如く、歌の採集範囲にある一定の限度を設けたが、事實各時代の作者を網羅する。その歌の選は、當
時の眼によつて爲されたとはいへ、古のものは自づから現代の作品とは異なつて居る。それを無闇に混在さ
せる事は、確かに鑑賞上の混亂を引き起こさせる。作者は時代的に略々分ち配されなければならぬ。この仕
事は、各部の歌の配列を決定するに重大なものでなければならぬ。これに就いては、岩波講座「日本文學」
の「新古今的なるものの範圍」といふ論に於いて、大體古今・後撰・拾遺・後拾遺の四集時代の作者と、金葉・詞
花・千載・新古今時代の作者とが、群を爲して取り扱はれてゐると述べ、その各々を拾遺群・千載群と名づけ
たが、ほほこの兩群に分ち考へられよう。但し例外はあるので、ことに、兩者境界の後拾遺・金葉の作者の
作は、さう確然とは分ち配されてはゐない。けれども大體は、ひどい混亂なしに配列されて居るのである。

さて、以上Cの(1)(2)といふ二つの標準を略述したが、この二つの標準は、新古今集では不思議な組合せを
示して來て居るのである。

勿論最も普通には、一つ題の歌の中に、各時代の歌を含むべきであらうが、それは櫻の歌、時鳥の歌、紅葉の歌といふ如く、歌数の多いものに於いては可能であるが、歌数の少ないものにあつては、それは許されな

よ。一つの題全部が新しい作家で占められる事もあり、全部が古い作家でしめられる事もある。題歌が三つ位轉する間に、作家群の時代は、一回推移するといふやうな事は、少しも珍らしくない。例へば次ぎの例を見よ。

山吹 蛙なく神なび川に影見えて今か咲くらむ山吹の花 (萬葉)

足びきの山吹の花散りにけり井手の蛙は今や鳴くらむ (古今)

かくてこそ見まくほしけれよるづ代をかけて忍べる藤波の花 (後撰)

藤 圓居して見れどもあかぬ藤波のたたく惜しき今日にもある哉 (後撰)

暮れぬとは思ふものから藤の花咲ける宿には春ぞ久しき (古今)

みどりなる松に懸れる藤なれどおのが頃とぞ花は咲きける (古今)

散り残る花もやあると打ちむれてみ山がくれを尋ねてしがな (拾遺)

暮春 木の下に住家も今は荒ぬべし春し暮れなば誰か訪ひこむ (金葉)

暮れてゆく春の港は知ねども霞に落つる宇治の柴舟 (千載)

拾遺群

千載群

これは春下の終近くで、山吹の歌は前に尙二首あり、暮春三月盡の歌は、後へ尙五首連なる。題は山吹・藤・暮春と三轉するが、作者は拾遺群より千載群へと移行するだけである。

このコムビネーションを考へても分るやうに、或る題の歌は全く古代作家のもの、又別の題の歌は、全部現代作家の作といふ如き現象が存する爲、恐らくは或る題の歌について考へるに、古代の作のみを取つた場合は、他の時代に屬する作は多く捨てられたものと思はれる。例へば右の場合、藤は全く拾遺群の作者のみで占められ、暮春の歌は拾遺群と千載群との作を含んでゐる。

右の次第は何を物語るであらうか。新古今時代の人々には藤の佳作が無かつたのであらうか。さり乍らその推測は全く當らない。當時の人も多く藤の作品を残して居る。一首二首の取り得べき作が無い筈は無いのである。それにも拘らず、かうした現象の生じて居るのは何の爲であるか。そこに編纂者の編纂意識がはつきりと覗はれると思ふのである。

Cの(1)(2)の、相干渉する現象によつて、さらに根本的な意識がそこに暗示されて居るのである。

以上を此處に要約して見ればかうである。

(1)、新古今の歌は歌題によつて分類配列されて居り、今一つには作者の時代の新古によつて分類されて居

る。

(2) 随つて新古今集の歌の配列の上には、題の變化と時代の新古と、この二つの波が相干涉し合ひつつ大きなうねりを作つて進んでゐる事を發見する。そして、この二つの配列標準が相干涉する現象によつて、編纂に働いた根本的な意識が暗示される。

(1)はすでに前二回の稿で大體を眺めた筈である。問題は(2)から生じて來なければならぬ。

一三

題と作の時代との二つの標準が存在する場合、最も普通に考へられる配列法は、一つの題の中に於いて、作を年代順に配列するといふ方法である。しかし乍ら、新古今集はこの方法を採用して居らぬ。題の配列は傳統的で、型の如くであるが、作の年代は、一見題の配列に無關係の如くに、大きな波をうちながら、緩漫に古人から新人に、又新人から古人にと推移する。その結果、題によつては古人ばかりの作が並ぶ所もあり新人ばかりの作の並ぶ所も生じてくる。又一題の中に新古の作家を包含する場合でも、新しきから古きに並ぶ時もあり、古きから新しきに進んでゐる場合もある。その結果各題に分つて目を注ぐと、歌の採擇が年代的に見て甚だ一方に偏した形を示して來ることが屢々であり、さうでなくとも、配列の順は決して年序を追ふとは限らない。この配列方法は一見たしかに眼を引く特徴をもつて居ると言はなければならぬ。

一四

右の特徴の原因と見得るものは何であるだらうか。それに二つある。當時の歌界にひろく觀取される所の歌の歴史の見方の發生と、藝術の見方の深化とである。

俊成の古來風躰抄、定家の近代秀歌、長明の無名抄、後鳥羽院御口傳、順徳院の八雲御抄等の記述は、みな和歌風躰の變遷に對する意識が明確となつて居た事を證するものである。ことに古來風躰抄の如きは、各時代の風躰を萬葉集ならびに各勅選集によつて見きはめる可き事を説き、その各集の姿に即して、夫々よい歌を見分けるべき事を教へて居る。

かかる歴史的意識が強くなれば、歌の風躰に對する感じ分けが鋭敏になつて居るのは當然であつて、自然亂雑に各時代の歌が羅列されて居るやうな場合には、一讀氣分の不統一混亂を感じ、決して正整の感を得なかつたらう事は想像するにたかくないであらう。

一つの題の中に於いて、古きから新しきへ年代順に歌を配列する方法は、それ自身としてはまことに科學的正確さを持つ。併し乍ら、一つの歌集は有機體であつて、題相互は相連絡し、それに統一される歌も亦互ひに結合しあつて居る。各歌題群の内部で年代順に歌が並ぶといふ事は、各歌題群が次ぎ次ぎに配列された場合に於ては、題のかはり目毎に、歌が新しきより一躍古きに立ちもどり、歌集全體として見る場合、新舊

による歌の並び方は全く階段式となつて、變化の様相は鋭角的となり、讀者をして角立つた堅さを感じしめるに違ひない。

のみならず一歌題の包含する歌数は、必ずしも平均しては居ない。四季部の題などは、實に分化して居つて、勿論他の集に採用され乍ら新古今集には採られなかつた題もあり、又この集にはじめて現れる題もあるが、その一つ一つについて見れば、少きは一首から、多いものは數十首に及ぶ。かく一定して居ない場合に各歌題群の歌を強ひて年代順に配列する場合には、新より舊への歌の轉換が、ある所では急速に繰り返されある所では間がのびる程遠く隔り、誠に不愉快なるべき結果を生ずる筈である。

かかる結果を避ける爲になされたのが、新古今集の作者配列法であると見る事が出来よう。

その配列は、略々時代順によるが歌題の變化には必ずしも拘束されず、種々の歌題を載せた波の如くに轉じてゆく。この爲にはある歌題によつては、古人の歌を全く犠牲にして居る場合もあり、新人の歌を全く捨てさつて居る事もある。歴史的な風躰の差に對して鋭敏となつた人々の神經に、不愉快な印象を残さない爲には、この方法は全く必要のものであつた事疑ひがない。

一五

右の方法は、各歌の時代的差違を出來得る限りおぼろげにし、歌から歌への続き具合をなるべくなだらか

にして、鋭角的の感じを避けようとする意圖を物語る。

右の如き意圖は、とりも直さず當時の藝術派的立場のものであつたと言へるであらう。そして新古今集全體としての美はこの意圖の成功によつて得られたと言ふも過言ではない。

一六

以上は概論である。しかし乍ら同一歌題中の略々同時代の作品個々の配列には、又右の意圖を充分に反映して居ると見られる點がある。たとへば春上の櫻の歌に、

しら雲のたつたの山の八重櫻いづれを花とわきて折りけん

しら雲の春はかさねてたつた山をぐらが嶺に花にはふらし

吉野山はなやさかりにほふらんふるさとさらぬみねの白雲

岩根ふみかさなる山をわけすて花もいくへのあとの白雲

とある點、線、丸の部の如き類語の重疊を見る。これ等の配列は、歌から歌への移り行きが、ぼかしをかけた如くにならからである事を考へた結果であるに違ひない。

かうした注意は同一歌題内のみの事にはとどまらない。むしろ、題の變り目毎に、一層屢々見られる所である。

たとへば春上の

谷川のうちいづる波も聲たてつ鶯さそへはるの山風

鶯のなけどもいまだふる雪に杉の葉白き逢坂の山

春きては花とも見よと片岡の松のうは葉にあは雪ぞふる

まきもくの檜原もいまだくもらねば小松が原にあは雪ぞふる

に見るに、前の二首は鶯を詠み、後二首は松の雪を詠みながら、第二首目には、素材として鶯と雪とをあはせ用ひてあつて、歌題の推移を如何にもおぼろげにして居るのである。

同巻の

なごの海の霞のまより眺むれば入日を洗ふ沖つ白波

見渡せば山もとかすむみなせ川夕は秋と何思ひけん

かすみたつ末の松山ほのぼのと波にはなるる横雲の空

春の夜の夢の浮き橋とだえして嶺にわかるる横雲の空

に見るに、前二首は夕霞の歌、後二首は春曙の歌であるが第三首には霞が用ひられて居て、第二首から第三首への推移が實になだらかに行はれてしまふのである。

又哀傷部に

おもひ出るおりたく柴の夕けぶりむせぶも苦し忘れがたみに

おもひ出るおりたく柴と聞くからにたぐひしられぬ夕けぶりかな

なき人のかたみの雲やしぐるらん夕の雨に色は見えねど

神無月しぐるる比もいかなれや空にすぎにし秋の宮人

に見るに、前二首は夕煙に寄そへた歌、後二首は雨中の無常であるが、第一第二の夕べの煙が第三者に夕べの雨となつて浸潤してゐる爲に、いつとはなく次ぎに移つて行つて居るのである。

題の變り目毎に屢々拂はれた此の種の注意も、前に述べた同一歌題内の歌の配列に類語を辿つて行くといふ方法も、矢張り同一の意識から發して居ると考へられるであらう。ものけじめをけさやかに見せまいとする氣持ち、ものの推移を四季の移りゆきの如くおぼろげにしようとする意識、それがとりも直さず、新古今集の編纂事業の、ことに歌の配列に著しい特徴をもたらしした奥底の意識であつたわけである。

この意識は、繰り返して言へば、當時の藝術派的の意識である。俊成が六百番歌合の判詞に

凡歌は優艶ならんこそ可^キ令^ム庶^セ幾^セを。

と言ひ、更らに定家が毎月抄に

新古今集編纂にはたらいた意識

先哲の吳々書置ける物にも優しく物あはれによむべき事こそみえ侍る。と説いた優艶美愛好の意識である。そして、後鳥羽院をはじめ、新古今集編纂の関係者は大體に於いて、この藝術派的傾向の持ち主であつた事は争はれない事實である。

以上のやうにして、今や新古今集の編纂には、當時の歴史的意識と優艶美愛好の意識とが強く働いて居る事を斷定出来るのである。それは言を換ふれば、歴史事實を直視する理智主義的傾向と、優艶美を愛する藝術主義的傾向とである。そして、新古今時代の歌を根強く支配して、その特色を發揮せしめ、世に美點と言はれ缺點と呼ばれる、何れもの原因となつて居るものも、この全く同じ意識であるといふ事が出来るのである。

一八

以上は流布本新古今集のみを吟味してゆく事によつても充分これを觀取する事は出来るのであるが、しかし乍ら、隱岐本に於いて消略された歌の事を併せ考へる時、一層それがはつきりと感じられるのである。

卷頭の數首を次ぎにかかげ見るに、

- 1 みよし野は山もかすみて白雪のふりにし里に春は來にけり
- 2 ほのぼのと春こそ空に來にけらし天の香具山霞たなびく

3 山ふかみ春ともしらぬ松の戸にたえだえかかる雪のたま水

4 かきくらし猶ふる里の雪のうちに跡こそみえね春は來にけり

5 けふといへばもろこしまでもゆく春を都にのみと思ひけるかな

6 春といへばかすみにけりなきのふまで波間に見えし淡路しま山

7 岩間とちし氷も今朝はとけそめて苔の下水みちもとむなり

8 風まぜに雪はふりつつしかすがに霞たなびき春は來にけり

9 時は今春になりぬとみ雪ふる遠き山べに霞たなびく

10 春日野の下もえわたる草のうへにつれなく見ゆる春の淡雪

これ等の十首、隱岐本では2、6、8、9の四首が存しない。2は院御製である。隱岐本では院御製は大部分はぶかれたのであつて、2の歌はその爲と思はれるが、他の三首は無い方が新古今集本來の歌の配列技法にかなふのである。4、5、7の三首はそれぞれ「跡こそ見えぬ春は來」といひ、「もろこしまでもゆく春」といひ、又「苔の下水みちもとむ」と言つて、その間用語上にも同系の類想が存するに、6の歌が介在してはその趣が斷絶する。

又8、9の二首は、萬葉卷十と卷九との歌であるが、これは序文にも

萬葉に入れる歌はこれを除かず。

新古今集編纂にはたらいだ意識

と明言してある如く、最初の方針は、歴史的に全部を包含するといふ理智的な立場から立てられた爲に取られたであらうが、しかし萬葉調と八代集調とは自づから顯著な差があり、ことに萬葉と新古今とは氷炭相容れぬものがあるのであつて、俊成も古來風躰抄に

萬葉集にもあればとて、詠まむことはいかがと見ゆる事ども侍るなり。

と言つて居り、又別の所では

萬葉集は時世久しくへだたりうつりて、歌の姿詞うちまかせて學びがたかるべし、古今こそは本たいと信仰すべきものなれば云々

とも言つて居り、又定家も毎月抄には

萬葉はげに代もあがり人の心もさえて、今の世に學ぶとも更に及ぶべからず。初心のとき自づから古躰をよむ事あるべからず。

と言つて居る。當時歌の風躰の歴史的意識の明確になつた爲、萬葉調と新古今調との對蹠的な事をも人々は意識しはじめて、萬葉調模倣を避ける必要から、素朴ながら右のやうな理窟を考へ出したものと見る事が出来るであらう。

されば萬葉の歌の採用は、歴史的意識よりすれば當然であつたとしても、藝術的意識からすれば、集を不統一ならしめるといふ感があつた筈である。そして隱岐本にこの8、9の二首がはぶかれた事は、即ち理智

主義的傾向に藝術主義的傾向が優越して、兩者の壓軋から生ずる混濁を清算した事とも言へるのである。そして事實上、この8、9の介在は讀過しゆく場合甚だしく邪魔になるのであつて、これの無いといふ事は、歌のならば著しくなだらかにするのである。そして、7から10にうつる時、「苔の下水みちもとむなり」から直ぐ「下もえわたる草の上に」と續くことによつて、新古今集慣用の類語の連接が行はれ、一層移行行きのだららかさが増加する。

隱岐本は、新古今集編纂當時から強くはたらいて居た當時の藝術派的意識を、最も赤裸々に表面化して見せて居ると言ふ事が出来るのである。

しかもこの歌の省略は、つねに集全體の統一を念頭に置いて行はれた事を感じ得るであらう。たとへば春上の

- 1 しら雲の春はかさねてたつた山をぐらが巔に花にほふらし
- 2 吉野山花やさかりににほふらむ古里さらぬみねの白雲
- 3 岩根ふみかさなる山をわけすて花もいくへのあとの白雲

に於いて、類歌は尙この前後につづくが、隱岐本ではこの2がはぶかれて居る。しかもそれは、頭註の撰者を見ると有家、定家、家隆三人揃つて採つた歌なのであるが、それにも拘らずここでははぶかれて居るのは、矢張り類歌が多すぎて、この部分の統一が不十分と思はれるによるであらう。

結論。新古今集編纂にはたらいだ意識。それは、歴史主義的と藝術主義的との二つの意識であつた。そして、はじめにはその二つの調和が企圖され、その爲に、編纂事業が非常に長びいた。しかも後に至つて、藝術主義的意識が漸く歴史主義的意識に對して優勢となり、集に改變が加へられた、隱岐本がそれである。今隱岐本を一の著しき異本と見るとしても、同本の性質は、新古今集編纂に、非常に強い藝術主義的意識の働いて居たことを證明する有力な根據となり得る。そして、かかる意識は、新古今時代の歌界に於ける時代特質でもあつたのである。

(水張・昭和七年三・四・七月號)

定家爲家の撰集と萬集葉

一

鎌倉時代は萬葉集を如何なる形で理解し受用したか。われわれは鎌倉前半期の京都歌壇の業績を調査することに依つて、この點を明らかにし、更らにその理解受用のされ方の意義を考究して見たいと思ふ。

その前に一こと考へて置きたい事がある。鎌倉時代と室町時代とは、過渡期たる南北朝時代を間に置いて文化荷擔層に著しい變化を示してゐる。即ち鎌倉期に於いては、傳統文化の荷擔者としての公家と、新興文化の荷擔者としての武家とは、略々均等の社會的勢力をもつて對立し、隨つて、王朝文化の繼承者たる公家階級は、發生期文化の荷擔者たる武家階級に比し、高度の完成文化を所有する點に於いて優位に在り、文學の如き分野にあつては殊にそれが著しかった。この點は、室町期に於いて、武家が社會の支配的地位を獨占するとともに、急速度に公家文化を包攝して公家化し、一面新しく發生した諸關係をも鋭く反映せしめて、傳統的色彩濃厚な一種特別の文化を完成し、これに對して純簡たる公家文化（勿論すでに王朝のそれとは著

しく變化してはゐるが)と見なされるものは、全く形骸を傳承するに過ぎなくなつて來たのに比して、著しく事情を異にする點である。

所で和歌は、鎌倉初期に於いて、すでに數百年の歴史を有する傳統的公家文學であつた。萬葉集と鎌倉歌壇との關係といふ問題の如きも、それを純粹に文學上の問題として取り扱はうとする限り、先づ歌壇内に於ける古典と現代の意識といふ如き特殊の問題として取り扱はるべきであつて、その文學史的意義が歌以外那邊に迄で聯關を持ち行くかと言ふやうな點の考察は、第二段の問題として現はれて來る。随つて、われわれは、當面の問題としては、京都に於ける公家歌壇に考察の限界を置かなければならない。その一方、上層武家が歌文を嗜むといふ場合には、この傳統に没入するといふ形に於いてのみ、それが可能とされて居つたのであつて、實朝の如きすらその例にもれないのであるから、彼一箇を問題にする事は、かへつて當時の全般的現象を把握する所以でなく、目立つた存在であるといふ故を以て、調査の中心資料に採る事は、かへつて避くべき性質のものであると考へる。

二

このやうなわけで、ここには調査の資料として新古今集・新勅撰集・續後撰集・續古今集の四勅撰集を採ることとする。この四集の中、前二者は藤原定家、又後二者は定家の子藤原爲家の關係する所の、勅撰集の全

部であつて、ことに、新勅撰集と續後撰集とは、夫々全く定家爲家一人の撰進にかかはるものである。概して言つて、この四集は、二條家歌學創生期に於ける所産であつて、流派的にも同系の根據に立つものであるから、これら四集に於ける事實は、二條家歌學の立場を知らしめるとともに、他の流派を考へに加へることによつて、歌壇全般の傾向を推定する根據とも爲し得るであらう。

更らに一事を附け加へたい。それは定家の父藤原俊成が撰進した千載集までは、久しく萬葉集が顧みられなかつたに拘はらず、新古今集より、俄かに萬葉集への關心が生れたといふ事である。俊成は、その著古來風躰抄に古歌を抄出するに當つては、萬葉集の歌をも多く採つたとは言へ、尙、古今集を旨とすべき事を明言して居り、その子定家も亦、古今集主義の強硬な主張者であつて、二條家派は古今主義の流派であつたに拘はらず、新古今集以後、萬葉集作者の歌の取られる事が、一般的な事柄となつて、かの四集にも多數の萬葉歌の採られたと言ふ事は、まことに注意すべき現象と言はなければならぬ。當然われわれは當時の京都歌壇に、萬葉復興の波と古今主張の波とが兩々入り交つて存在して居つた事を記憶にとどめて置かう。随つて又かの四集に於ける萬葉歌並びに歌人の取り扱ひ方は、可成り複雑な主義傾向の交錯を反映して居るであらう事をも豫想して置かう。

そして直ちに本問題には入るのである。まづ四集に於いて、萬葉集に名の記された歌人數を見る。それは新古今集十七名、新勅撰集十四名、續後撰集十一名、續古今集十五名である。

但し、新古今集十七名中仁徳天皇は、萬葉集に御製なくただその後磐姫皇后の並びに皇妹の難波天皇妹の作の詞書によつて、萬葉に關係が存するのみである。しかし兎に角、萬葉集に御名があるのでその數に加へた。しかし、續古今集の允恭天皇と顯宗天皇とは、仁徳天皇に時代を接しても居り、又允恭御製としては日本書紀に、顯宗御製としては古事記・日本書紀に數首づつの古歌が記載されては居るけれども、萬葉歌人としては數の外なので、計算に加へなかつたのである。これを表記すれば次ぎの如くである。

新古今集	新勅撰集	續後撰集	續古今集
赤人(山邊) 七	赤人(山邊) 二	赤人(山邊) 四	赤人(山邊) 九
厚見王 一	安貴王 一	石川郎女 一	宇合(藤原) 一
宇合(藤原) 一	東人(置始) 一	憶良(山上) 一	齊明天皇 一
憶良(山上) 一	池主(大伴) 一	大伴郎女 一	坂上郎女 一
河島皇子 一	憶良(山上) 一	聖武天皇 一	佐保左大臣(長屋王) 一
元明天皇 一	聖武天皇 一	旅人(大伴) 一	聖武天皇 二
志貴皇子 一	田原天皇(志貴皇子) 二	長田王 一	舒明天皇 一
聖武天皇 一	旅人(大伴) 二	人麻呂(柿本) 一	大織冠(藤原鎌足) 一
旅人(大伴) 一	持統天皇 一	家持(大伴) 三	田原天皇(志貴皇子) 二
持統天皇 一	額田王 二	山口女王 一	旅人(大伴) 二
仁徳天皇 一	人麻呂(柿本) 六	井出左大臣(橘諸兄) 一	人麻呂(柿本) 二六

人麻呂(柿本) 二三	家持(大伴) 四	眞柄(八東) 一
家持(大伴) 一一	湯原王 一	百代(大伴) 一
八代女王 一	井出左大臣(橘諸兄) 一	家持(大伴) 八
山口女王 二		倭太后 一
湯原王 一		
一六名	五五首	一四名
		二六首
		一一一名
		二六首
		一五名
		五八首

しかし尙、この外に、讀人しらすの作の中に、眞に萬葉集中の歌が各集とも採られて居る。これはしばらく別として、別に一括して考察しなければならない。扱て以上諸家は何れも萬葉集に名が見え、又仁徳天皇を除いては何れも作の見えて居る所であるが、この四集に載せてある歌も亦すべて萬葉集に見えるかと言ふと、これは可成り少なく、新古今集は五十五首中四十四首、新勅撰集は二十六首中二十二首、續後撰集は二十六首中九首、續古今集は五十八首中三十九首であつて、最も萬葉集に採る事の多い新勅撰集でも、四首は他から採つて居り、最も採る事の少ない續後撰集では、殆ど三分の二を他から採つて居るのである。數人の共撰に成つた新古今集と續古今集とが、最も遠く時を隔てながら相似の數を持ち、定家と爲家との獨撰に成る新勅撰集と續後撰集とは、相接して居りながら、反つて著るしく差異を見せて居るのである。けれども、さうした部分的な問題に目を向ける事はひかへ目にして、先づ萬葉集に存しない歌は如何なる書から採られたか、又萬葉集の歌と雖も他の書から採るか、或は少くも他の書を参考して居りはしないかを、調査して見る

必要があると考へる。

三

右の立場からして、調べた結果は次ぎの如くになつた。

まづ定家の關係した集の事實である。但し人麻呂・赤人・家持は各集とも多いので、これ等だけは別に扱ふことにした。又歌を一々示すべきであるけれども、表が膨大となるばかりなので、これを略した。以下常にこれに准ずる事とする。

(一) 新古今集中萬葉作者歌 (五十音順)

- 厚見王 一首。萬(八)一四三五。
- 宇 合 一首。萬(九)一七三〇、六帖(六)三四九三六。
- 憶 良 一首。萬(一)六三。
- 河島皇子 一首。萬(一)三四、六帖(六)三四四三一(無名)
- 元明天皇 一首。萬(一)七八。
- 志貴皇子 一首。萬(八)一四一八、六帖(一)三〇八八五。
- 聖武天皇 一首。萬(六)一〇三〇。
- 旅 人 一首。萬(四)五七四。

持統天皇 一首。萬(一)二八。

仁德天皇 一首。(水鏡仁德天皇の條に見ゆるも、實は藤原時平の歌)

八代女王 一首。六帖(一)三〇九六(無名)

山口女王 二首。萬(四)六一七。六帖(三)三二六五〇(無名・三二六四九に山口女王とあり)

湯原王 一首。萬(三)三七五、六帖(三)三二五五。

(右表中萬とあるは萬葉集。その下の括弧中の數字は卷數を示し、その下の數字は當該歌の國歌大觀番號である。又六帖とあるは古今六帖。その下の括弧内の數字は同じく卷數、その下の數字は續國歌大觀番號である。その下に無名とあるは古今六帖に作者名の見えない事を示して居る。以下すべてこれに准ずる。)

右表中、仁德天皇のは、顯昭法橋萬葉集時代難事と水鏡の仁德天皇の條にあるとの外管見に入らないが、恐らく當時は御製と信じられて居たものと思ふ。山口女王の一首も萬葉集に無く、六帖もその一つ前の歌に山口女王の名あるも、この歌は無名である。但し現存の古今六帖は餘程亂れたものであり、歌數等も減じて居ると思はれるから、無名の歌が最初から讀人不知の歌であつたか、それとも同一歌人の作である爲、一々名を記さずして列記した歌群であるか、それとも、集の亂れた爲に、人名が分らなくなつたものであるか、その何れであるかは分り兼ねる有様である。随つてこの歌なども、前の歌とともに女王の歌だつたのか、別箇の人の作であつたのに名が脱落したのか、一概に決する事は出来ない。八代女王の一首も萬葉集に無く、六帖には存するも、名は無い。兎に角以上三首は萬葉集には見えぬ歌である。そしてその歌は、仁德帝のは

別として、兩女王のは、夫々新古今集の歌と六帖の歌と同じである。恐らく六帖を原典としたものであるに違ひない。次に、萬葉集と六帖とに重出する四首。先づ字合の歌は、

山城のいは田のをのの柞原見つつや君が山路こゆらん (新古今)

山科のいは田のをぬの柞原見つつや君が山路こゆらん (萬葉)

山城のいは田の森の柞原見つつや獨り山路こゆらん (六帖)

とあつて、萬葉に近く、河島皇子の歌は、

白波の濱松が枝の手向草いく代までにか年のへぬらむ (新古今)

白波の濱松が枝の手向草いく代までにか年のへぬらむ (萬葉)

白波の濱松が枝の手向草いく代までにか年のへぬらむ (六帖)

とあつて、三集とも等しく、志貴皇子の歌は、

岩そそぐたる氷の上のさわらびのもえ出る春になりけるかな (新古今)

岩ばしるたる氷の上のさわらびのもえ出る春になりけるかも (萬葉)

岩そそぐたる氷の上のさわらびのもえ出る春になりけるかな (六帖)

とあつて、六帖の歌に等しく、湯原王の歌は、

吉のなるなつみの川の河淀に鴨ぞなくなる山陰にして (新古今)

吉ぬなるなつみの川の河淀に鴨ぞなくなる山陰にして (萬葉)

吉のなるなつみの川の河淀に鴨ぞなくなる山陰にして (六帖)

とあつて、略三者相等しい。野を「の」とよむか「ぬ」とよむかに就いては、平安朝の野の訓が、「の」とよまれた以上は、この三つの歌は相等しいと言はねばならぬ。右四首中、六帖に等しいのが三首、萬葉に等しいのが二首で、近似したのが一首となれば、萬葉と六帖とに重出した歌については、新古今の歌は寧ろ六帖に近く、原典としてはやゝ六帖に勝ち味があるやうである。

では人麻呂・赤人・家持の三者は如何かと言ふに、これはなかなか複雑である。

人麻呂二三首 萬(人麻呂)・柿本集二首

萬(人麻呂)・柿本集・六帖三首。

萬(二)二〇〇・柿(上)一五一一五。萬(三)二五五・柿(上)一五一二五。
萬(二)一三三・柿(上)一五一〇九・六(四)三三二二二。萬(四)五〇二。
柿(上)一五〇七七・六(二)三一八〇八又ハ三二〇一五。萬(三)二六四。
柿(上)一五〇九一・六(三)三二五〇二。

萬(無名)・柿本集三首。

萬(一〇)二二五二・柿(下)一五三四。萬(一〇)二二二〇・柿(下)一五一九九。萬(一〇)二二九四・柿(下)一五二一九〇。

萬(無名)・柿本集・六帖三首。

萬(一〇)二二七七・柿(下)一五二二二・六(六)三四五三五。萬(一〇)二一三四・柿(下)一五一八〇・六(六)三五二〇一。萬(一〇)三一五六・柿(下)一五二四九・六(一)三三三七二。萬(一〇)三三一・柿(下)一五三

- 〇二・六(一)三一七二八。萬(一)二六四九・柿(上)一五〇八五・六(一)三一六六〇。
- 萬(無名)・六帖一首。 萬(一三)三二八二・六(一)三三〇四。
- 萬(無名)・柿本集・家持集一首。 萬(一〇)二一八六・柿(下)一五一九六・家一五九四四。
- 萬(無名)・六帖・家持集一首。 萬(一〇)二二一〇・六(二)三一七二九・家一五九五六。
- 萬(無名)・柿本集・六帖・家持集一首。 萬(一〇)二一三六・柿(下)一五一七八・六(六)三五二一九・家一五九三六。
- 萬(無名)・柿本集・六帖・赤人集一首。 萬(一〇)一九九四・柿(下)一五一四三・六(五)三四一三七・赤一八七六一。
- 萬(拔氣大首)・六帖一首。 萬(九)一七六八・六(五)三三五二四。
- 萬(無名)一首。 萬(一二)三〇四八。
- 柿本集一首。 柿(下)一五三〇八。
- 未詳二首。

右の解説。二十三首中萬葉集の歌二十首、その中、拔氣大首の一首は誤として、他の十九首中人麻呂作の明かなもの五首で、十四首は全く讀人不知の作である。その中十一首は歌仙家集中の人麻呂集に見えて居り、六帖のみに見ゆる一首は、一首前の歌に人麻呂とあるので、歌仙家集と六帖に據つて人麻呂作とされた事は明白である。しかし、六帖・家持集に見ゆる一首と、萬葉集以外他見無き一首とだけが、何によつて人麻呂としたか不明となるのである。又、萬葉集に見えない三首の中、一首は柿本集にあるが、他の二首は不明である。通算して柿本集の歌十四首、六帖の歌十三首である。これを萬葉集の人麻呂作の明らかなもの五首であるに對して考へると、新古今集の人麻呂の歌は、柿本集と六帖とそれ等二つの集によつて、人麻呂の歌たる事を認められたものが大部分であつたのでなからうかといふ推測が、殆ど必然に浮び上つて來るのである。しかも當時は古今六帖が完全して居て、原據不明の歌もその中には存したのでなからうか。次ぎは

- 赤人 七首 萬(赤人)二首。 萬(六)九二五。萬(三)三二八。
- 萬(赤人)・六帖一首。 萬(八)一四二七・六(一)三〇九二一。
- 萬(無名)・赤人集・六帖二首。 萬(一〇)一八二九・赤一八六一九・六(二)三二二八八。萬(一〇)一八八三・赤一八六七二・六(四)三三二七五。
- 萬(無名)・赤人集二首。 萬(一〇)一八七〇・赤一八六五八。萬(一〇)二〇五二・赤一八八〇八。

新古今集に於ける赤人の七首は全部萬葉集に見えて居りはするが、赤人の名の明記されたものはただ三首に過ぎず、後の四首は赤人集に重出して存するのであつて、ここに於いても、半數以上が赤人集の存在によつて赤人の作とされた事は明らかである。この場合六帖は、赤人作決定の爲には存在しなくとも不都合はなす。次ぎに、

- 家持 一一首 萬(家持)一首。 萬(八)一五九八。
- 萬(家持)・家持集二首。 萬(三)四六二・家一六〇〇八。萬(八)一五六二・家一六〇四七。

- 萬(家持)六帖一首。 萬(一九)四一五三・六(一)三〇九三八。
- 萬(人麿歌集)家持集六帖一首。 萬(一〇)二三一四・家一五九六九・六(一)三一六三一。
- 萬(大伴像見)一首。 萬(八)一五九五。
- 家持集五首。 家一五八八七。一五九〇五。一五九一八。一六〇九〇。一六一二八。

家持の歌十一首の中、萬葉に見えるのは六首である。その中大伴宿禰像見の歌が一首あるのは、たしかに撰者の誤りと考へられる。又萬葉集に於いて柿本人麻呂歌集に出づと記されて居る一首は、六帖にもあるが名が無く、ただ家持集に採られて居る。これは萬葉集の原據に眼を閉ちて家持集に依頼する態度のあつたよい證據となり得ると思ふ。以上二首を除き、他の四首は、萬葉に家持作と明記されて居る。中、一首は萬葉集にしか見えぬから問題なく萬葉に依つたのである。他の三首の中、二首は家持集にも見え、一首は六帖に見えて明らかに家持と記されてゐるから何れも問題はない。但し、この三首は、家持集と六帖と萬葉と何れが原典となつたかは、これだけでは決せられない。又萬葉に見えない五首は、すべて家持集にあつて、外に見えないのであるから、これも事情は簡單である。

かくして、人麻呂・赤人・家持の三人の歌四十一首は、すべてが萬葉から採られて居るのではないが、又すべて他の集から再録されたものでもない。歌仙家集の柿本朝臣人麻呂集・赤人集・家持集・古今六帖等が萬葉集とともに資料として用ひられ、それ等が同等の資格で認められて居たのでは無からうかといふのが、以上か

ら得られる推測である。

二三の例をあげる。

- 1 さを鹿のつまとふ山の岡邊なる早稻田は刈らじ霜はをくとも (新古今) 人麻呂
 さを鹿のつまよぶ山の岡邊なる早稻田は刈らじ霜はふるとも (萬葉) 讀人不知
 さを鹿のつまとふ山の岡邊なる早稻田は刈らじ霜はをくとも (柿本集)
- 2 しぐれの雨まなくし降れば楨の葉も争ひかねて色づきにけり (新古今集) 人麻呂
 しぐれの雨まなくし降れば楨の葉も争ひかねて色づきにけり (萬葉集) 讀人不知
 しぐれの雨まなくし降れば楨の葉も争ひかねて紅葉しにけり (柿本集)

右の二つ、1は萬葉の歌、よぶは「喚」、「ふる」は「零」とあつて、「とふ」をく」と訓むのは少しく無理と思はれ、新古今の歌とは小異ありとすべく、作者も不明であるが、柿本集のは全く同じであつて、この歌は柿本集に基いて採られたと推すべく、2は、萬葉の歌が全く同じであるが無名で、かへつて柿本集のには小異がある。これは、萬葉と柿本集の歌を同歌と見て、人麻呂の作とし、歌は萬葉の方のものを採つたと推し得られよう。

- 3 夏野ゆく小鹿の角のつかの間も忘れず思ふ妹が心を (新古今) 人麻呂
 夏野ゆく小鹿の角のつかの間も妹が心を忘れて念へや (萬葉) 人麻呂

夏野ゆく小鹿の角のつかの間も忘れず思ふ妹が心を

(柿本集)

これの如きは萬葉にも人麻呂とあるに拘はらず、柿本集の採つたと言つてよいであらう。

4 うば玉の夜のふけゆけば楸生ふる清き河原に千鳥鳴くなり (新古今) 赤人

ねば玉の夜のふけゆけば楸生ふる清き河原に千鳥鳴くなり (萬葉) 赤人

5 たこの浦に打出て見れば白妙への富士の高根に雪は降りつつ (新古今) 赤人

たこの浦ゆ打出て見れば眞白にぞ富士の高根に雪は降りける (萬葉) 赤人

しかし4の如きは、確かに萬葉によつて赤人としたものであり、又5の歌などもたしかにさうであつて、ともに六帖その他に所見がないのだから、これ等は萬葉そのものから直接採つて改作された事の證據となし得るであらう。決して孫引きばかりが行はれたものではないと思はれるのである。

6 百敷の大宮人はいとまあれや櫻かざして今日も暮しつ (新古今) 赤人

百敷の大宮人はいとまあれや梅をかざして此處に集へる (萬葉) 読人不知

百敷の大宮人はいとまあれや櫻かざして今日も暮しつ (赤人集)

しかし同じ赤人でも、これ等は萬葉の作者未詳の歌が訛傳又は改作されて赤人集には入つたのを、更らに採り來つた事は明らかで、

7 我宿の尾花が末の白露の置きし日よりぞ秋風も吹く (新古今) 家持

我宿の尾花が末の白露を消たすて玉にぬくものにもが (萬葉) 家持

我宿の尾花が末に白露の落ちし日よりぞ秋風の吹く (家持集)

右の家持の等も、共に家持の歌とされ乍ら、萬葉のは採らないで、家持集系のを採つて居る。

8 卷向の檜原も未だ曇らねば小松が原に淡雪ぞふる (新古今) 家持

卷向の檜原も未だ曇らねば小松が末ゆ淡雪ながる (萬葉) 柿人麻呂歌集

卷向の檜原も未だ曇らねば小松が原に淡雪ぞふる (家持集)

右なども、人麻呂の歌としないで家持の歌とした原據は誠に明らかである。

新古今撰者が萬葉歌人の作を採る原據として、萬葉集・六帖・歌仙家集等を同等に見た態度は右で明らかである。次ぎは、定家一個人撰進の新勅撰集である。但し例により、人麻呂・赤人・家持は別に扱ふのである。

(一) 新勅撰集中萬葉作者歌 (五十音順)

安貴王 一首。萬(三)三〇六・六帖(五)三五三一五(無名)。

東人 一首。萬(一)四六。

池主 一首。萬(八)一五九〇・家一五九六六。

憶良 一首。萬(五)八一八。

聖武天皇 一首。萬(八)一六三八。

田原天皇 一首。萬(八)一四六六・六帖(六)三五二六五(無名)。萬(一)六四。

定家爲家の撰集と萬葉集

新古今篇

旅人 二首。萬(六)九五七。萬(三)四四七。
 持統天皇 一首。未詳。
 額田王 二首。萬(一)七。萬(四)四八八。
 湯原王 一首。萬(四)六三二・六帖(六)三五一一(無名)。
 井出左大臣 一首。萬(一七)三九二二。

右表中持統天皇のは何に據つたものか未だ詳らかにし得ないけれども、他の十名十三首は全部萬葉集に在り、そして新勅撰集に於けると同名の作者の作なる事が明記されて居るものばかりである。その中、安貴王の歌、田原天皇の歌の一つ、湯原王の歌は、六帖にも見えて居るが何れも名を記さず、池主の歌は、家持集の中に混じて居るが、萬葉集では明らかに池主の作である。右の結果は、説明の要の無いまでに明瞭であつて、定家は萬葉歌人の作を探るには専ら萬葉集を原據とした事を明示して居るものに外ならない。

萬葉集と六帖・家持集に重出する四首を見るに、安貴王の歌は、

伊勢の海、沖つ白波花にかも包みて妹が家苞にせん (新勅撰)

伊勢の海、沖つ白波花にかも包みて妹が家苞にせん (萬葉)

伊勢の海、沖つ白波花にかも包みて妹が家苞にせん (六帖)

とあつて、六帖と萬葉との中間にあり、池主の歌は、

神無月時雨にあへる紅葉ばの吹かば散なん風のまにまに (新勅撰)

神無月時雨にあへる紅葉ばの吹かば散なん風のまにまに (萬葉)

とあつて、三者等しく、田原天皇のは、

(家持集)

神無備のいはせの杜の時鳥ならしの岡に何時か來鳴ん (新勅撰)

神無備のいはせの杜の時鳥ならしの岡に何時か來鳴ん (萬葉)

神無備のいはせの杜の時鳥ならしの岡に何時か來鳴ん (六帖)

とあつて、これも三者等しく、湯原王の歌は、

目には見て手にはとらぬ月の中の桂の如き妹をいかにせん (新勅撰)

目には見て手にはとらぬ月の中の桂の如き妹をいかにせん (萬葉)

目には見て手にはとらぬ月の中の桂の如き妹にもあるかな (六帖)

とあつて、「とらえぬ」と「とられぬ」との差は、「妹をいかにせん」と「妹にもあるかな」との差に如かぬ。萬葉集から取られた事は略明白である。新勅撰集に於いては、他集に重出する歌と否とに拘はらず、萬葉作者の歌は萬葉集から採られて居るやうなのである。

けれども尙、人麻呂・赤人・家持の歌を調べなくてはならない。

人麻呂 六首 萬(弓削皇子)・家持集一首。 萬(三)二四二・家持集一五九九七。

定家爲家の撰集と萬葉集

- 萬(無名)柿本集二首。 萬(一〇)二一七一・柿(下)一五一九一・萬(一一)二五八八・柿(上)一五〇七九。
- 萬(無名)柿本集・六帖一首。 萬(一一)二六四三・柿(上)一五〇八三・六(二)三二二五一。
- 萬(無名)柿本集・六帖・家持集一首。 萬(一〇)二三五〇・柿(下)一五二三六・六(一)三一三〇三・家一五九九九。
- 萬(無名)一首。 萬(一〇)二二三五。

六首の中、弓削皇子のは誤りとするも、とに角萬葉の歌であり、他の五首もすべて萬葉集に存在する。但しその五首がすべて讀人不知の作である事は注意すべきである。その中一首は、他見無きものであるが、四首はすべて柿本人麻呂集中に存する歌であつて、これ等の歌が人麻呂の歌として新勅撰集に採録されたと言ふ事に就いては、矢張り人麻呂集の存在といふものが極めて有力な影響を與へて居るものと考へざるを得ないであらう。次に、

- 赤人 二首 萬(無名)・赤人集一首。 萬(一〇)一八四八・赤人集一八八五三。
- 大江千里集一首。 千里二一〇〇六。

ここに大江千里集の歌の一首存する事は、特に注意して記憶すべきである。この歌は、本來に於いては全く萬葉作者に關係が存しないのである。にも拘はらず、ここに赤人の歌として採られた事を考へて見るに、或は二條家傳來の赤人集には千里集が誤つて混同されて居つたものがあるのではないかとの疑が無いではない

からである。今一首は萬葉に存するも無名であつて、これを赤人作とするは、勿論赤人集の存するに依る事明らかである。次に、

- 家持 四首 萬(家持)一首。 萬(一七)三九九二。
- 萬(家持)・六帖(家持)一首。 萬(一九)四二七八・六(六)三四七七四。
- 六帖(家持)一首。 六(三)三二五九七。
- 家持集 一首。 家一五九四八。

新勅撰集に於ける家持の歌四首。その二首は萬葉に家持作とあり、又二首は古今六帖に家持作とあり、今一首は家持集にある。これ等の四首が家持作とせらるるに就いては、右の三集が等しく原據として考へられて居る。

かくて、新古今集に於けると同じく、新勅撰集に於いても、人麻呂・赤人・家持の三人の歌十二首は、すべてが萬葉集から採られて居るのではないが、又すべて他の集から再録されたものでもない。歌仙家集中の柿本朝臣人麻呂集・赤人集・家持集・古今六帖等が萬葉集とともに資料として用ひられ、それ等が同等の資格で認められて居たのでは無からうかといふ事は、全く新古今集の場合と類似して居るのである。唯この三人を除く前掲十一名の作に就いては、大體に於いては萬葉集に直接採つた事を認めねばならぬ點が新古今集の場合と違つて居るのである。尙二三の例を上げる。

- 1 白露と秋の花とをこき交せてわくことかたき我心かな
 (新勅撰) 人麻呂
 白露と秋の萩とは戀ひ亂り わくことかたき我心かも
 (萬葉) 読人不知
 白露と秋の花とをこき交せてあくことかたき我心かな
 (柿本集)
- 2 足引の山下風は吹かねども君がこぬ夜はかねてさむしも
 (新勅撰) 人麻呂
 足引の山の嵐は吹かねども君なきよひはたもとさむしも
 (萬葉) 読人不知
 足引の山下風は吹かねども君がこぬ夜はかねてさむしも
 (柿本集)
 足引の山下風は吹かねども君がこぬ夜はたもとさむしも
 (家持集)
 足引の山下風は吹かねども君がこぬ夜はかねてさむしも
 (六帖) 人麻呂

1の歌の第二句は萬葉に「秋芽子者戀亂」とあり、當時は訓がはつきりせず、新勅撰・柿本集風に讀んだかも知れず、「かも」と「かな」との違いは、萬葉に「可聞」とありて誤るべきでないが、當時の人の語感からして「かな」と改めたものと解するとしても、尙萬葉に作者不明の歌であるのだから、これはたしかに柿本集ありてはじめて採られた事明らかで、殊に歌まで相似て居る上は尙更らしか信ぜしめるものがある。2の歌「山下風」は萬葉の文字使ひのまま、これは、當時字のままに訓み下したものと思はれ、第四句「君無夕者」の夕を夜と訓んで宵と訓まなかつたのは、「君無」を「君が來ぬ」と訓んだ爲に生じた所であつて、現在の訓と一致するか如何だけでは萬葉から採つたか否かを、直ちに決定する根據にはなり得ないが、この

歌が、柿本集と六帖とはともに人麻呂の作となつて居る點よりすれば、六帖又は帖本集の存在が重要な意義を持つて居る事を否定する事は出来なくなるわけである。

- 3 山本に雪はふりつつしかすがにこの河柳もえにけるかも
 (新勅撰) 赤人
 山の間、雪はふりつつしかすがにこの河柳もえにけるかも
 (萬葉) 読人不知
 山本に雪はふりつつしかすがにこの河柳もえにけるかも
 (赤人集)

この歌の第一句萬葉に「山際爾」とあるので、新勅撰集・赤人集ともに「山本に」とあるのは、平安朝より當時にかけての訓法を示すものであり、この三つは全く同歌と見る可きであらうけれども、この歌が赤人の作とされたに就いては、赤人集の存在を忘れる事は出来ないのであらう。

しかし又、家持の歌、

ふせの海の沖つ白波ありがよひいやとしのはにみつつ忍ばむ

等は、萬葉集卷十七の三九九二番の歌で、六帖・家持集等に他見無く、萬葉集によつた事略々明白であらう。新勅撰集撰者の態度も亦、右で明らかである。即ち根本に於いては、新古今集撰進の時と異なる事はなく大體個人の家集なき作者に就いては、萬葉集より採つて居るが、家集ある作者に就いては、その家集の歌は何等疑ふ所なくその作者の作として、たとへ萬葉集には讀人不知であつても、又別の集には他人の作となつて居ても、それには拘泥して居ない事が分るのである。そして、歌仙家集そのものの成立等に就いて、書史

的に懷疑の眼を向けると言ふ如き事の全く無い事が明らかである。唯言ひ得る事は、家集あるものに就いては、それをも原據に用ひて居るが、家集なき萬葉歌人に關してのみは、萬葉を原典として尊重し、資料の取り扱ひがまことに確かさを有して居るといふ事である。そこに定家の學者らしさが反映して居ると思ふ。

四

定家關係の二集に就いては、以上でしばらく打ち切り、次ぎには爲家關係の二集に就いて調査の結果を掲げよう。

先づ續後撰集に就いてである。例により、人麻呂・赤人・家持は別に扱ふこととする。

(三) 續後撰集中萬葉作者歌 (五十音順)

- 石川郎女 一首。萬(二)一〇八・六帖(一)三一四六七。
- 憶 良 一首。家持集一六〇四一(憶良にあらず)。
- 大伴郎女 一首。六帖(二)三一九二七(無名)。
- 聖武天皇 一首。萬(八)一五四〇。
- 旅 人 一首。萬(四)五七五。
- 長田王 一首。萬(三)二四六。
- 山口女王 一首。六帖(三)三二六五一(無名・三二六五〇に山口女王とあり)。

井出左大臣 一首。萬(二〇)四四五四・六帖(一)三一五九六。

右表中、憶良の一首は、家持集にのみ見えるもので、恐らくは誤りである。大伴郎女のと山口女王のとは六帖にあるも無記名の歌で、郎女のは三首前の歌に紀のらう女とあり、女王のは一首前の歌に山ぐちの女わうとあるばかりである。往昔完全した古今六帖には、記名があつたかも知れぬが、これは遽かに決斷しがたい所である。他の五首は萬葉にあつて、各作者の名を記し、續後撰集の作者とも一致して居り、その中石川郎女と井出左大臣との二首は、古今六帖にも存して、記名もあり、その名も兩集に一致する。石川郎女の歌は、萬葉集のものも、六帖のものも續後撰集の歌に同じであるので、何れをもととしたか分らないが、井出左大臣の作は、

- 高山の岩ほに生る菅の根のねも白妙にふれる白雪 (續後撰)
- 高山の岩ほに生る菅の根のねもころごろに降り置く白雪 (萬葉)
- 高山の岩ほに生る菅の根のねも白妙にふれる白雪 (六帖)

の如くであつて、萬葉歌の第四第五句は、「彌母許呂其呂爾布里於久白雪」であつて、他に訓み様が考へられず、隨つて、これは確かに萬葉集より採つたものでなく、六帖によつた事が明らかである。かくて、萬葉所出五、六帖所出四であつて、續後撰集の萬葉作者の歌は、大體に於いて、第一に萬葉集、それについては古今六帖を原據としたものの如く考へられ、兩者の比率は同等では無いけれども、殆ど同等に近く、この現象

は、新勅撰集に於いて定家の採つた、萬葉重視の態度とは著しい差別であると見なければならぬ。しからば人麻呂・赤人・家持の三者に就いては如何であるか。例に依り、次に、この三者に就いての結果を掲げよう。

人麻呂一首 萬(人麻呂歌集出)一首。

萬(二二)二八六一。

萬(無名)・柿本集二首。

萬(一〇)二三三・柿(下)一五二〇七、萬(一〇)三一八・柿(下)一

五二二八。

萬(無名)・六帖一首。

萬(一一)二七七・六(拾遺)三五三三六(無名)

柿本集四首。

柿(下)一五三四〇、柿(下)一五三三五、柿(下)一五一五五、柿(下)

一五一七七。

六帖一首。

六(五)三三七三二(無名)

未詳二首。

例により右表の解説をする。十一首中萬葉所出の作四首、その中一首は、柿本人麻呂歌集に出とある歌で、先づ人麻呂の作とし、次ぎの二首は、萬葉に作者不明の歌であるが、柿本集に存するので、人麻呂作とした事は確かであるとするも、今一首は萬葉に於いても作者不明で、古今六帖に於いても無名である。これは、何によりて人麻呂とされたか遽かに斷じ難い。

次に柿本集のみに見えて、萬葉集その他に見る所の無い四首は、柿本集に據つたものと考へねばならぬ

い。六帖のみに見える一首は八首前の歌に人丸とあつて、あとすべて無名であるから、本來讀人不知なのか總括して人麻呂の歌と目されたものであるか、現在の古今六帖では斷定する事が出来ないのである。

併し乍ら概數に於いては、萬葉集よりも、柿本集の方が多い事だけは言ふ事を得、ことに、人麻呂作である事を決するには、最も多く柿本集が與つて居る事だけは言ひ得るであらう。

赤人 四首 赤人集一首。

赤人一八六八五。

大江千里集三首。

千里二一〇三九、千里二一〇六九、千里二一一一九。

右表の解説。四首の中、新古今・新勅撰の場合と異なり、一首の萬葉集に見ゆるものゝ存しないのは注意すべきであるが、殊に大江千里集の歌が四首中三首を占めて居ることは、特に注意に値する事實である。この事は、新勅撰集の赤人歌についても既に存した誤りであつて、その所でも特に注意すべきであると述べた所であるが、定家の用ひた資料は、そのまゝ爲家に傳へられて居る筈であり、かく二代にわたつて同じ誤りの生じた所には、何等かの理由が無くてはならない。二條家の赤人集には千里集が何等かの形で結び付いて居つたのであらう。とに角にかゝる現象の生れ得る隙のあつた原因は、萬葉集の歌を採るので無く、萬葉歌人の歌を採る事が主眼となり、随つて、萬葉集を唯一の原據と仰がなくなつて居つた爲である事は、繰り返し掲げ來つた結果と併せ考へて、否定の餘地の存しない所であらう。次に家持に就いて見るに、

家持 三首 家持集三首。

家一五八五九、家一六〇六八、家一五九九一。

定家爲家の撰集と萬葉集

即ち家持集の歌のみで、萬葉集に全く一首も存しない事は、赤人の場合と全く同じである。

かくて、人麻呂・赤人・家持に就いて言ひ得る所も、他の八名に就いて存した所と同じ現象である。爲家の萬葉觀は、萬葉集そのものの重視ではなく、唯萬葉作家の名に依るのである。續後撰集の萬葉作家十一名二十六首は、新古今・新勅撰に比して驚くべき減少であり、しかも二十六首中萬葉集の歌九首に過ぎないに至つては、著しい現象として記憶されなければならない事である。

我々は、かゝる現象を記憶しつつ、急ぎ、續古今集の結果をも通覽しなければならぬ。例に依り人麻呂・赤人・家持は別に扱ふこととする。

四、續古今集中萬葉作者歌 (五十音順)

- 宇 合 一首。萬(九)一七二七・六(四)三二九一二。
- 齊明天皇 一首。日本紀(二六)二二三。
- 坂上郎女 一首。萬(八)一五九三。
- 佐保佐大臣 一首。萬(一)七五。
- 聖武天皇 二首。六(三)三二三七九。未詳。
- 舒明天皇 一首。萬(八)一五一・六(二)三一八〇七(無名)。
- 大織冠 一首。萬(二)九四・六(六)三四七三一。
- 田原天皇 二首。萬(一)五一、萬(四)五一三・六(五)三三六三九(無名)。

- 旅 人 二首。萬(八)一四七三・六(六)三五二五九。萬(三)四四〇。
- 眞柄(八束) 一首。萬(八)一五七一。
- 百 代 一首。萬(四)五六一・六(五)三五八〇九。
- 倭太后 一首。萬(二)一四九。

右十二名十五首の中、日本紀一首・六帖一首・未詳一首計三首の外は、全部萬葉集に存し、しかも、すべて作者名は、續古今のそれに一致する。(日本紀の歌と六帖の歌とも、共に人名は明記されており、續古今集のそれに一致する。)かくて、萬葉集は續後撰集に於ける取り扱ひとは全く面目を一新し、再び重視される傾向が復活したものの如くである。この事實は人麻呂以下の三歌人の取り扱ひの上にも現はれて居るか如何か。

- 人麻呂二六首 萬(人麻呂集)一首。
- 萬(無名)二首。
- 萬(無名)・六帖九首。
- 萬(七)一〇八七。
- 萬(九)一六八七。萬(七)一一四三。
- 萬(一一)二五四九・六(五)三四〇八二。萬(一〇)二一四一・六(二)三一八一六(無名)。萬(七)一一六一・六(四)三三二五三(無名)。萬(一一)二六七二・六(四)三三三八二(無名)。萬(一一)二八三九・六(五)三三六三七(無名)。萬(一一)二六二二・六(五)三四一三二(無名)。萬(一一)二六一〇・六(五)三四〇一八(無名)。萬(七)一〇八九・六(三)三二六一七(無名)。

萬(無名)・赤人集一首。
 萬(無名)・家持集一首。
 萬(無名)・柿本集・家持集一首。
 萬(一〇)一八一三・赤一八六二二。
 萬(九)一七七七・家一六一二五。
 萬(一〇)三三四九・柿(下)一五二三五・家一五八五〇。
 柿(下)一五三三一。柿(下)一五三〇九。柿(下)一五三〇五。柿(下)一五三四二。柿(下)一五三一六。柿(下)一五三六一。柿(下)一五三六二。柿(下)一五三一。六(一)三一四九四(無名)。六(六)三五二九(無名)。

六帖二首。
 未詳一首。

即ち二十六首中萬葉の歌十五首、柿本集のみに見ゆる歌八首、六帖のみの歌二首、未詳一首であつて、萬葉の歌は柿本集の約二倍、六帖と未詳の歌とを柿本集の歌に加へても、尙萬葉集の歌の三分の二に過ぎない。一見極めて萬葉歌が優勢となつた如くであり、事實續後撰集の人麻呂十一首中萬葉歌四首といふに比すれば實に著しい増加ではあるが、しかし新勅撰集の人麻呂六首が全部萬葉所載の歌なるに比すれば、誠は未だしと言はなければならぬ。

且つ、萬葉歌十五首中、人麻呂集の歌一首、作者不明のもの十四首を採り、その中、柿本集と家持集とに重出するもの一首と、古今六帖に人麻呂とあるもの一首、他の十二首は全く何によつて人麻呂と爲したかを判断するに苦しむ有様である。ことに、赤人集や家持集に見えて居るものまでを人麻呂とした原因に就いて

は、全く別個の資料に基いたものか否か不明であるが、右に明らかにした丈の範圍から言へば、この十五首を人麻呂作歌と稱する選び方が可成り非萬葉第一主義の態度である事だけは争はれないであらう。それに對し、赤人の歌は可成り性質が違ふ。

赤人 九首 萬(赤人)一首 萬(六)九四五。
 萬(赤人)・六帖一首。 萬(六)九一九・六(六)三五一九六。
 萬(赤人)・六帖・赤人集一首。 萬(八)一四二四・六(六)三四七六〇(無名)・赤一八六六〇。
 萬(無名)・赤人集二首。 萬(一〇)二〇〇〇・赤一八七六六。萬(一〇)一九二一・赤一八六九四。
 萬(無名)・赤人集・家持集一首。 萬(一〇)一八四七・赤一八六四五・家一五八五六。
 萬(無名)・赤人集・六帖一首。 萬(一〇)二〇一三・赤一八七七五・六(一)三一〇一二。
 赤人集一首。 赤一八七一八・赤一八七二〇。
 未詳一首。

即ち九首の中、萬葉の歌七首、その三首は明らかに赤人の作、作者不明の四首もすべて赤人集に見えて居るその中には、六帖に重出するも無名のもの一首と、家持集に重出するもの一首等があるが、しかしそれ等もすべて、赤人集によつて赤人作と見做された事は明瞭である。

尙赤人集のみに見ゆるもの一つ、未詳のもの一つ。この成績は前の人麻呂に比して對立的であり、續後撰集の赤人作歌が、萬葉の歌一首をも含まぬに對して著しく對立的である。次に家持の歌は何れに屬するか

を見るに、

家持 八首 萬(家持)二首。

萬(四)七五〇。萬(六)一〇四三。

萬(家持)・六帖一首。

萬(一七)四〇一八・六(三)三二八二〇。

萬(笠金村歌集)・家持集一首。

萬(三)二三三・家一六〇〇九。

萬(土師道良)一首。

萬(一七)三九五五。

家持集二首。

家一五九六四。家一六〇八六。

未詳。一首。

家持の八首は、未詳一首を別として、萬葉歌五首と家持集の歌二首に分つを得る。萬葉歌五首中三首は明らかに家持の歌で問題はないが、残りの二首の、一つは笠朝臣金村歌集に出とある歌で、家持集に重出する一つは土師宿禰道良の歌であつて、他に見る所が無い。笠金村集の歌を家持作としたのは、萬葉によらず、家持集によつて居る事明らかだが、土師道良の歌は何によつて家持としたか不明である。しかし家持の歌の選び方が萬葉と家持集とに依つて居て、必ずしも萬葉第一主義によつて居るのでない事だけは明確である。かくて言ふ事が出来る。續古今集に於ける萬葉歌人の歌の採り方は二つの點に分つて見るべきである。續後撰集に於けるよりも萬葉集を原據とする事が多くなつて居るといふ一事、しかし乍ら、それは程度の差であつて、資料價值の上では決して萬葉第一主義でなく、他集をも萬葉同等の價值に於いて見て居るのだといふ一事、この二つの點である。そしてこの結果は、爲家獨撰の續後撰に於ける態度に比するならば、比較的

萬葉集に忠實にもなり、嚴正にもなつて居るが、萬葉集を他の集と五角の資料として扱つて居る點に於いては、何等本質的差別の存するわけではない。ここで我々は、兎に角一つの結論を下すことが出来るであらう。

新古今集から續古今集に至るまで、即ち元久の頃より文永二年まで、約八十年間に於ける京都歌壇の萬葉觀は、殆ど全く何の本質的變化をも受けて居るものではない。各集に於ては、撰者が一人であるか共撰であるか、又、一人であるとしても同一人でないか何うかといふ如き點に、既に違ひの生じ得る原因の一つが存在して居つて、決して事情を同じくして居ないけれども、各集間に存在する共通の一つの態度は十分これを認める事の出来るものである。それは萬葉第一主義の存在して居なかつたといふ事である。

撰者は萬葉集・古今六帖・柿本集・赤人集・家持集等の價值に就いて殆ど考へて居ない。すでに俊成・定家と對抗した六條家の顯昭法橋の萬葉集時代難事には、

凡人丸赤人家持等集、世間流布本、其歌相互交雜、不審甚多。又與萬葉所引之集多以相違也。

と言ひ、その原因を論じては、

凡諸家集之歌互交雜、又其誤惟多、是則大旨後人追書集之故歟。

と言つて居るが、この學者肌の顯昭の考は、一般歌壇にはかた苦しすぎたであらう。俊成以下二條家派の態度は、萬葉集とそれ等の集とを同等の資料と見るのである。随つて、新古今集序にもあるやうに、

定家爲家の撰集と萬葉集

萬葉に入れる歌はこれを除かず。古今よりこの方七代の集に入れる歌をばこれをのする事なし。の態度となる。積極的に探るといふよりも、萬葉の歌は採りたければ採つてもよいの口吻である。かくして萬葉の歌を原典に依つて探ると言ふよりは、萬葉歌人の歌を、諸書を涉獵して選ぶといふ態度に於いて事業は行はれたと見るべきであらう。

かかる態度は何によつて生れたのであらうか。しかし乍ら、それに就いて考へる前に、今一應讀人不知の歌に就いても、如何なる態度で涉獵が行はれて居るかを吟味して置かう。蓋し讀人不知の歌にも萬葉集の歌が採られて居るから、讀人不知の歌の出典を吟味する事によつて、又當面の問題に確からしさを與へる事が出来ると考へるが故である。

五

各集の讀人不知の歌は、

新古今集	九四首
新勅撰集	九九首
續後撰集	五六首
續古今集	三五首

である。これ等の歌の出典を調べた結果は次ぎの如くである。一々歌を示すべきであるけれども、表が膨大となるばかりであるので、例によりこれを省略する。

1 新古今集讀人不知歌 九四首

- 萬葉 一七 萬葉(無他見) 七 槐本一、 萬(九)一九一五。
- 作者不明六、 萬(一〇)一八三六。萬(一一)二九五四。萬(一二)二九五二。萬(九)一六九三。萬(一〇)二二四七。萬(七)二二四六。

- 萬葉(家持) 一、 萬(二〇)四四九三・六(一)三〇九一四。
- 萬(非境越) 一、 萬(四)五〇〇・六(四)三三二五五。
- 萬(無名) 四、 萬(八)一四三九・六(一)三一五〇六。萬(一〇)二一七四・六(二)三一九九八。萬(九)一六六六・(一)三一五三八。萬(七)二一四〇・六(二)三一七二七。

- 萬葉(無名) 一 萬(一〇)一九五三・赤一八七二六。
- 赤人集 二 萬(一〇)一八三五・六(一)三〇八八九・赤一八六三四。萬(一〇)一八四〇・六(一)三〇八九六・赤一八六三九。

定家爲家の撰集と萬葉集

萬葉(無名)
伊勢物語

一 萬(一二)三〇三二・物語六五。

六帖一二 六帖(無他見)

一 人麻呂 一、六(二)三一七九九。
無名 一〇、六(一)三一三三三。六(六)三五二六四。六(六)三四五五〇。六(六)三四

八〇二。六(三)三二七七五。六(五)三四二〇六。六(五)三三七六三。六

(拾遺)三五三三六。六(三)三二六七八。六(三)三二七二四。

六帖(無名)

一 六(四)三二九七三・拾(一五)九三〇。

拾遺集(讀人不知)

(三首は詞書があるが、一首にはない)

寬平御時后宮歌合

四

伊勢物語

七

大和物語

一

伊勢集

三

清正集

一

馬内侍集

一

天曆大嘗會主基歌

一

詞書により詠みし時又は贈

二〇

答の相手の明確なるもの

未詳

未詳 二七

2 新勅撰集讀人不知歌 九九首

萬葉 二五 萬葉(無他見)一五

丹比真人國人 一、萬(八)一五五七。
長忌寸奧磨 一、萬(三)二六五。
紀女郎 一、萬(四)七六三。
柿本人麻呂歌集一、萬(九)一七〇七。
田邊福麻呂歌集一、萬(六)一〇六〇。
右一首或云、石川君子朝臣作之、作者不明 九、萬(一一)二七四二。
萬(一〇)一八一。萬(一〇)二一七五。萬(一三)三二三一。萬(三)二七五。萬(一一)二七九一。萬(一二)二九八五又八二九八。六。萬(一二)三〇七三。萬(一四)三三四九。萬(七)一一九九。

萬葉 六帖

萬(馬國人) 一、萬(二〇)四四八・六(三)三二三五九。
萬(無名) 一、萬(七)一四七・六(三)三二二五三。
六帖(無名) 一、萬(一一)二八〇七・六(五)三三五七二。萬(一一)二六三八・六(二)三二〇二五。萬(一一)二五五〇・六(五)三四一七九。萬(七)一一二〇・六(三)三二七九四。

萬葉(無名) 六帖(無名) 赤人集

萬(一〇)一八四四・六(一)三一四七九・赤一八六四二。

定家爲家の撰萬と萬葉集

新古今篇

萬葉(無名) 一
柿本集

萬(一〇)二六七・柿(下)一五二一七。

萬葉(無名) 一
伊勢集

萬(四)七〇九・伊勢集一八五八四。

萬葉(無名) 一
六帖(無名)二所
赤人集
猿丸大夫集

萬(一〇)一九三〇・六(三)三二六九八・六(五)三三三六七・赤一
八七〇六・猿一五八一。

六帖 二五 六帖(無他見) 二三

貫之 一、
中臣女郎 一、
二所重出 二〇、
無名 二〇、

六(五)三四〇五二。
六(四)三三三七四。
六(二)三一八九〇・六(二)三一八九四。
六(六)三四七九四。六(六)三四七三九。六(四)三三三九八。六
(三)三二七〇九。六(三)三二六二七。六(三)三二六九四。六
(二)三一八九一。六(四)三三〇一八。六(四)三二九五五。六
(四)三二八七七。六(六)三四四二三。六(五)三三五九二。六
(五)三四二五五。六(五)三四二四〇。六(四)三二九五三。六
(三)三二四二九。六(三)三二四六七。六(三)三二三九六。六
(二)三一九三五。六(三)三二三九八。

六帖(無名) 一
柿本集

六(三)三二七九二・柿(下)一五二五〇。

六帖(無名) 一
兼盛集

六(五)三三五二二・兼一七〇五二。

寬平御時后宮歌合

九

伊勢物語

六

菅家萬葉集

一

伊勢集

一

馬内侍集

一

詞書により詠みし時又は贈
答の相手の明確なるもの

一三

未詳

一八

3 續後撰集讀人不知歌 五六首

萬葉 六 萬葉(無他見)

二、萬(一〇)三〇〇三。萬(二)二九八五又八二九八六(新勅撰集讀人不知=重出)

萬葉(無名)

三、萬(一〇)二〇四一・六(五)三三一〇二。萬(一〇)二一七〇・六(一)三一四六一。萬

六帖(無名)

(七)一〇七一・六(一)三二二一三。

六帖 二一

六(一)三一四九三。六(一)三一二六八。六(五)三四三二八。六(三)三二四三六。
六(三)三二三一七。六(五)三四〇三四。六(三)三二六一三。六(三)三二六〇七。

定家爲家の撰集と萬葉集

六(三)三二七四〇。六(三)三二六五三。六(三)三二五一八。六(四)三二九四九。
 六(一)三一一一七。六(五)三四二一三。六(二)三二〇五四。六(五)三三七八五。
 六(一)三一六七二。六(五)三三七二五。六(三)三二四七九。六(六)三四六六五。
 六(四)三三二一〇。

寛平御時后宮歌合 六
 亭子院歌合 三
 昌泰四年八月十五夜歌合 二
 中納言行平家歌合 一
 兵部卿元良親王家歌合 一
 土佐日記 一
 祐子内親王家紀伊集 一
 詞書により詠みし時又は贈答の相手の明確なるもの 七
 未詳 七

4 續古今集讀人不知歌 三五首

萬葉 八 萬葉(無他見) 四、萬(九)二八七五。萬(三)二六五。萬(三)二七〇。萬(七)二一六七。
 萬葉(無名) 四、萬(七)一三八一・六(三)三二四四〇。萬(一)二七七五・六(六)三二七三五。萬
 六帖(無名) 四、萬(七)一六〇・六(三)三二八一六。萬(七)一〇九六・六(二)三一七三五。
 (七)二一六〇・六(三)三二八一六。萬(七)一〇九六・六(二)三一七三五。

六帖 一〇

六(六)三四三五四。六(三)三二五三八。六(一)三一七〇三。六(三)三二七六四。
 六(一)三二二一九。六(三)三二四八〇。六(三)三一九二〇。六(三)三二六〇五。
 六(三)三二七六六。六(四)三三〇八八。

寛平御時后宮歌合 二
 延喜十三年陽成院歌合 一
 元良親王家歌合 一
 朱雀院御時藏人所歌合 一
 本院贈太政大臣前裁合 一
 伊勢物語 一
 詞書により詠みし時又は贈答の相手の明確なるもの 三
 未詳 七

四集にわたる讀人不知歌の分類は右の如くである。この表の、先づ萬葉歌と古今六帖歌とに就いて考へよう。萬葉以外に所見なき歌であつて、萬葉には作者の明記され、又さうでなくとも人麻呂歌集や福麻呂歌集に出た由の註や、右一首或云の左註を持つた歌等、一概に讀人不知とするのは如何と思はれる歌でありながら、しかも讀人不知となつて居る歌の散見する事である。この事は新古今集に一首と、新勅撰集に六首存するが、續後撰・續古今の兩集には存在して居ない。かかる現象は注意に値する問題であつて、尙考究を要す

る事であるが、結論すべき客観的證據も有しないから、今直ちに論斷する事を避けねばならない。それよりもより重要な事は、萬葉並びにその他の集に重出する歌に關して居る。これに就いても、續後撰・續古今の兩集にあつては、萬葉集と古今六帖とに重出するもの以外を存しない上に、萬葉に於いても古今六帖に於いても無名の作が採られて居るのみで、讀人不知といふ點に就いては問題がなく、ただ兩集何れを原據としたかに就いては歌そのものによつて考へるの外無いが、これに就いては大して問題となる可き事が無いから兩集五分々の勢力と見てよろしい。しかし新古今・新勅撰兩集に於いては、極めて事情が複雑となる。即ち萬葉集・古今六帖の兩集に重出する歌に於いては、事實上、

- | | | |
|---|-----------------|----------------|
| 1 | 萬葉・六帖ともに無名の歌 | 八首 (新古今・新勅撰合計) |
| 2 | 萬葉・六帖とも同一人の名ある歌 | 二首 () |
| 3 | 萬葉に名あり六帖に名無き歌 | 一首 () |
| 4 | 萬葉に名無く六帖に名ある歌 | 一首 () |

の四種の場合が存して居るが、この中、第一は何れに依つたか明らかでなく、第二は確かに誤りと推せられ若し誤りでないならば、それは全く別箇の書に依據したこととなり、兎に角萬葉によつたのでは無い事となる。第三も亦萬葉に據つたのではない。辛うじて第四のみが萬葉に依つた事を想像し得る唯一の場合である。結極、萬葉・六帖重出の歌に於いては、六帖に依つて讀人不知となり得る歌が萬葉に依つてさうなる歌

とほぼ同數を占めるといふ事實がある。ここに、新古今・新勅撰の讀人不知歌で、萬葉のみに見ゆる歌と六帖のみに見ゆる歌とを見るに、

- | | | | | |
|-----|-----|----|-----|----|
| 新古今 | 萬葉歌 | 七 | 六帖歌 | 一二 |
| 新勅撰 | 萬葉歌 | 一五 | 六帖歌 | 二五 |

であつて、斷然六帖の優勢である。右の二つの場合を考へ併せるならば、讀人不知の歌に就いては、古今六帖の力は萬葉にまさるものであることが明かである。

併し乍ら、萬葉集と柿本集・赤人集・伊勢集・猿丸大夫集・伊勢物語等に重出する歌は、すべて萬葉に於いては作者不明の歌であるから、これ等の作を讀人不知とするのは、萬葉を直接原據としたものと見なければ都合を來すのであつて、ほぼ萬葉に依る歌の部に加へて取り扱つてよろしいと思ふ。としても、讀人不知の歌に於いては、萬葉に依る歌と古今六帖に依る歌とは、漸く五分五分の關係に立つに過ぎないのである。この事實が、續後撰・續古今の場合に於いても大差の無かつた事は、先に考へて來た所によつて、知る事が出来るであらう。

そして、右の如き事實は、先に萬葉作者の歌の出典に就いて考へ得た所ともほぼ傾向を同じくして居るのである。即ち萬葉作者の名のもとに採られた作の出典に關する現象と、讀人不知歌として採られた作の出典に關する現象との間には、著しい差違を認め難いのである。

かくて、我々は二度ここに、總結的に、且最後の言ひ得るであらう。新古今集以後續古今集に至るまでの間に於いて、萬葉集は絶対視されて居らなかつた。そして、萬葉作者の歌は、萬葉集以外からも、自由に採られ、時人はそれを疑はなかつた。萬葉集と、古今六帖・柿本集・赤人集・家持集等は、同等の資料價値に於いて認められて居つたのである。

そして、しからば、かくの如き萬葉集の受用は、如何なる理解のもとに行はれ、如何なる事情がかくの如き理解を支持したのであるか。我々は、少しく冗長にわたるまで、事實に即して調べ來つたが、今や右の如き形に於いて、この事實の意味を考へるべき所に達したと思はれる。

六

二度我々は新古今集以下各集の撰者が、二條家の人々であるか、又二條家の傾向の強い大多數の人々であつたといふ事を注意しよう。さて二條家の人々は萬葉集に對して如何に考へつつあつたか。

俊成は古來風體抄の中に言つて居る、

萬葉集より後、古今集の撰ばるる事は、代々多く隔り、年々數つもりて、歌の姿詞づかひもことの外にかはれるべし。

又言ふ、

萬葉集は時代久しく隔りうつりて、歌の姿詞うちまかせて學び難かるべし。

定家はその考へをそのまま毎月抄にのべる、

萬葉はげに代もあがり人の心もさえて、今の世に學ぶとも更に及ぶべからず。

これ等の言葉は、一面に萬葉への讚嘆を含むとともに、又、萬葉が時代の懸隔によつて、既に追隨するとも及ばない埒外の存在となり終つて居るといふ、聰明な認識を含んで居る。俊成も定家も、共に新時代の歌風を指導した大才であつた。彼等は、萬葉の讚嘆に於て決して人後に墜ちない。けれども、自己の創作を常に中心にして考へ、決して抽象論をもてあそばさない。故に、自己の切實な表現の欲求は、すでに萬葉的表現にはたよつて居られないと言ふ事を意識する。故に、六條家の顯昭が、六百番陳狀に、

やまと歌は萬葉を本體と侍るに……

と稱して、無批判に萬葉詞をもてあそぶ態度は、觀念的迷誤であつて、俊成・定家の採らない所である。かくて、俊成は六百番歌合の判詞に、

凡歌は優艶ならんこそ可レ令庶幾を。故令恐人事、爲道爲身無其要乎。

と稱し、古來風體集にも、

又萬葉にもあればとて詠まむことはいかがと見ゆる事ども侍るなり。

と明言し、定家も、毎月抄に、

定家爲家の撰集と萬葉集

初心の時、自づから古體をよむ事ある可らず。

と禁止する。これ等の言がすべて、萬葉詞の健全雄勁な調子を無批判に模倣する事の危険を説くものである事は、前後の意味の關聯によつて十分知り得る所である。そして、この警告は、單なる萬葉詞の濫用模倣が彼等の時代の、殊に京都貴紳の最も端的な主觀の形態を映し出すのに、荒々しい障害とはなつても、それを成功せしめ難いを知つて居た事が、その言によつて分るのである。但しこれは、創作上の制限であつて、無際限のものでは無かつた。毎月抄にも、

但稽古年重なり、風骨よみ定まりて後は、又萬葉の様を存せざらむ好士は無下の事とぞ覺え侍る。

とある如く、教養としては必要を認めさへするのである。この一種の矛盾、萬葉を上れる代のものとして讚嘆し、教養としては、その理解を必要と認めながら、一方に於て、それは追隨の外にあるものと見て、無謀な模倣を警戒するといふ矛盾、この矛盾は何處より生ずるか。

ここに萬葉的なるものと中世歌壇的なるものとの質的懸隔、並びに、過去一般に對する憧憬の二つの事實が同時に存在した事を見なければならぬ。かの萬葉的なるものは、賀茂眞淵以來主張された考を要約すれば特殊の作は別として、大體は、大化以後奈良朝に亘る、貴族生活の端的にして完成された、リアリズムの表現であつたと言はんとして居たのだと言ふ事が出来るであらう。それに對すれば、定家時代京都歌壇の傾向は、京都公卿の社會的關係等を考へるまでもなく、約そリアリズムには反對の立場にあつた。力強く讚嘆の

伴ふ過去憧憬は、精神形態として、リアリズム文學に隨伴すべきものではない。萬葉の詞を眞似た所で、その心姿に至る事は出来ない。まして、當時の京都歌壇には、衰頽期に入らうとする公家階級のロマンチックな過去憧憬、古典文學の崇敬があつた。二條家派は、この過去憧憬的な、氣分的世界を詠み出さうとする。二條派は、この新傾向の表現完成の代表者であつた。

新古今時代はすでに、歌に關しては、傳統文學の時代である。過去に模倣する事によつて、又過去に暗示される事によつて、自己の表現の型を築いた時代であり、又ことに過去を死物の堆積中から掘り起して、意識的にその生命を聞いた時代である。

ここに、よき文學の標本は、過去にある。良き詞使ひ、作品に映じたる良き情操、作品が讀者に働きかける良き藝術性、そのやうなものは、過去のある種の作品から、ことに明確に感得する。かかる作品の表現法を模倣して、自己の意識を歌ふ事によつて、彼等の藝術的欲求ははじめて安心する。ここに單純ではあるが言葉と内容との對立が生れて来る。定家は詠歌大慨に言つて居る。

情^ハ以^テ新^ク爲^シ先^ト、詞^ハ以^テ舊^ク可^レ用^フ。

又かうも言つて居る、

和歌無^シ師匠^ト、只以^テ舊^ク爲^シ師^ト、染^メ心^ニ古風^ニ、習^フ詞^ヲ於^テ先達^ノ者^ニ、誰人^カ不^レ詠^シ之^ヲ哉。

又、近代秀歌にも言つて居る、

定家爲家の撰集と萬葉集

言葉は古きをしたひ、心は新しきをもとめ、及ばぬ高き姿を願ひて云々。

この對立に於いて、新しきを求むべき心は、即ち又古き詞に藝術性を感じ、そしてそれを憧憬する心でもある。その新しき心、かかる要求を持つ心が、衰頹期に踏み込みつつある公家の、ことに歌文に教養の深い層の中より生れ來つた事を考へて見るならば、その心が、多分の現實逃避の傾向、感傷主義の傾向を有し、空想的・夢幻的であつて、現實肯定の態度に出ず、随つて、觀念的であつて物質的で無い事が、想像されるであらう。随つて、かかる「心」から生れ、かかる「心」の表現である文學は、寫實主義的でなくて、浪漫的傾向を持つ筈である。いはゆる新古今的なる歌の傾向は、かかる「心」に規定されて居るものである。當然の結果ではあるが、たとへ「言葉は古きをした」つたとしても、リズムに立脚する萬葉の歌は、本能的な感覺によつて避けられたのであらう。たとへ採られたとするも、それは言葉の端々であつて、歌そのものではない。古今集の觀念歌の推戴がここに開けて來る。古來風體抄に、

歌の本體にはただ古今集を仰ぎ信すべき事なり。

とも言ひ、又、

古今こそは本體と信仰すべきものなれば……

とも言ふ。更らに定家に至つては、態度は頗る明白である。詠歌大概にも言つて居る、

詞、不可^ハ出^ラニ^三代^ニ集^ニ。

勿論この句は本文の割註だつたもので、定家のものか否かは疑ひが無いではないが、かかる考はあつたに違ひない。

そして又「心」の側面よりこれを見るも、矢張りリアリズムの文學に餘韻を感じえずして、觀念的世界に媚々たる餘韻を感じる心である。古來風體抄に、

必ずしも錦繡の如くならねども、歌はただよみ上げもし、詠じもしたるに、何となく艶にも哀れにも聞ゆる事のあるなるべし。

といふ言葉が、俊成の幽玄體の説明であり得る爲には、俊成は、リズムの作家である筈は無い。餘韻を從來の作に感じ得なくなつた所に、新しき餘情象徴の主張が成り立ち得る。かくて、健全なりし文學に對して新しき主義の宣言の生れる時、それは常に非現實なる夢幻性、主觀的なる情念の表現の手段として、繊細優美であるを常とする。定家は毎月抄に言つて居る、

先哲の吳々書をける物にも、優しく詠むべき事こそ見え侍るめる。

これを俊成の六百番歌合の判詞に於ける、

凡歌は優艶ならんこそ可^キ令^シ庶^シ幾^ニを。

の言葉に比べて見よ。

勿論かうした特殊の古典に限定されたる古典復歸の主張は、すでに可成りに極限されて居り、黨派的でも

ある。かかる説の力説される半面には、六條家流の暗々なる萬葉支持の動きのあつた事を忘れる事は出来ぬであらう。すでに掲げたかの顯昭の六百番陳狀に、

やまと歌は萬葉を本體と侍るに……

の主張のみではない。その兄清輔は、袋草紙にも萬葉集に就いて述べ、顯昭には萬葉時代難事の著がある。それに對しては、俊成にも萬葉集時代考の著があり、かうした論説に於いても、俊成は萬葉を聖武天皇の御代の撰とし、顯昭は平城天皇の御代とし、互に對立の形を取つて居る。かうした論説の起り得た事は、即ち一方には萬葉復興の一般的氣運も存した事を考へ得る根據となるのであつて、唯、創作の分野に於いて、古今派の二條家が優勢を示し得たのは、理論ではなく現實の表現の實際に當つて、この派殊に俊成の認識が、より確かであり、京都歌壇の最も新しき感覺、新しき傾向は、俊成の考へとその創作とによりて、導かれ、行くべき道を見出したが爲であつた。

されば、後鳥羽院又は良經の如く、歌壇の愛護者であり、偉大なるディレクターであつて、且天分の優れた向きに於ては、俊成・定家などよりも、餘程自由に萬葉的な詞が姿を見せ乍ら、それが、かへつて新古今的な作品に生彩を與へて居ると言ふやうな事實も生ずるのであつて、これは、後鳥羽院御口傳の、

世の常には唯萬葉集ばかり詠みたるやうを心得て置くべし。……人の萬葉集の言葉を取りて詠じたる歌を得讀まぬ也。……古今集にも知らで悪しく讀まれぬべき歌もあり。又様々の歌どもを盡してのせられ

たり。必ず存知すべき也。

といふ一節等に見ても分る通り、何れに執着する態度でもない。されば同書に、

大和歌を詠する習ひ、昔より今に至るまで、人のいさめにも従はず、自ら嗜むにも出らず、唯天性の得たるをもて、自づから風情の妙なるを巡らす。

とある如く、人の教へに従つても、自己の好みから出發しても、それは第二義の問題で、歌を詠む事の最も本質的な部分には觸れない事である。詠歌は唯天分に比例する。これは、敢て後鳥羽院御一人のみではない守覺法親王でも、式子内親王でも、良經でも慈鎮でも通親でも、此等良きディレクターであつて、最も上層の階級に位した人々の間では、かうした餘裕ある自由採擇の心持が存し得た事であらう。俊成も定家も寂蓮も、清輔も顯昭も季經も、此等の専門家は、互角同等の存在理由しか認められては居なかつたに違ひな

5。

かくて、俊成の論も、萬葉のリアリズムに對して新古今の主觀主義を生み出す時代の動向を見抜き、論に於て、作に於て、その傾向を指導した點では一頭地を抜いて居たけれども、古今主義を固持する點では、終に一つの黨派的對立にまで墜ちて居ると言はなくてはならない。かくて、俊成の主張は可成りに黨派的でもある。

けれども見る可きは、この古今集推戴を通してのみ、「詞は古きを慕ひ心は新しきを求め」る矛盾は解決さ

れ得たと言ふ點である。萬葉古今何れつかずのディレクタントの作歌がすべて、時代精神をよく反映して居り乍ら、本質的には非萬葉的な歌である事を考へれば、それは疑ひの存しない所であらう。

右のやうな事情で、新古今集の撰者は、萬葉的でない文學者の一團であつた。

定家は但し、新古今集撰定後老境に入るに隨ひ、次第に歌觀に變更を來したらしく思はれる。彼は父俊成の古今主義から、廣い古典主義に轉じた。俊成の幽玄の思想から有心體の主張に轉じた如くにである。

毎月抄に定家は言つて居る。

歌は唯日來しるし候し如く、萬葉よりこの方の勅撰を靜かに御覽せられて、變りゆき候ひける姿等を御心得候へ。それにとりて勅撰の歌なればとて、必ず歌ごとにとりて學ぶ可らず。人にともなひ世に従ひて歌の興廢見え侍り。

又言つて居る。

恐らくは寛平以往の先達の歌にも、善惡思ひ判たらむ人ぞ歌の趣を存せるにては侍るべき。

又近代秀歌にも言つて居る、

詞は古きを慕ひ心は新しきを求め、及ばぬ高き姿を願ひて、寛平以往の歌に習はば、自づから良ろしき事も、などか侍らざらん。

又詠歌大概にも規定する、

常觀ニ念シレシ古歌之景氣ニ可シ染心。殊可ニ見習フ者、古今・伊勢物語・後撰・拾遺・三十六人集之内、殊上手歌可シ懸心。人麻呂・貫之・忠岑・伊勢・小町等類也。

定家は一方に萬葉以後の勅撰と言ひ、又一方に三代集・三十六人集・伊勢物語を擧げ、そして二箇所に繰り返し寛平以往と言ふ言葉を通じて居る。この變化は、彼の勅撰集に於ける、新古今的ならぬ簡素な調子に見る時は、一層よく分るので無いかと思ふ。

冬過ぎて春は來ぬらしあさ日さす春日の山に霞たなびく

久方の天の香具山この夕霞たなびく春たつらしも

いつしかと今日ふりそむる春雨に色づきわたる野邊の若草

わが宿の垣根の草の淺緑ふる春雨ぞ色は染めける

とふ人も無き宿なれどくる春はやへ蓬にも障らざりけり

鶯のなきつるなべに我宿の垣ねの雪はむら消えにけり

春ぞとは霞にしるし鶯は花のありかをそこと告げなん

朝戸あけて伏見の里に眺むれば霞にむせぶ宇治の河波

住吉の松の嵐もかすむなり遠里小野の春のあけぼの

ただし誤つてはならぬ。この勅撰集卷一のはじめの方數首を見て知り得る事は、何れも著しい秀句などの

眼につかず、印象的な所の消え失せた事である。これは普通に定家の創作力の低下であるやうにも考へられさうであるが、實は定家は愈々歌の批評眼の冴えた事を自任する。毎月抄にも、

近代の歌は花をのみ心にかけて實には眼もかけぬからと申ためり。尤もさと覺え侍る。

と言つて、新古今集的な美辭麗句主義を喜ばず、

大方歌にうけられぬは秀句なり。

とも言つて、その態度を一層明白にし、

わが心の中にて歌の昔今を思ひ合せて見るに、古よりも當時は事の外に詠む歌ごとに悪くのみ覺えてこれとは思ひて出すは稀にぞ侍る。

といつて居る。毎月抄の奥書は普通承久元年であるが、その頃はすでに、新古今撰集以來時日も久しく、定家の考へは、美辭麗句主義によつて若々しい感激を覺えた時代の態度を否定的に見る。そして、この態度の積極的な見本が新勅撰集であると言へよう。秀句主義は排除されて居り、「花をのみ心にかける」態度も排除されて居る。これは一見古今と萬葉との折衷派の如くである。一首聲調の正整が、新勅撰集の眼目であつた。

我々は、承元三年成つた筈の近代秀歌やこの承久元年の毎月抄に於いて、寛平以前の歌を推稱する根據も同じ所に存したと見たいのである。この態度は、寧ろ古典主義への徹底である。古歌の風調への没入である。

新古今時代の歌には、自己の觀念の影像化の欲求が見えるのである。新勅撰集には、古歌の風調を模し得

て巧らみの跡の少ないものが採られて居る。そこに自己の感性の揚棄と古き傳統への歸入とが、積極的な主張となつて行はれて居るのである。それであるから、新勅撰集の歌は、古歌の風調を帯びながら、著しく觀念的であつて、實感的でないのである。

右の如くに考へ來つた所を、かの新古今・新勅撰の萬葉作者歌又は讀人不知歌の調査の結果に思ひ合せて見よう。

かの調査によりて知り得た所は、萬葉集と、歌仙家集・古今六帖・伊勢物語、又は寛平御時后宮歌合等が互角の資料として用ひられ、萬葉は萬葉として立てられず、萬葉歌人の歌は、それ等の諸書に散見するものは萬葉集中の作と等しい價値を以て取り扱はれてゐると言ふ點であつた。これは至極明白の事實である。

新古今集の右の事實は、萬葉主義・古今主義の對立と、歌壇主腦者の超然的自然主義とから生れた。新勅撰集に於ける右の事實は、歌壇の獨裁者となつた定家の汎古典主義とも言ふべきものから生れた。けれどもその何れもは、衰頹期には入つた、即ち時の言葉を以てすれば末法到來の世の公家階級の精神形態を反映して居るものであつて、それ以上萬葉への新鮮な感應、萬葉集の歌のリアリズムに直接觸れる所の感應を持ち得なかつたのである。

かうした萬葉に對する關係は、そのまま次ぎの代へ移される。爲家は、それを證明する存在である。そして、續後撰・續古今における萬葉作者歌と讀人不知歌に於ける調査の結果が、前二集のそれと本質的にも數

字的にも大差の見られない事は、右の考へを裏書きしてくれるであらう。
爲家の未亡人阿佛の夜の鶴に、

先づ歌詠まむ人は事にふれて情を先として、物の哀れを知り、常に心をすまして、花の散り木の葉のおつるをも、露時雨色かはる折節をも、眼にも心にもとどめて、歌の風情を立居につけて、心にかくべきにぞ候らん。

とあり又、耕雲口傳にも、

肝要はただ數寄の心ざし一なり。……御子左の一門此道の宗匠なり。彼家には達者と數寄とをならぶるに、達者よりは數寄の人を執する由、故大臣はかたり給ひし也。

とある。前者は數寄の具體的説明と見られようが、この數寄を中心とする態度は、すでに制作中心の態度でなく、むしろ生活中心の態度であり、しかもそれは、現實主義の生活でなくて、意識的に傳統藝術の型に自己を没する生活態度であると言へるであらう。定家の新勅撰集撰進までの態度言説には、かうした古典主義を建設せんとして居る者の積極性が見られるが、爲家に轉じて、その積極性は全く慣性に轉化する。夜の鶴や耕雲口傳には、傳統性を守護し、主張する事の積極性があらはれて來るのである。萬葉は愛敬される。それは古典なるが故に敬愛されるのである。そしてかかる形に於いてなされる理解と受用とは、萬葉集の歌から見れば、質を異にした世界の接觸であるに過ぎない。これは萬葉的なものが、中世的なる社會に於て古典

を受用し得る者に取り扱はれる唯一の取り扱はれ方であつたと思はれる。敢て文永二年撰進の續古今集を以て終を告げた現象では無かつたのである。

最後に一事をつけ加へよう。それはかの實朝の位置に就いてである。

實朝は、最近「文學」創刊號（昭和八年四月）に於ける齋藤茂吉博士の「後鳥羽院と源實朝」によれば、著るしく後鳥羽院の御製から影響を受けて居る事が分つた。そして又「水鏡」（昭和八年四月）に於ける武田祐吉博士の「實朝の生涯」によれば、金槐集に於ける二十二歳までの歌の中でも、初期にはより萬葉的であり、後期に新古今的となつたのであつて、ことに新和歌集に存する側近の壘谷朝業、後の信生法師との贈答や、最後の朝詠み残した絶詠の如き、全く古今調以外のものでない所から見ても、晩年に至る程、一層京都歌壇の主流に染められて居る事が分るのである。又日本文學講座の齋藤茂吉博士の「金槐集研究」によれば鎌倉武士は必ずしも萬葉調の歌人でなく、ことに側近の臣であつた信生法師なども、大體は古今調的であつて、わづかに萬葉調のものが見える程度であり、これは、實朝があやうくも及ぼし得た影響と言ひ得るのである。右の諸説は、決して、武家階級の上層が、和歌に於いて自己發生的に、萬葉的なリズムの歌を生み出し得はしなかつた事の證明となる。武家は、より低度の文化荷擔者として、より高度の京都文化に對した時、常に、それに對して追隨する形で接觸したであらう。故に作歌に於いては、常に模倣に終始したのである。この事は、かの新和歌集や、新勅撰集以後の武士の詠作に見て、略々明確の所である。中世初期の和

歌と萬葉集との關係を考へるに當り、實朝を故意に避けた事も右の理由による。實朝の萬葉調は著るしく特殊な發生であつたからである。

(昭和八年五月稿・萬葉集講座)

近時の新古今集研究方法論

日本古典作品の研究を方法的に批判するところみの一部として、新古今集の近時の研究を、同じ立場から批判する事が當面の問題なのであるが、近時といつても大正末年この方新古今集が日本古典作品の一つとして研究され出したについては、唯單に國文學界一般が活況を呈しはじめた波に乗つたといふばかりでなく、それよりも寧ろ一足先きに、歌壇に於ける生き生きとした新古今集への共感が芽をふいて居つたといふ事情を見逃す事は出来ない。さうした事情はある程度、これまでの新古今集研究の結果に特色を與へてゐる筈なのである。その點について考へて見よう。

一

國文學界の活況は大震災頃を境として急激に現はれてきた現象である。けれどもそれは孤立的に生育した現象では決してなかつた。大正時代に於ける指導的な文化層が全體として保守的に推し移つて來て居つた結果、藝術・思想・學術の全分野にわたつて、古典文化への共感又は憧憬が隱微の裡に醗酵されて居つたのであ

つて、大震災のため多くの文化的遺品が灰燼に歸した結果、それが刺戟の一つとなつて自國文化への愛着が急激に表面化して來たといふに外ならぬのである。そして國文學界の活況も勿論この時代的動向に沿つたものものに外ならなかつた。

この現象の起る以前、特に大正時代の大部分を一括して展望するならば、それは日本に於いて最も自由主義的であり得た時代であつて、國家の意識からは遠ざかつて居つたし、國民道德や國學者の思想がかた隅へ押しやられて、個人意識の解放が可成り十分に達成されつつあつた。又文壇では歩度を伸ばして西歐の文藝の後を追つて居つたのであつて、全體として、時代の意識を明晰にし時代の文化を構成する爲の原理を、民族的なもの歴史的なものから求めて來る必要が全く認められなかつた。随つて進歩的指導的な傾向はつねに世界的であり人類的であるやうな傾向を示してをつた。そしてその事は、言葉をかへていへば要するに西歐への追跡であり、西歐からの啓發であるに外ならなかつたのである。それは文藝に於いても思想に於いても哲學に於いても全く同じであつた。

さうした時代の欲求の前に立たされたのであるから、國學者的世界觀を背景とする國文學研究がそれ自體として古典的存在となり訓詁註釋の世界にたて籠る事を餘義なくされるやうになつて、新しい世代の要求に適切な答をなし得なくなつた事は當然の成り行きであつた。勿論それは世界觀に於いても倫理學に於いても藝術論に於いても同様であつた。それだけでなく、若い國文學者や國語教育家の間には、日本の古典をも西

歐の哲學や文學論やの理解の上に立つて鑑賞し批判しようとする要求が強く現はれて居つた。所で大正時代を支配した哲學や文學論やの根本に存した自由主義的傾向は、傳統を拒否し、個人の解放を要求して、非歴史的な性質を持つて居り、新しい知識層は皆なその思潮を身にうけて來て居るので、古典を見る場合にも不可避免的にその尺度に照して見るのであつたが、古代社會や封建時代やにつくられたすべての古典が、無條件的にその尺度にかなう筈がなかつた。そこで古典は文學作品としてもつまらないものとして知識階級の共感の外に置き去られた形があつた。随つて若い國文學者が現代的な解釋をして隨分無理に現代へ引きつけて見ても、それは高か高か古典の中にもまだ現代人の鑑賞にたへ得るものがあるといふ事を分らせる程度のものであつて、その立場から何等か文壇を指導する様な理論が生れて來るといふのでもなかつた。若い國文學者の立場も擬裝のもとに古典を擁護したといふ程度にとどまつたのであつて、古典文化全體とともに古典文學又はその研究家が、社會的關心のかた隅に押しやられてをつた事は、舊柄な訓詁學者と大してかはりのあるものではなかつたのである。それが大正時代の大體の傾向であつた。そんなわけで、作品としてもかつがれて居つたものは萬葉集・源氏物語・山家集・徒然草・芭蕉・近松など位のものであつて、その數もきはめて少なく、當面の問題になつて居る新古今集なども古今集とともに、何れかといへば國文學者の間にも眞の共感はあまり得て居らなかつたといふのが事實であらう。

であるから大正末期になつて、古典文化全般への愛着が文化的感覺の上に優勢な地位を占める様になつて

來たといふ事は著しい時代の事情の變化に伴ふものであつた事勿論であつて、我々は時代が一つの轉換期に移り込みつつあつた徴候を十分に觀取する事が出来るであらう。名づけ得べくばその徴候は古典主義とでも言ふべきものであつた。そして新古今集は、この古典主義の波に揺られ乍ら人々の關心の中に浮び上つて來たのである。

二

この古典主義は、學界と創作界とはあらはれ方を異にして居つた。そして新古今集は歌集である。それは古典作品として學界から關心を持たれはじめたと共に、より早く、萬葉に對立する歌風の代表的歌集として、歌壇的に意識されはじめ居つた。隨つて考察を進める順序として、歌壇と學界との兩分野にわたつて簡単に新古今集のとりあげられ方を見直して置かなければならない。歌壇に於いては、新古今集への共感が萬葉集への共感とは異質的な共感として大正末期に改めて發生した。一體短歌は著しい傳統文學なのであつて、その型態には千數百年の傳統が結びついて居るのである。短歌の最後の性質はすべて三十一音詩型を根底に置いて保たれて居る。この定型はたとへ字餘りでも字足らずでも壞れる事はないのであつて、五句三十一音の定型律を標準にした息づかひでは全く讀み得ない様なものが出來れば、それはまう別個の新詩型であつて、短歌ではない。自由律短歌でさへ定型律が念頭に存する事によつてはじめて短歌としての感じを感じ得

る。さうした意味で、正統的な短歌運動ならば、如何に近代の自由主義的精神に忠實であつたにしても、その一面に於いて定型律の傳統味に反逆する事は許されない。さうした舊い型と新しい表現の對象との統一は萬葉集に復歸する事によつて、アララギ派によつて爲しとげられた。萬葉集の歌については尙研究すべき問題が多くて、一概に概括的な議論は出來がたいけれども、その歌のある部分又は大部分が、大正時代の智識階層のひろい部分に古い歌の中で最も共感出来る性質を持つて居つた事はたしかである。別の言葉でいへば自由主義的な時代から見ても現代的意義を持つて居つたものである事はたしかである。現に萬葉集に對して共感を持ち得たのは、生活の眞實な表白、しかも實感に肉迫してゆく簡素で適確なりリズムなどといふ特色が萬葉集にあつた爲であつて、さうした點は自由主義的時代に於ける寫實主義的文學論に於いても、重要視された點である。

それだけの事は誰にもさ程理解するに困難な問題ではない。しかし乍らアララギ派の近代的な意義は、さうした萬葉集の現代的意義の存する點を認識したとか、又は共感したとかいふだけではなくて、萬葉集のリズムの態度を厳正に移し學んでその作歌態度とした點にある。勿論アララギの態度はそれだけではない別の一面として強い主觀主義の側面が存する事は忘れ得ない點である。それはリズム文學論が必然に生れて來べき條件のもとに生活した人々が、最も大膽にそれを主張し、そしてその立場から共感し得るものだけを取つて、それを自己流の理解の仕方理解し、そして、理解された限りに於いて夢中に共感して居たに外

ならぬからである。萬葉調の模倣といふ事も、さうしたつよい主観主義を通して、それ以外に用ゐるべき手段がないといふ點に決着して採用されて居るらしいのである。亡き島木赤彦氏又は齋藤茂吉博士の諸説はその様な風に解し得られるかと思ふ。勿論かうした主観主義をぬきにして、古典に没入するといふ様な古典主義的態度で萬葉集を見る事も出来る。けれどもその時には、態度は全く別になつて居ると思はれる。古典主義は根本に於いて一つのアイデアリズムである。現實への一應の拒否が加はる。種々な形に於ける無の思想が繁殖する餘地が加はる。靜かなる觀照のよろこびが加はる。現實の追及ではなくて、何等かの價値の追及が生れる。そして藝術に於いては古典藝術の藝の良さに對する共感が生れる。これはその作を生んだ内部生命への共感ではなくて、完成された姿への共感である。隨つて古典主義的に萬葉集へ結びつく人は萬葉調の魅力に索引されるのである。そして詞の模倣によつて萬葉的なほひのする作をつくる。

ひるがへつて、大正末期の我が國文藝の大勢を考へて見ると、リアリズムからの離脱にあたつて、新感覺派が浮び出て來る様な事情にあつた。この傾向は歌壇にあつては新古今集への新しい共感を結果として導いたと思はれる。新古今集への共感はいち早く川田順氏によつて語られて居る。大正十一年頃、同氏が「山海經」に於ける浪漫風から逸脱されつあつたのとは逆に、萬葉集を偏重し「他の時代の作物を不當に輕侮するやうになつた」事に對し、「義憤の念を禁じ得ない」で新古今集の爲に辯ずる文を書きはじめられたものがつもりつもつて昭和七年に「新古今集の鑑賞」となつて世に出た。

別に水麩派の石井直三郎先生は最も新古今集のよさを解された作家で、その作にはそれと感ぜられるものがよく出て居ると思ふが、新古今集へのよき共感はその後につづいた水麩派の若い人々によつて示され、それ等の人々の間ではこれを新古典主義と自稱して居つた。歌と現實生活との關係に對する批判には恣意的な傾向が生れ、歌に對する態度は趣味的であるが、歌そのものには非常ないたはりを見せるのである。實生活を寫す意味のリアリズムは、轉じて趣味性に感性的に結びつくアイデアリズムとなつた。アララギ派では藝術が自然を模倣した。しかし水麩派の若い人々の間では、ワイルドが且て言つた様に自然が藝術を模倣したのである。その點でそれは新古今集と同じ傾向を示したものであつた。

萬葉集への共感に對して、新古今集への共感が如何に異質的であつたかは、アララギの土屋文明氏の「新古今集寸感」といふ文中の左の言がこれを證してあまりがある。

自分は萬葉集以外の歌集は殆ど讀んで居ない。又讀みたいと思つて居なかつた。しかし最近職業上仕方なしに古今集と新古今集を引きつづけて極大さつばに目を通した。……古今集も新古今集も、漠然考へてつまらないだらうと評價して居たよりも、實際よんで見ると遙かにつまらなく感ぜられたからである。此の感じは殊に新古今に於て甚しかった。

あの虚假威しの鬼面に接すると、反感とか輕蔑とかいふよりも寧ろ滑稽にさへ感ぜられた。(改造社「短

歌講座」附録「短歌研究」昭和七年四月・第七號・一頁)

しかしこの傾向はとまらなかつた。「國民文學」に掲載された窪田空穂氏の「新古今集の評釋」が書物となつて世に出たのは同じく昭和七年であつた。北原白秋氏は早く「白南風」の歌風で大正末期から既に新古今集的性格を次第に強くし、雑誌「多摩」創刊號の「多摩綱領」に於いては、

新古今に至つて、此の三十一音型は藝術としての無比の鍛鍊臺となつた。……まことに一首の爲には骨を鏝り心を彫り盡す、最高の良心と新様の美意識とが、遂に短歌をして、日本短歌最上の象徴藝術たらしめ、その内に籠る艶美と、嫵嫵たる十方の餘情とはまさしく幽人逸士の超世の機縁をも作つた。

(「多摩」昭和十年六月號、十一頁)

の言を爲し、「敢て必ずしも主義としての新古典の目を立つるものでもないが」とも言はれるのであるが、これは反つて事實に於ける新古典主義の自認に外ならない。

これ位の例に觸れただけでも、作家の内部に於いて新古今集への共感が萬葉集への共感とは異質的なものとして擡頭し來つた事はうなづけるであらう。であるから土屋氏は前掲の文につづいて

今日萬葉集が理解され、他の一般藝術からの正しい暗示があるのに、又一部に古今集や新古今集の復活を試みるものが出て來、それが單に訓詁學者の間にのみ止らず、實作者の間にまで及んで居るのは、何か白晝化物に遭遇するやうな感じがなくてもない。これは單なる感想でなしに、一度論じて見たいことである。

と言はれた。その論はその後出たか否か知らないけれども、私も代つて論定する事だけは出来る、萬葉集とは別箇の歌集、これをひろく言へば古今集と新古今集とに對する共感が、否應なしに發生せざるを得ぬ情勢が來りつつあつたのだと。かうして、歌壇に於いて生きた作品としての新古今集への共感が湧き起りつつあつた事が、學界に於ける新古今集研究を掩護し生長せしめた力である事は注意しなければならぬ。所謂訓詁學者の間によりも、歌の實作者の間に、より早く、より敏感に新古今集への共感が芽を吹いてゐたのである。そしてこの事が、新古今集研究の分野に、新古今風の藝術的理解、文學論的究明といふ重大な一面を附與するに至つた。かうした面は、近時の古典研究に於ては、寧ろ否定されつつあつた所なのである。

三

しかし又、學界には學界で、右の様な歌壇的情勢が存して居なくても、當然新古今集への關心が生れねばならぬ様な學徒的認識が形をととのへつつあつた。その第一聲として記憶さるべき文献は池田龜鑑氏が「國語と國文學」の大正十六年(實は昭和二年)正月號に發表された「對立より統一へ」の一文であつた。この題名にいふ所の對立とは、前に少しく觸れて置いた所の、大正時代に於いて國學者の立場を引きついで訓詁註釋學者の、感ずる事なくして唯だ智識を整理し増補する立場と、新しき理想主義的な思想や自由主義的な文學理論の洗禮を受けて、その心を以て古典をも鑑賞し、その眼を以て古典をも批評しようとした主觀的な立

場との對立をさして居る。そして同論文で池田氏はこの對立を學界に於ける不祥事として、それを統一した「知」即「感」、「感」即「知」の晴明なる心境に研究の本質的態度を見ようとするのである。もとより「知」又は「感」といふ事が、同論文では未だ徹底的定義を得て居ない。ことに「古典を感じる事」の根本的解決は、これこそ古典研究家としての學徒が眞に考へねばならぬ重大問題の一つであつて、國文學者はこの問題については世界平等の水準の上に立ち、世界の學者とともに究明に努力すべき席を興へられて居ると思ふのであるが、それだけにまだ、池田氏の論にそれが明確に出て居なくても無理からぬ事である。随つて又「知」即「感」の統一的立場といふ結論も甘さを持つて居つたのであるが、當時學界内部に於ける先行的見本のなゝ中で、理論が組織立てられたのであるから、寧ろその出來榮えは多とす可きものであつたのである。我々は今その論文を顧みて、その眞に感ずるには眞に知らねばならぬとして、感じる前に事實の價値を重く見た結論と、そこへ思索を進め行く途上に於いて種々の問題に屢々現はれて居る實證的態度との間に、時代の轉換しつある徴候をしつかりと認め得るのである。同氏の態度を最もよく現はすものは、

文學作品の眞の鑑賞は、作者を無視し、環境を無視し、内容或は形式を無視して、漠然と把握される性質のものではなす。

の一節であるが、これは期せずして、テーヌの文學史の方法又はブリュンヌチエールの客觀批評の立場と一致する。この態度に於いて右の論文は書かれたと共に、池田氏の研究は行はれて居つた筈と思はれる。この

態度の本質には、我々のセンスは我々と別箇の環境又は時代又は社會の作者が生んだ作品を無條件に全部的には理解し得ないもの、随つて作者が意圖した所の藝術的魅力を同質的には體驗し得ないものであるとする認識が潜在する。随つて、主體的な自己の全生活・思想・センスを以て別箇の時代に屬する古典までも鑑賞せんとする主觀主義への本能的な反撥と警戒とを持つて居る。それはとりも直さず客觀主義の發生に外ならなす。

同じ態度は後、明治文學研究に於ける鹽田良平氏の場合に對してたしか篠田太郎氏が實證主義と命名してから、弘く實證主義の名で呼ばれる様になつて、一時は學界の合ひ言葉の如くであつた。今はその名稱はあまり聞かれなくなつたが、學風として根強く存在して居る事は事實である。

さてかうしていはゆる國文學界の實證主義は客觀主義である。しかも主觀主義への克服であるかの如き形で生れた客觀主義であつた。歌壇に於ける古典主義の所で少しく觸れた様に、近時の客觀的態度は本質に於いて、文學が生活に根ざすリアリズムから離脱し、アイデアリズムへ乗り移る事に隨伴する觀照的態度であつた。その同じ精神的態度が學界に於ける客觀主義の根據にも潜在する。それは矢張り明確にアイデアリズムの性格を伴つて居る。そして、何故そのやうに古典へと結びつき行くかの理論は、古典研究自體の中から出て來ない。それは主觀的である事の放棄、古典そのものへの虚無的立場からする共感、又は憧憬、生活原理としての靜的な觀照の上に立つ遙かなるものとの交通、現實への廻避等の種々の立場と結びつく。だか

ら時には學徒の熱烈な主體的な全生活とその學問的方法とには、關係が稀薄であり、又は背馳さへし得るものである。そのかはり、資料の搜索、整理、考證その事へは、殆ど藝道に於ける名工の如き打ち込み方で努力が拂はれるのである。故にこれが行き過ぎると單なる資料主義となり、證據資料のない問題には絶対に結論が出せないといふ不可知論に墮ちる危険が多分に存して居るのではあるが、それは枝葉の問題である。兎に角その根本に於いて、學界の實證主義が古典のすべてに向つて觸手を伸ばし得た積極的で尖鋭な姿勢は、かかる態度の發生を必然的ならしめる如き社會情勢に隨伴するものであつた事は明らかである。

但し今一つここでつけ足したい事は、かうした古典主義乃至客觀主義は大正時代に於ける自由主義が自然に變質した結果として生れて來て居るものであつて、先の主觀的な鑑賞批評に對して、それを克服すべき役割をもつて生じて來たものではなかつた。いはば唯時間的前後の關係に於いて生れて來た者に外ならない。だから、鑑賞に於ける主觀主義と資料操作に於ける客觀主義とは、眞實の意味に於いて克服し統一さるるものとして生れたものでなく、隨つて今に至るまで同時的に兩者混在して居るといふのが眞實の事情であり、兩者の完全な統一といふ事は、實は解決を與へる事の不可能な問題なのである。

それはさて置き、かうした學界の新情勢は、己れを空しくした古典の再檢討といふ様な標語のもとにはじめられたのであるから、新古今集研究なども八代集研究の一部として當然生すべきものであつたし、ことに古典研究史的に見れば古今と新古今とは八代集中でも重要なものであるから、當然他の六集よりも十分の

注意が傾けられるもの筈であつた。その上更に、歌壇の方面に十分な新古今集への共感がはびこりつたあつたのであるから、兩々相待つて、新古今集研究は急激に勃興する形をとつたのである。

四

以上の叙述でも分る様に、新古今集の研究ははじめから單に實證主義的ばかりではなくて、現歌壇に生きた共感を保ち得るといふ特殊な事情が存した爲に、多分に鑑賞批評的な取り扱ひを受けたのである。言を換へて言へば、新古今集は實證主義的並びに解釋學的に見られ得る條件をそなへて居つたのである。もとより解釋學的傾向は、全思想界の各分野に於けると等しく、國文學界に於いても顯著にその影響を示しはじめて居るのではあるが、しかし、新古今集研究に於ける解釋學的分野は、國文學界に於いて解釋學が改めて論議されはじめ以前に於いて拓かれて居つたといふ事は特に強く注意されてあらねばならぬ。他の古典に對する新古今集の特異性はその點に存して居るのである。その極めて概括的な瞥見を次ぎに記して置かう。

(一) 成立論 新潮社版「日本文學講座」に松浦貞俊氏の「新古今和歌集研究」が載つた。その原文は大正十四年末に出來て居たもので、定家の明月記、源家長の家長日記等を用ゐつつ成立が考へられて居る。ついで雜誌「國語國文の研究」(第十一・十二號・昭和二年八・九月號)に山崎敏夫氏の「新古今和歌集の成立に就て」といふすぐれた論文が出た。同じく昭和二年九月、柳瀬本に宮内省の合點本・烏丸本・柳瀬一本・武田

祐吉氏藏本を以て校合した本が「隠岐本新古今和歌集」として出版されたが、その巻頭に、成立に關して且つて雑誌「わか竹」(第四卷第六・七號・明治四十四年六・七月號)に載つた三矢重松博士の「新古今集各歌の撰定」といふ論文が重載せられ、又武田祐吉博士の「新古今和歌集の成立とその諸傳本」といふ論文が載つた。又「國語國文の研究」(第十六號・昭和三年一月號)には木下仙氏の「新古今集選述の態度に就いて」が載つた。雑誌「水甕」(第十七卷一號・昭和五年一月號)は「新古今研究號」であつて、それに松浦貞俊氏の「新古今集の成立」が載つてゐる。ついで尊經閣叢刊の一つとして出た前田家藏傳二條爲親筆「新古今和歌集」に池田龜鑑氏と、松田武夫氏との研究になる「前田家本新古今和歌集解説」(昭和五年十二月)が附いてをり、岩波講座「日本文學」に徳本正俊氏の「家長本新古今和歌集の形態」(昭和七年一月稿)が載つて居て、何れも成立論としてすぐれた報告を新らしくつけ加へて居る。又九州帝大の「文學研究」(第五輯・昭和八年七月號)に小島吉雄氏の「新古今和歌集の撰集態度と撰集事業」といふ好論文が發表されて居る。これ等の外「水甕」新古今研究號に載つた山崎敏夫氏の「新古今和歌集所收千五百番歌合の歌」や、雑誌「國語教室」(第一卷六・七號・昭和十年九・十月號)に載つた峯岸義秋氏の「新古今集に撰ばれた六百番歌合の作品」や、石田吉貞氏著「新古今集註釋」(昭和七年十一月刊)が出来得る限り一首ごとの原據を丹念に註してゐるのなどは、矢張り成立論に一つの根據を與へるものとして注意すべきものである。

それ等の研究業績によつて我々は、萬葉集及び勅撰和歌集の何れよりも精しく成立の事情を概観し得る様になつて居る。即ち、後鳥羽院の御意志によつて種々な準備のととのつた事、それは又よい歌を得る爲の都合が計畫的に行はれた事、和歌所が復活され、別當、開闢、寄人等が選ばれた事等に分つて考へられる。次いで勅撰の命が降つた事、和歌所寄人の中から撰者は選ばれたが、それは如何なる標準で選ばれたかといふ事、撰者たちはどれ位の文献をどの様な標準のもとに用ゐて撰歌したかといふ事、選者五人は別々に選歌を奉つた事、それを後鳥羽院が通覽され、よしとされた歌に點を附けられた事、院の點を附けられた歌を左近將監藤原清範が一つにまとめて清書し、頭に一一撰者名を註した事、これをもととして撰者達が部類の事業に従事した事、元久二年一と先づ竟宴が行はれた事、すぐ切繼がはじまつた事、元久二年以後の歌合詩歌合等のよい作がどしどし追加され、又はじめて入集した歌で切出されたものもある事、隨つて新古今集中最も若い日附を持つ歌は承元二年五月廿九日住吉社歌合の院御製であり、今判明して居る切繼の業の中で最も新しいものは承元四年九月のものである事、新古今集としての最後の形態は、建保四年十二月廿六日に家長が清書を終つて奥書を記して世に公表した所の、いはゆる家長本であるべき事、隨つて又元久二年竟宴の時の本から建保四年の家長本に至るまで、歌そのもの、歌の配列の順序、歌數、撰者名の頭註の有無等について種々な異同のある本が出来、それが寫されて仙洞の外に傳播された事、そして最後に隠岐で、隠岐本が生れた事それ等が略々見當をつけ得るやうになつて居る。

(二)諸本研究 右の様に成立事情の分明するとともに、諸本の數多く存在する理由も明らかとなつて、こ

こに諸本の性質、又系統についての研究がはじめられた。これについては、先に挙げた三矢博士の「新古今集各歌の撰定」、武田博士の「新古今和歌集の成立とその諸傳本」、「水甕」新古今研究號に載つた武田博士の「新古今和歌集の異本に就いて」、池田氏松田氏の「前田家本新古今和歌集解説」、徳本正俊氏の「家長本新古今集の形態」、それについて「文學研究」(第八輯・昭和九年五月號)に載つた小島吉雄氏の「所謂石津本新古今和歌集に就いて」、「文學」(第三卷第一號・昭和十年一月號)に載つた松田武夫氏の「隱岐本新古今集の形態とその價值」等の論文が目につくものである。

それ等の諸論によつて、諸異本の發生を來したであらうと注意される切繼事業の大きな時間的區分、その區分の何れかに屬すべき、特に重要な十數種の異本の性質、諸本間の異同等が漸く明瞭になりつつある。但しその諸本は多く室町時代又はそれ以後の傳寫本で、古いものも南北町頃のものであり、その爲に奥書等も複雑になつてをり、切繼歌の異同等も複雑になつてをり、明晰な諸本系統論などはまだうち樹てる事が望めない程度に止つて居る。諸本の中活字化されたのは柳瀬本・烏丸本(この活字本は純正でない)、流布本・八代集抄本位のもので、前田家本・石津本は複製が出來たけれども、後者は極めて少數である。流布本・八代集抄本なども本文が決して良くなく、校本を作る場合などに當つても底本には不適當かと思へる程のものである事も分つてきた。

(三)註釋及び研究史 註釋書が多く作られてゐるか否かは、その作品が一般的共感を勝ち得てゐるか、又

は教養として必要と認められてゐるかの一つの目安となる。明星派の浪漫主義が歌壇を風靡し得た波に乗つて明治三十年十一月から四十一年三月までにわたつて完成した壺井正男の「新古今集詳解」と、明治四十三年に出た鴻巣盛廣氏の「新古今集遠鏡」との後、新古今集は殆ど目ぼしい註釋を持つて居ない。そして大正十一年四月に尾上八郎博士の「古今と新古今」大正十二年三月に佐々木博士の「新古今集選釋」が出た。近時の註釋的研究はこの兩選釋書を皮切として、大正十四年に鶴田常吉氏の「新古今集詳解」昭和五年四月に山崎敏夫氏の「新古今和歌集新釋」、昭和七年二月に谷鼎氏の「詳解新古今集選」、昭和七年八月に石田吉貞氏の「新古今集註釋」上卷、次いで昭和九年に下卷、又雜誌「國民文學」昭和二年十二月より連載されて、昭和七年十一月刊行の窪田空穂氏の「新古今和歌集評釋」上卷、次いで昭和八年十二月刊行の下卷などが重要なものである。

これ等の註釋書の中、ことに尾上・佐々木兩博士のもの、山崎氏のもの、窪田氏のもの何れも全部の註ではないが、何れもが新古今集の情趣を解明しようとする點に強い關心を置いてゐて、後出のもの程その解釋批評が緻密となつて居るのである。唯窪田氏の著は、俊成の「古來風躰抄」に歌は錦や繡やのやうに絢爛でなくとも、ただ讀んでも打ち詠しても何となく艶にも哀れにも聞ゆる事があると言つてゐる言葉に示唆を得られたらしく、新古今集の歌を艶と哀との二つの範疇によつて、理解しようといふ企てのもとになされてゐて、獨創的ではあるが、やや創作的なのである。石田氏のもののみが全釋であるが、これは註よりは一首で

との歌の原據と制作年代との調査の上で實證主義的に斷然頭角を抜いた著作である。

この期間には講座もの及び短歌雜誌に、非常に屢々新古今集の註釋や合評やが現はれたが一々はあげないそれ等にも觸れて、註釋書の事を考へたものでは、雜誌「嚴樞」(三三・三五・三六・三七號・昭和八年十一月昭和九年一月・二月・三月號)に載つた小島吉雄氏の「新古今集註釋書の話」がよく出來た概論であるから、精しい事はそれに譲る事とする。

新古今集研究史は、新古今集の各時代に於ける受容のされ方を知り、随つて新古今集そのものの性質を論定する一つの論據として大切なものであり、種々興味ある事實が特に中世に於いて明らかになりつつある。けれども尙殆ど發表されたものが無いのは遺憾である。この方面で特に注意すべきものは、東常縁の新古今集開書に細川幽齋が增補した慶長二年の識語ある新古今集開書(刊本の新古今集新鈔)に於いて、常縁の註と幽齋の増補とを明確に區別し得られなかつたものが、山崎敏夫氏の發見入手した「新古今集抄註」と、且て野村八良博士が「國文學研究史」三〇八・九頁に報告された内閣文庫藏の「新古今集開書」とによつて明確に區別され得るに至つたばかりでなく、兩者の筆跡が非常に近似して居る爲に、この兩書は同一人の筆寫本であらう事まで想像されるに至つた事である。即ち兩書はともに也足軒通勝が東常縁の抄と、幽齋の追加の註とを別抄に寫し分けたもので、何れも慶長二年十一月三日の奥書を持つて居るものである。右の論攷は「水薺」(第二十卷七號・昭和八年七月號)に「新古今集開書の原形」と題して發表され、東常縁の抄註は「水

薺の昭和十年一月號より分載され、後一冊にまとめて刊行された。

(四)特質研究 尾上博士の「古今と新古今」、佐々木博士の「新古今集選釋」、「和歌史の研究」、「短歌雜誌」(大正十三年正月號)所載尾上八郎博士の「綜合統一の傾向と新古今集」、大正十五年十二月刊「作者別萬葉以後」卷末に載せられた折口信夫博士の「短歌本質成立の時代」、同じく「隱岐本新古今集」に載せられた折口信夫博士の「新古今集及び隱岐本の文學史價值」、昭和五年正月「水薺」新古今研究號の諸論文、同年四月刊行の「新古今和歌集新釋」卷末に附載された山崎敏夫氏の「新古今風概説」、「新古今集と現歌壇」、同年十月「國語と國文學」教養と國文學號の拙稿「新古今集の特質と時代的傾向」、昭和六年十二月稿岩波講座「日本文學」所載拙稿「新古今的なるもの範圍」、昭和七年七月刊行の川田順氏「新古今集の鑑賞」、同年十月「國語と國文學」詩歌研究號に於ける石井直三郎先生の「新古今和歌集」、改造社「日本文學講座」和歌文學篇上(昭和九年五月)の窪田空穂氏の「新古今和歌集の研究」などが重なる文獻である。

これ等の論攷によつて、いはれる所の新古今風、即ち新古今集の歌の性格について、極めて素直なよき理解が示された。勿論そのあるものは印象批評であり、あるものは文學史的な考察であり、あるものは環境を考慮に入れた發生的考察であり、又その他にも種々な傾向が見えてゐて、一概に決める事は出來ないけれども、全體として新古今風の理解は非常に明晰さと確實さとの點で深まつた事は事實である。

五

右の概観の中、一と二と三の幾部分とは實證主義的な國文學研究の一翼としての作業であつて、三の大部分と四との中には、解釋學的な傾向が既に觀取されるのである。右に分類した新古今集研究の全分野は、だから實證主義的であるか、さうでなければ解釋學的であるかであつて、決してその二つの埒内から遠く離れるものではないのである。そしてそれだけの事をはつきりと決定する事が出来れば、それだけで右の様な分類的記述はその全目的を達した事になる。もとよりその個々の論文の出来不出来の批評や、その各分野に於いて何の程度に仕残された問題が存して居るかといふ様な事は論じて論じ得なくはない。そして又、その事はそれとして十分意義のある問題な事は勿論であるが、今の場合はきつぱりと論の埒外に据えなければならぬのである。何となれば、さうした問題は明らかに専門研究の技術的な問題に屬するものなのであつて、決して方法論的問題ではないからである。

では一體方法とは何であらうか。これを譬へて言ふならば、ある有機化合物を分析して、その化學式を決定しようとするに當つて採られる手段のすべてが方法なのであらうか。又ある一つの古典の成立を明確に知りたい場合に當つて採られる所の、資料の探查や考證的作業のすべてが方法であらうか。勿論さうした個々の研究の一つ一つに立脚して、その限りに於て考へるならば、それも方法である。けれどもかりそめにも一つの科學をして科學たらしめて居る所の方法をいはゆる方法として考へる場合には、右の様な個々の具體的研究を結論に導き行く特殊な手段の系列といふものは、研究の技術であつて方法ではない。寧ろさうしたす

べての技術の根柢に存在して、それをその科學の技術たらしめて居る根據こそ方法である。その意味に於いて、方法といふのは、その科學の目的によつて決定された認識の體系を指してゐる事が明らかである。けれどもその科學は何が故にその様な目的のもとに、その様な方法を採用して居るのであるかと言ふ事は、科學自體が決定する事の出来ない問題である。

今自然科學の場合を問はないとしても、精神・文化・社會の科學に於いてももとよりその點に變りは存しない。そしてことに精神・文化・社會の諸科學に於いて、その目的と、隨つて方法とを決定するものは、その科學を必要としてゐる時代乃至は社會の世界觀である。それ故今國文學研究のみに問題を限つて考へるならばたとへば實證主義的方法とか、解釋學的方法とか、歴史的方法とかと言ふ様な方法こそ眞の方法と言はなければならぬ。何となれば實證主義的方法が國文學を認識の上に持ち來す時、その研究は如何に廣く深くされても、それ自身として一體系を持つだけであつて、實證主義的方法を承認する者にとつて、一定の満足と與へる事は出来るけれども、別個の要求に對して解答を與へる事はすでに不可能である。隨つて又、解釋學的に國文學に對する者は、實證主義的研究に満足する事は出来ない。社會學的方法を唯一の方法として守る者には、他の方法は承認出来ないであらう。それはすべてその方法を世界觀が根柢に於いて限定してゐるからに外ならない。故に少くとも文學研究に於いて、種々な方法の何れに着くべきかに迷ふ場合は、根柢に於いて世界觀に動搖の存する事を反映してゐるに外ならないであらう。その様な意味に於いて、我々はこの十

數年にわたつて國文學界に出現した種々な傾向や手段やの上に立つ大きな方法として、實證主義的方法、解釋的方法、社會科學的方法等を擧げる事が出来るであらう。

かく考へて來て、この十數年間に於ける新古今集研究の具體的業績に再び考察を引きもどして見よう。そして知り得た事は、既に觸れて來た通りに、新古今集研究の全分野は、實證主義的であるか、さうでなければ解釋學的方法であるかであつて、決してその二つの埒内から遠く離れるものではなかつたといふ事である。これは言を換へて言ふならば、新古今集の最近の研究を方法的に展望する場合、實證主義的方法と解釋學的方法との二分野に分ち眺める事が出来るといふ事に外ならない。

故に我々は新古今集研究がかくの如き方法的分野を持ち得たのは何を意味するかを考察する事によつて從來の業績を批判し得るとともに、將來への豫測をも與へる事が出来るであらう。

六

けれども右に關する解答は、すでに第二節第三節で、歌壇に新古今集への共感の發生した事と、學界でひろく古典の己を空しくした檢討が要求され出した事とについて述べた所に、大半は語られて居る筈である。

自由主義的思想が新しい國內的又は世界的情勢に隨伴しようとする所に、積極的乃至消極的な種々な變貌が生じたのであつた。さうした世界觀的な動搖の近來の最も顯著な傾向が、現實からの遊離であり、觀念的

なものへの偏向であつた事は明らかな事實である。それは又、言葉を換へて言へばリアリズムからの離脱であり、アイデアリズムへの移行であるとも言へるであらう。そして、かうした思想の傾向を哲學的に精煉したものが、解釋學に外ならない。解釋學的方法の根本特質は、意味の秩序についてのみ考へ得るとなす點にある。この立場に立てば、認識は理解の作用を通して構成されるものであつて、隨つて我々が認識するのは物自體でなく、意味の秩序に外ならなくなる。この解釋學的傾向は、勿論つぶさに近時の情勢に隨順する思想的傾向を反映するものであるが、その最も積極的な面は、歴史の理解に解釋學的態度を取つて、新しい行動の原理を把握して居り、その消極的な面は、個人的觀照の世界にその態度を取つて、靜かなるもの、完成型式を持つもの、現實の絆から自由なるもの、空想的なものへの愛好を示し、新しい觀照の原理を樹立して居る。前者は今や國家への新解釋に立つ日本主義となり、後者は藝術主義となつて智識階級の精神的態度を規範して居る。新感覺派以後、新藝術派、新心理主義の諸運動や、古典への共感、ことに歌壇に於ける新古今集への共感やは、この立場に屬するものに外ならぬ。

そして、今一つ、自由主義のかうした内部的分裂の傾向に對して、その外部から生れて來た所の、あの社會科學的な立場は、自由主義の全分野を擔つて居る地盤を没落しつつあるものとして説いた。かうした別個の世界觀の矛盾對立の發生と、自由主義的世界觀の内部に於ける種差の簇生との間にはさまつて、何れに味方をするのでもなく、自己の行動の原理を明確にうち立て得ない所に、一つの無の立場が可能となる。それ

は主體的でなく觀照的であり、客觀的であり、時に溺沒的ですらある。そして稍々宗教的性格を帯びる。國文學が實證主義的方法を以て出發したのはこの立場にあつたからに外ならぬのである。

何故に國文學研究の新しい立場は其處からしか出發する事が出来なかつたのであるか。蓋し、自由主義の正統の上に派生して來る諸種の思想が、これまでの進歩的な態度から變じて、ある種の保守的な傾向を持つ様になりつつあつた事は人々が無意識の裡にも感じて居た事なのであつて、それに對して、積極的な態度を示し得るものは社會主義的立場の外にないといふ様な一般の形勢が、智識階層の全分野を一應掩ひつくしたのが、丁度大正末期から昭和五六年頃までの情勢であつた。それ等の事情のもとでは、自由主義的分子の中に於て進歩的姿勢を失はなかつた部分が、自己に對立矛盾する新しい立場に飛躍する傾向が一般的に生れて來た。その中にあつては、正統的な自由主義的立場すら全く思想界に於ける指導的立場を喪失して了つた形であつた。しかもその自由主義の本質は、別に國家的・民族的意識に結びつく必要を有しないものであつたので、民族・國家への意識の偏向は、それだけで既に一つの反動的右翼的立場と感じられた。若い國文學の學徒の立場が、さうした中間に立つて、しばらく動搖した事は當然であつた。そしてやがて、正統的立場に踏み止まらうとした者が、反動的偏向を避けて、無の立場に立つ様になり、自己の世界觀に従つて、行動の原理を方法の基礎に強く反映させる事なく、研究の素材そのものへの沒我的な探索を旨として出發する様になつた事情はほぼ回顧するにたたくない。實證主義はかうした地盤の上に方法的に花をひらいたものであ

つた。

その態度が文壇歌壇では、新感覺派以後の諸傾向を生みはじめた事は、十分に理解する事が出来るであらう。そして、新古今集は、その性質上、かうした歌壇的藝術主義の傾向によつて、共感され取り上げられた歌集であつたに外ならない。そして新古今集の研究の地盤には、この歌壇的藝術主義乃至新古典主義と、學界に於ける實證主義とが兩々影響した爲に、純實證的方法以外に解釋學的方法に従つた業績が並行する様になつて來たのであつた。

しかし乍ら、國文學そのものへの學的關心の奥底には、國家的民族的意識への關心が潜在するのであつて近頃になつては、國文學の最も積極的な解釋學的態度に於ける理解が、日本精神主義の地盤をしっかりと立ち立てて來てゐると共に、消極的な態度に於ける理解が、純藝術的な立場に於ける理解を深めようとして來てゐる事がはつきり觀取される様になつた。前者の立場は思想的には日本主義の根柢を國文學の解釋の上のうち立てようとして、民族哲學への志向を含んでをり、又文學的には一種の日本文藝學の提唱となつて、日本文學に於ける民族的なる性格の認識に研究の目的をはつきりとさし向けて來て居る。後者の方にあつても民族的な性質への認識は必然に隨伴して來るけれども、その主なる點が純藝術學的に掘り下げられようとしてゐる事は注意さるべきである。かうして、自由主義的傾向の延長上にも、明らかに民族的乃至藝術主義的世界觀を明瞭に反映した方法的立場がうち建てられて來た爲に、實證主義その事を最終目的とする研究が、

世界觀的に思想的指導力を持ちがなくなつて來てゐる事も亦見逃し得ない。

最近の學界の動きを右の様に極めて概括的に眺めて見ただけでも分る事なのであるが、新古今集研究は、方法的に見て實證主義的方法又は、純藝術主義的解釋學の方法に立つた業績を送り出して居るばかりであつて、社會科學的方法、精神史的方法、美學的方法乃至は民族哲學的・民族藝術的解釋學の方法などと、種々考へることの出来る方法の上に立つた業績をまだ殆ど世に送つて居らないといつてよいと思ふ。

(昭和十一年三月十二日稿・國語と國文學百四十四號)

作家篇

慈鎮和尚の歌に對する態度

一

四天王寺別當前天台座主大僧正慈圓は、嘉祿元年九月二十五日亥刻に叡山の末寺東坂本の小島房に於て靜寂として入滅した。年七十一歳。香湯で沐浴し、新しい淨衣を着し、口を漱ぎ手を洗つてから佛舍利を拜し弟子達に守られながら印を結び密誦を稱へつつ命を終つたと傳へられてゐる。甲尾で火葬した遺骨は無動寺に納めた。この無動寺は根本中堂よりは南に位し、慈圓が永く住持した寺である。その十三回忌に慈鎮の謚を賜つた。

「尊卑分脈」に依つてその俗系を顧みると、慈鎮は關白忠通の息であつて、平重盛の子維盛が鷹狩の歸途土御門の邊に遭遇して事件を引き起した松殿基房だとか、又は頼朝の開府以來親幕政策を稱へ、廉直を以て聞

えだが、丹後局の忌む所となつて志を得なかつた月輪關白兼實だとかの弟に當つて居る。又新古今時代の大歌人後京極攝政良經の叔父であつて、彼自身亦一代の大歌宗であつた。

「門葉記」の傳へる所に依て略傳を記して見ると、久壽二年四月十五日誕生、十一歳で入室、十三歳の時白川房に於て出家し、天台座主明雲大僧正の手で受戒した。覺快法親王の法弟として諱ははじめ道快と稱し、二十一歳の時千日の間無動寺に籠つて専念修行した。二十四歳親王の御譲りで法性寺座主となり、二十七歳慈圓と改め、法印に叙せられ、元暦元年十二月二十日（三十歳）後鳥羽天皇の護持僧を拜した。慈鎮はその時から承久亂に至るまでの三十七年間、或は清涼殿の中間に於いて、或は山に於いて、後鳥羽院の玉體の爲めに祈禱修法を絶つた事が無かつた。慈鎮はこの様にして後鳥羽院とは特に親しい關係にあり、院も亦慈鎮には深く信頼されたのであつて、護持の御賞三十餘度に及び、前代未聞の殊遇である。「慈鎮和尚傳」に傳へてゐる。それに又彼には生れつき歌人としての天分があり、縦横の詞才と、才氣煥發の穎智とがあつたのであつて、新古今集には、慈鎮の作が八十九首採られて居つて、西行に次いで第二位を占めてゐるのである。又彼の歌集「拾玉集」には楚忽第一膽百首として、未だ山の稚兒（十一歳から十三歳まで）であつた時に詠んだ百首歌が載つてゐる。後鳥羽院が又一代の大歌聖たる才を有せられたし、彼の甥後京極攝政良經も歌によつて院に一層親近し奉る有様であるから、慈鎮が歌によつて殊遇を受けた事や、院を中心として良經等と共に新古今集時代の絢爛たる文華を誘導した中心人物の一人であつた事などもた易く想像出来るであらう。

さて建久四年（卅八歳）權正僧に任じ、天台座主に就任、その後政變に依る兼實、良經等の浮沈の影響等もあつて、辭職したが、人物の大と腕の冴えとは當代に比ひ少く、爲にまた任を復して座主の職に就くこと前後四回に及んだ。これ亦前代未聞の事に屬した。建仁三年大僧正に任じ後天王寺別當をも兼ねて、建保元年（六十歳）第四度の座主辭任後は、ながく天王寺別當の職にあり、一方院や主上の護持僧を勧めたのであつて、建保六年後鳥羽院はその功を賞して牛車宮廷に入るの宣旨を賜つた。

以上試みた慈鎮の生涯の極めて簡単な叙述によつても分る如く、慈鎮は護持僧として又歌人として、新古今時代の宮廷を飾り、後鳥羽院の殊遇を蒙つたと共に、一面に於ては當代に類の少い手腕家として認められてゐた。その器は宗教界にのみ終始するには大に過ぎたのであつて、自然政治に容吻するやうになり、兄兼實とともに親幕政策を策し、兼實を助けたのである。將軍頼朝が上京した際等も、慈鎮は兼實等を助けて、頼朝と應接これ勤めてゐる。「東鑑」、「増鏡」等の記事はよくこれを證する上、「拾玉集」には慈鎮と頼朝との贈答數度に及ぶ歌が拾録されてゐて當時の様子をも想像し得るのである。但しこれは儀禮的な歌である。

しかし又親幕政策を執るものは必ずしも兼實、良經等、九條家の者のみでなかつたのであつて、外に西園寺公經がある。この公經の室は頼朝の妹の女であり、その娘は良經の子道家の夫人となつて、二人の間に生れた頼經は、實朝が公曉にうたれた後、鎌倉の將軍に立つてゐる。種々なる點で、九條家と西園寺家とは、親幕派の中心と見うるのであつた。所で、此等の人々の間には幕府の實力の到底倒し難い根柢を有する事が

十分領解されてゐたから、將軍頼經成人の日を待つて、朝幕合力の政治を執るといふ事が、波瀾をおこさずして事件を解決する殆ど唯一の希望と思はれてゐた。

しかし後鳥羽院を中心として、討幕の空氣の極めて濃厚なものが一方には存してゐて、秘密裡に着々その計畫は進められてゐる。

慈鎮はここに於て自己及び九條家西園寺家一派の信する政策と、殊遇を蒙る後鳥羽院の御計畫との全く相反するといふ困難な立場に身を置かなければならなかつた。しかも討幕計畫なるものは、幕府の實力を知る者にとつては、手に汗を握らしむる危険事であつて、到底黙止するに耐へなくなつて來た。そこで、既に天台座主を退いていささか閑靜の身にあつた慈鎮は、彼が藏する思想と歴史的智識とを傾けて、古來歴史の變遷には、何等かの必然的原理（道理）の作用してゐること、そして討幕の事はその原理に逆らはうとするものである事を論證しようとした。この様にして熱情のこもつた、執拗なるまでに論證的説明的な「愚管抄」七卷が完成された。そして、それは承久亂の直前であつたのである。（三浦周行博士「愚管抄の研究」史林第六卷第一號所載參看）。

以上のやうにして、慈鎮はその當時にあつては、叡山と朝廷と兩者にまたがる大勢力であつたので、寧ろ政治史的意味に於て重きをなすべき人であり、又その方面に於て才腕を振つた人物であつたのである。かくの如き境遇並びに政治家的性格の所有者であつて、且又一方には、新古今集に於て西行に次いで第二位を占

める程の歌數の選にあづかつた歌才を所有してゐた慈鎮和尚は、歌といふものに對して果して如何なる態度を採つたであらうか。

二

慈鎮の家集「拾玉集」七卷中、第二卷の終りと、第三卷の始めとに、注意すべき百首が一つづつ載せられてゐる。前者のはじめには、

勅句百首 一時之間詠之

とあり、又後者のはじめには、

賦百字百首 一時半詠之

と記されてゐる。前者から説明して行かう。

勅句百首。春三十、夏二十、秋三十、冬二十の四季の歌百首から成つてゐる。その題名の通り、歌に用ふべき句を百だけ順序を決めて記して置き、歌一首にその句一つを必ず詠み込んで、百首作りあげたものである。最初の句は最初の歌の第一句、第二の句は第二の歌の第二句、第三句は第三の歌の第三句といふやうに入れて行つて、第六句は第六の歌の第一句になり第七句は第七の歌の第二句になる。このやうにして終りまで續けたのである。さて最初に勅した句は、春の部を見ると、

- 一 はるくれば (初句) 二 今日の子日の (第二)
- 四 鶯きぬる (第四) 五 若菜なりけり (第五)
- 六 ゆき消えぬ (初句)
- 七 梅のにほひに (第二)

の如くである。そして出来上つた歌を見ると、

- 一 春くれば深山の里の谷の戸も軒の鎖も今朝ぞ明けぬる
- 二 數へつる今日の子日の朝霞小松が枝にたなびきにけり
- 三 春と知れば四方の梢も霞たつ山のかひある曙のそら
- 四 都よりはや来ても見よ山ざとに鶯來ぬる梅の立枝を
- 五 賤の女が年とともに摘むものは春の七日の若菜なりけり
- 六 雪消えぬ三輪の山べに尋ねきて春のしるしにまどひぬる哉
- 七 袖に移る梅の匂にわぎもこが心の内に風や吹くらむ

傍註を附したのは、最初提出された句である。巧みな技巧である。

賦百字百首。春二十、夏十五、秋二十、冬十五、戀十五、雜十五より成つてゐる。四季戀雜にふさはしい五音の言葉二十語、丁度百字音になるものを定めて配列し、その一字音を歌の頭に詠み込んで百首としたのである。これはたとへば春の部二十首は「あさがすみ」、「うめのはな」、「たまやなぎ」、「かきつばた」の四

語二十字の一字づつを一首の上に置いて、この順序に二十首つくつたのである。その作品を見ると、

あさがすみ

- 一 あさみどり春の霞はあふ坂の關路よりこそ立ちはじめけれ
- 二 さもこそは春になりぬと知顔に霞の衣きぬ山ぞなき
- 三 かすみしく春の野原の曙よあはれは秋の夕のみかは
- 四 すみだ川都の方を眺むれば鳥もいづくは霞のみして
- 五 み渡せば汐路を越ゆる霞かな浪と松との音ばかりして

うめのはな

- 一 うべしこそ都の人も尋ねけれ梅かをるなり春の山里
- 二 めに見えぬ色をば知らじ春の夜の闇なきものは匂なりけり
- 三 のき近き梅の在かを袖にしめて獨ふせやと人に云れし
- 四 はるの花いとひいとはぬ風なれや梅には匂散るは櫻に
- 五 なにごとも思ひすててしみ山べに残るは梅の匂なりけり

このやうな類であつて、慈鎮の技巧の自由自在なこと驚くべきものがある。この調子でこの程度の歌を百首たてつづけに詠んだのであるから、一時の間に詠んだとか一時半に詠んだとかいふ以上は、十分その技能に

對して自負してもよいわけではある。勿論それはそのかはり遊戯である。歌作り競技である。しかし慈鎮はたとへ競技であつても、そこに非凡の才腕があることを自覺し得ればそれで十分得意だつたのである。歌を眞面目な藝術として、それを崇めそれに沈潜するよりは、たとへ玩具にしてもよいから、それを自由にし得る腕のある事を自覺する方が、より多くの満足を感じ得たのである。この思ひ上つた誇りは、天台哲學一代の學匠、四ヶ度の座主補任によつて、他に人無き事を痛感した大手腕家の慈鎮には、如何にもふさはしいものに感じられる。

しかもそれ丈ではない。彼のこの得意さは、一人の専門歌人との競争に勝つた事によつて、一層熱を加へてゐるのである。勅句百首の終に記された數行、

建久元年六月二十六日自未初至未終、如法一時間詠之。仍可謂一時之百首。其間猶與人有聞諷事矣。抑此百首者實羽林勸進シテ後大徳相共詠之……

に見る如く、實は羽林の勧めによつたものである。羽林とは當時左近衛權少將であつた定家の事である。さてさらに、

一時之條住吉大明神御知見、結構羽林五時之間詠之云々

とあるに見ると、定家は慈鎮の一時に對して、五時を要したのである。當時定家は、九條家ことに良經の愛護のもとにあつて、専ら歌道に勉めてゐる専門家である。その定家との競争に悠々として勝つたのである。

慈鎮の得意や思ふべしである。適くとして可ならざる無しを観ある慈鎮が、余技に過ぎぬといつた態度で詠みながら、その自由自在の才腕は、遙かに専門歌人の上にあつた所、さながら明治文壇に於ける鷗外漁史を思はせるものがあるであらう。

少し岐路に入るが、この時の定家の百首は現存するか如何かといふに、それは定家の「拾遺愚草」員外上に記されてゐる。唯「六家集」刊本の「拾遺愚草」は員外の部の目次を缺き、この百首にも題が記されてゐないのであるが、「夫木抄」には「一句百首」の名でその歌が引かれてをり、又佐々木博士の竹柏園に所藏される「拾遺愚草」は極めて善本であるが、これには員外の部の目次があつて、明らかに「一句百首」と記されてある。この時の百首は、勅句百首又は一句百首と言はれたのである。話が枝葉にわたつたが、この一句百首のはじめに定家が、

翌日更書出一句百首五時詠之

と記したのは慈鎮の詞書とぴつたり一致するのである。

次に賦百字百首であるが、これも亦「拾遺愚草」員外には題名なく、「夫木抄」に「一字百首」の名で歌を引用し、竹柏園藏の「拾遺愚草」員外の目次にも「一字百首」とある。さて、

勅句百首の一具に定羽林結構也、同年同月同日翌日一時半之間詠之、自巳半至于午四點也、

と慈鎮がその終に記した如く、これは勅句百首と對になるものであつて、その翌日の午の四點に出來上つた

のである。更らに、

一時半詠同御知見濫觴羽林は三時に詠之云々

ともある如く、この時も定家は三時を要したのであつて、慈鎮は益々自己の餘技的方面に於る技能も専門家を尤に壓倒しうる事に得意を感じたであらう。

そしてその事を以上のやうに麗々しく書きとどめてゐる所には、慈鎮が殿様藝をふりかざして喜んでゐる氣持がよく出てゐるのである。これによつて彼は一層定家に優越を感じ、又定家が己の敵とするに足らぬ事をはつきりと感じた。そして益々この九條家に依頼する無力なる青年詩人を、愛したであらうと思ふのである。

慈鎮はその他でも「拾玉集」卷三の百首に、

愁以右筆、自申半至酉半、四季五十首詠進、退出、翌日（自辰終至午始）戀雜五十首令詠進了、並二時餘也、

と記したりしてその速吟について誇つてゐるのである。

しかし定家はこの時の百首を結極遊戯と見て居つた。そしてこの時の作を、彼は決して「拾遺愚草」の正篇の中へは入れなかつた。そして、その他の同じく遊戯的事情のもとに詠まれた歌とともに員外の方へおさめたのである。定家のその時の歌に一瞥を投げるならば、一句百首では、

- 一 春、くればいとど光を添ふるかな雲居の庭も星の宿も
- 二 我が宿に今日の子日の松植て風まちつけむ末の夏陰
- 三 さてもなほ尋ねてとはむ霞たつ都のたつみ山の遠方
- 四 とひこかし一夜二夜のへだてども鶯きゐる宿の吳竹
- 五 幾年をつめども更に變らぬは御垣が原の若菜なりけり

賦百字百首の方では

- 一 あら玉の年を一年重ぬとや霞も雲にたちは添ふらむ
- 二 さゆる夜はまだ冬ながら月影の曇もはてぬ景色なる哉
- 三 かすが山照す光に雪きえて若菜ぞ春をまづは知りける
- 四 すぎがてにつめどたまらぬ唐齋うら若くなく鶯の聲
- 五 み山路や霞は雪の上とちてなほ雲うづむ草の庵かな

などであつて、その歌は他の「拾遺愚草」正篇の歌と少しもかはらない。一首々々磨きのとどいた立派な歌である。一體員外には、建久二年六月良經から使者に詠草を持たせてよこすやうに命ぜられ、その場で詠んだ四十七首や、さうした類のものが數多く收められてゐるのであつて、定家もさ程遅吟の方ではないらしいしかし眞面目になるとひどく想を練る人であつたので、勅句百首一字百首の時も遊戯的なものの割には、眞

面目にとりかかつたのであらう。だから時間は長くかかつたが、歌としては、立派なものがそろつたものである。それに拘らず、その作品は員外の方におとしめて、遊戯的動機から生れた作品としての取り扱ひをしてゐるのである。これに比べると、遊戯的たると何とを問はず、ひたすら達吟であり速吟であることによつて得意満面の慈鎮は如何にも殿様であり、素人であつて、定家が神経の細かい藝術家的なのに比して、著しい差異を示してゐると言はなければならない。

三

右の事情を述べて来る中に自づと分つたであらう如く、慈鎮は實に達吟であり、しかも素人的である。そして「拾玉集」七卷の歌四二一三首（他人の作も含む）は大體に於て彼のこの傾向を實證するものである。ただこの速吟なる事實、又彼の遊戯的なる態度の中に我々は慈鎮和尚の當時の和歌の新傾向に對する關係を讀み、そして歌壇（といひ得べくば）の動きに對する慈鎮の態度を察する事を忘れてはならない。

一體當時の歌壇には歌に對する態度に二つの系統が分れてゐたのであつて、その一つは舊來の思想系統であり、今一つは新様の思想系統である。舊來の思想系統は、平安朝以來の文獻に、折々姿を現はした文學遊戯論の考であつて、佛道に對比して文學を戯れと見る。歌學關係の書に於ては、「俊賴口傳」に、「大和尊の歌は我秋津島の戯れ遊なれば、神の代より今日いまに絶る事なし」といひ、この氣運はそのまま新古今時代

を支配して後に及び、「十六夜日記」の作者をして、「やまと歌の道は唯實すくなく、あだなるすさびばかりと思ふ人もやあらむ」と言はしめてゐる。これに對して新様の思想は俊成、定家等によつてこの時代に形成されたものであつて、人生に對し歌道は佛道と相等しき價值を有する事、即ち一種の藝術至上主義の確信から發してゐる。これに關しては「徹書記物語」が次の如くに傳へてゐる。

俊成卿老後になりて、さても明暮歌をのみ詠みゐて更に當來の勤もなし。かくては後生いかならんと歎きて、住吉の御社に一七日籠て、此の事を歎て、もし歌は徒ら事ならば今よりこの道をさし置きて、一向に後生の勤をすべしと祈念ありしかば、七日滿する夜、夢中に明神現じ給ひて、此道の外に別に佛道を不可求としめし給ひしかば、いよいよ此道を重くし給へり。

さらに又俊成の子定家も歌道に専念すべき住吉の示現を得たと「毎月抄」の中に記してゐる。此等の所傳にして一つの架空的事實とするも、兎に角俊成、定家にかかる説話の結び付けられた事は注意すべき事實を反映するものである。即ち彼等の態度は、佛道に對して文學を遊戯に過ぎないと見る舊來の態度への反對であり、宗教と藝術とを同價値に見ようとするものであつたといふ事である。これは文學に對する新價値の發見である。

定家が一句百首や一字百首を「拾遺愚草」の正篇に收めずして、員外の方へおとした態度は、即ちこの新派の態度であつた。定家の態度をかくの如く見得るならば、慈鎮の態度は一見舊派の態度であつた如くに

見えないであらうか。

しかし今しばらく推斷をさしひかへて慈鎮の言を探つて見ると、「拾玉集」第四卷中の百首の一つの詞書に
ねがはくは此淺き狂言綺語にて、ふかき讚佛乘轉法輪の道へかへしいれたまへとなり、

とあり、又同卷中の別の百首の詞書には、

今以龜言、深轉法輪、雖似狂言、又通實道、

ともある。これ等によれば、慈鎮は和歌の戯れである事は認めながら、又それが單に戯れに終るものでない事も感じてゐたかに見える。彼が天台の學匠であり、彼の心には佛教哲學の理義の深遠な姿が刻み込まれてあつたとすれば、慈鎮が僧徒として尙ほ且和歌に對してこれだけの言を爲す所には、深い理解が存して居た事を見逃してはならない。果然「拾玉集」卷五に次の言葉が記されてゐるのはこれを實證するものである。

和歌といひつれば、あさか山の山の井よりもあさく、夏の木すゑのせみの衣よりも薄く思へり。これは理にも背き、まことに違ふ事にて侍るぞかし。これ若しひが思ひにて侍らば、その由をつぶさに承らばや。

兎に角慈鎮はその和歌に對する文學論的思索に於ては、十分に俊成、定家等の新傾向の思想（「古來風躰抄」の序、「毎月抄」、「近代秀歌」、「廣田社歌合」の判詞「住吉社歌合」の判詞「慈鎮和尚歌合」の判詞「御裳濯川歌合」の判詞等參看）を理解し、同感し、自分のものにしてゐた事が分るのである。これは俊成、定家

の兼實・慈鎮との主從的關係を考へれば十分にうなづける事である。そして又慈鎮なる人物が、叡山の衰微を嘆き（「慈鎮和尚傳」、「増鏡」おどろの下等參看）道長以來の藤氏の衰微を慨する人でありながら、新興の鎌倉幕府の力に對して理解を持ち（「愚管抄」、「東鑑」、「増鏡」參看）、叡山から分立した新興の淨土宗をすら理解して（「淨土傳統錄」、「法然上人行狀畫圖」參看。「愚管抄」の法然評はやや違ふが）、法然の法弟隆寛阿闍梨とは親交があつた事等（「拾玉集」及び橋川正氏「拾玉集と隆寛律師の歌」日本佛教文化史の研究所載參看）によつて知り得る如く、博大な洞察力と包容力との所有者であつた事を考へるならば、少しも不思議な事はないと思はれる。

しかしこれは結極理智による受容である。彼自身の用ひた言葉に従へば、「是ヲ學スルニシタガヒテ、智解ニテソノ心ヲ」（愚管抄卷七）得た結果であつた。攝録の家に生れた彼の生得の社會的優越や、彼の宗教的にも政治的にも中心人物たることの自覺や、それに對する社會の尊崇、又彼の抱いてゐた有りあまる自負心（中島悦次氏「愚簡抄と慈鎮僧正」國文教育五卷二號參看）、しかも専門歌人にも立ち勝る詠歌上の手腕、更に又彼が和歌の専門家ならざる素人としての自由さ等、此等の條件は結極彼をして無意識の中に和歌を遊戯的に取り扱はせたのであつた。

慈鎮はかくて、考への上から自己の後援する定家等の新派的思想を有しながら、事實の上に於ては舊來の遊戯的態度で歌を取り扱つてゐたのである。そしてこの矛盾を有しながら、或は無邪氣に達吟を誇り、或は

新しい議論に人を驚して自得した所に、彼の風采の大きさを認める事が出来ると思ふのである。

四

彼は僧侶である。したがつて僧侶としての感懐を歌つたものが澤山にある。しかしこれ等の歌には今は觸れる事を避けたい。唯彼の歌一般に就いては、橋川氏は「慈鎮和尚の歌に藝術としてさほど優れた價値を認めることは困難である」(拾玉集と隆寛律師の和歌)と批評されたが、これは如何であらうかと思ふ。彼は西行について八十九首(勅撰作者部類)を新古今集に選ばれ、又「井蛙抄」卷六によれば

御詠(慈鎮の歌)又は亡父などこそうるはしき歌よみの歌にて候へ。定家などは知恵の力をもつてつくる歌作り也、

と定家によつて稱讃せられ、「御鳥羽院御口傳」には、

大僧正はおほやう西行がふり、すぐれたる歌はいづれの上手の歌にもおとらず。むねと珍しきやうをこのまれき。

とある如く、西行に似たすぐれた歌人であるといふ定説があつたのである。そして院の御批評の如く、西行ぶりの歌はきはめて多いのである。が又一方彼はどの専門歌人にも劣らない素人でもあつた。そしてその全體としての詠みぶりは實によく新古今時代風を會得してゐたと思はれる。最後に彼の歌數首をあげて筆を擱

くことにしよう。

梢には花の姿をおもはせてまづ咲くものは鶯のこゑ

咲初むる花の梢を眺れば雪になりゆく三吉野の山

散る花の故郷とこそなりにけれ我が住む宿の春の暮れ方

宿さびて夏も人めは枯れにけりなに茂るらむ庭の村草

夏草の中を露けみ分る野は我が故郷の垣根なりけり

故郷の軒のちばな雨はれて寂しくかをる夕暮の空

夕立のはげしかりつる名残かな晴れ行く野べに残る雨水

秋浅き日影に夏は残れども暮るるまがきは荻の上風

三日月の仄めきそむる垣ねより頓て秋なる空の通ひ路

有り明の月の行方を眺めてぞ野寺の鐘はききべくかりける

日にそへて秋の涼さつたふかな時雨はまだし夕暮の雨

時雨つる峯の村さめ晴れのきて風よりふるは木葉なりけり

宿もなし今朝わびしらに越えきつるあちの山の雪の夕暮

しなが鳥ゐなの旅寝のさき枕あはれにたどる夢路なりけり

慈鎮和尚の歌に對する態度

心こそ行方も知らぬ三輪の山杉の梢の夕暮の空
逢ひみてはまつと思ひし言の葉に心の露のなほ重き哉
我こひは庭のむら萩うら枯れて人をもみをも秋の夕暮

(昭和四年九月五日稿・水甕・昭和五年一月號)

新古今撰定前の定家

一、定家の體質

定家の日記^明月記安貞元年(六六歳)十一月十一日の條に記す所、

霜結、天晴薄霧、宰相去夜殊重頻反吐、今朝多出由聞之、予昔安元元年二月赤班、同三年三月之間飽、共如赴他界、飽瘡以後雖蘇生、諸根多缺、身體如無、其後五十年、存外壽考至于今、非尋常身、依此事尤恐思之處、猶以怖畏、

ここに記す宰相は嫡子爲家の事で、この年は三十歳で参議の職にあつたのである。子供の病氣につけて、自分が幼時病の爲めに死ぬ思ひをした事と、その後も引きつづき病身であつた事を記して、病氣には注意しなければならんと結んだのである。定家が赤班に苦んだ安元元年は十四歳。瘡瘡に苦しんだ安元二年は十五歳である。元來瘡瘡は續日本紀聖武天皇の天平七年八月の條に、

太宰府言、管内諸國疫瘡大發、百姓悉臥、今年之間欲停調貢、許之、

と記されて以來、我國に於ける流行病中の最たるものの一つで、すぐ續いて天平九年流行の時には「公卿以下百姓相繼歿死」と記された如く、次第に帝都を犯すやうになつて爾後數十回の流行に公卿殿上人の倒れた者も甚だ多く、終に禁裏をも犯すに至つた（和田英松氏「國史國文之研究」參看）。しかしかゝる出る流行病らしいものは、記録に見える所では、疱瘡、疫瘡、瘡、赤瘡、赤斑、赤斑瘡など種々に記されてゐるのであつて、皰瘡、瘡などいふのと、赤瘡、赤斑、赤斑瘡などいふのとは、性質の違つてゐた病らしい事は文字の上からも想像出来るが、ただ瘡、疫瘡、瘡、赤瘡などいふのになると、かゝる出る病らしいといふ外に、何れ程性質の異つた病を包括してゐたかは明白でない。現に「日本紀略」長徳四年七月の所の記事に、

天下衆庶煩瘡、世號稻目瘡、又號赤瘡、天下無免此病之者、

とあつて、瘡には赤瘡といふのも含まれてゐる事が分るのである。所で本居宣長は、先の「日本紀略」の記事と同じ年の事を記した「榮華物語」浦々の別の巻に、

今年例の**もがさ**（瘡）にはあらで、いと**赤きかさ**のこまかなるいできて、老たるわかき上下わかず、これをやみののしりて……

とあるのを證として、赤瘡は今の**はしか**であると斷定してゐる（「玉かつま」卷四參看）。しかし何れにもせよ、瘡や**はしか**は劇烈な流行病として王朝時代、鎌倉時代の人々の生活をおびやかしてゐたのである。

さて翻つて承安四年から安元元年にかけては、瘡の流行甚だしく、その爲に大赦や改元が行はれた程でこの時のことは「百鍊抄」にも、三月五日の條に、

主上御瘡、近日流行天下、被行御祈等、

とあつて、高倉天皇までがこれに犯され給ふた事になつてゐる。しかし定家が明白に瘡と區別して此年赤瘡を患つたと記してゐるから、この年の**はしか**の瘡でなく赤瘡即ち**はしか**の流行であつたのかもしれない。しかし又「吉記」を見ると翌安元二年にも瘡を禱つた事が見え、「百鍊抄」には翌治承元年にも流行したことをしるしてゐるから瘡はここ數年間引き續き流行してゐたのであつて、定家は安元二年これに罹つたのである。「百鍊抄」は元仁元年の記事にも「四月十三日近日天下小兒赤斑瘡多有其聞」などあつて、赤瘡と瘡とを書き分けてゐる。そして記録には見えぬが當時瘡と並行しては、**はしか**も流行してゐて、定家は安元元年にはそれに罹つたのであらう。しかし何れにもせよ、定家は十四五歳の少年時代國家的流行病の**はしか**と瘡とに見舞れた。命を失ふ者の多かつた中で、定家は不思議に命を助つた。しかしその高熱がその體質を悪くした。彼はその後年々病氣をしない年を知らない有様になつた。その後彼が苦しめられた病の重なるものは風邪、頭痛、消化器病、脚氣、體痛等である。風邪は年々引かない事がなく、時には夏の眞中にも熱と咳とで苦しんでゐる。風病又は咳病といふ語を用ひてゐる。その記事があまりに恒常的に出て來て居つて、しかも五十歳を越す頃から急に出不なくなつて來る。そこで、醫學的に見て、定家は肺病であつたのが

老年になつて固つたのだといふ見方が可能になつて来る。

消化器の病氣は大抵腹痛又は痢病とあり、時に赤痢の語が出てゐる。これは今の赤痢ではなくて、恐らくは大腸カタルなどの血便を交へたのを言つたのであらうが、痢といふ如く腸の方が弱かつたものらしい。「依腹痛不快不出」、「痢及數度又心神甚惱」などとある。次に脚氣又は脚病といふのがあるが、しかし今の脚氣はその頃無かつたらしいから、別のものであると思ふ。可成り苦しめられたものらしく、「依脚氣不快病臥」などの句は屢々日記に見えてゐる。これは體痛の一つでは無いかと思ふ。たとへば「自今朝腰俄痛」、「心神甚惱、頭痛、手足痛」、「自夜膝股大痛」などあるに見て、脚氣又は脚病は、足痛、手痛、腰痛などと同じ類の如くに思はれぬではないし、ことに正治元年三月廿一日から急に腰が痛んだ時焼石を局部にあてたが廿三日にそれを止めた事が記してあつて、その理由は彼の病を何時も治療してゐた辯闍梨が「脚氣之腰、焼石必成増」といつたからである。この腰痛に當つて脚氣之腰といつてゐるに見れば脚氣が足痛である事は略想像することが出来る。このやうにして定家は手の先から足の先まで體中が痛んだ。これは恐らく神経痛かりウマチスのひどいのかかつてゐたのに違ひないと思ふ。脚氣の語は既に建久三年（三一歳）四月十四日の所に出てゐる。

定家の筆跡に癖のある事に就いては既に古くから説が存してゐる（玉井幸助氏「更級日記錯簡考」附録參看）が、それは御物本「更級日記」や前田家の定家自筆「土佐日記」伊達家の定家自筆本「古今集」などによ

つてもよく分る所である。この字に就いては、室町時代すでに惠命院宣守が「海人藻芥」で「以ての外の惡筆なり」といひ、寛喜三年八月七日、七十七歳で伊勢物語を寫した時、定家自身も、

自一昨日染盲目之筆、書伊勢物語了、其字如鬼、

と記して、自ら拙なる事を感じてゐた。書の奇用でない事と風韻のこもつてゐるかゝといふ事とは別であるが、定家の字が巧妙でない丈けはたしかである。「物聚名物考」に山岡俊明は、その理由を説明して、

世に定家様とてふつく／＼とふと細ゆがみて書きなすさまあり。それ心得ぬことなり。その卿は中年の後
に中風をやみ給ひて、手のかなひ給はざりし故……

と記してゐる。明月記、嘉禎元年五月七日の條に「今日以中風手書終草子二帖、（三月廿六日始）」とあつて、中風であつた明徴があるし、又中風で仆れた人の事については神経質にこれを書きとめて居る。これは中風患者の通性で今も昔もかはらないのである。何時頃から罹つたかは明かでないが、しかし嘉祿二年（六五歳）四月十七日の條などに、

予左手痛近日殊増、仍指上一灸之、

と記して居るのを見たりすると、肺患の治まるのと入れ代つて中風が發したのかも知れない。とに角年をとるにつれて、體中の痛みが益々ひどくなつて、筆の自由が利なくなつたであらう事を想像するにかたくな

右のやうに、體中が痛み、頻々と下痢をし、風邪を引くやうでは、氣分も決して爽快ではあり得ない。果して「心神不快」、「心神殊惱」等の語は「明月記」の至る所に記し止められてゐる。そして病氣の爲に氣分が悪い丈けでなく、原因も分らぬのに氣分が悪くなるといつたやうな事さへ起つて來たりしてゐる。病身といふ丈けでも爽快な精神を保つ爲には強敵である。爽快に生きるには修養が必要である。しかも如何に努めて見ても、精神力の弱い爲に體質から來る影響に勝てないで、塞ぎ込むやうになる事も屢々存在する事實である。定家の體質の悪さ加減から考へ又定家の歌に感じられる極めて優雅繊細で華酒な神經から考へると、彼の病身な事は彼の精神に常人以上の影響を與へてゐたかと思はれる。その上更に又、日記には、除目の時期の來ることに、

心神無爲方、地下之身進退谷、衰齡卅八、每望傍人貴榮、只豫運命、

だとか、

心神殊惱、四旬衰髮、病與愁計會、且暮營世路、可彈指々々、

だとかいふ嘆聲が書き止められた。彼の體質もひどいものではあつたが、又彼の氣持を惱ましめざるを得ないやうな報ひられない境遇が一方彼につきまといつてゐた事も想像する事が出来るのである。

二、定家と九條家

めぐまれない境遇とは何であるか。これは少しく當時の政治的情勢に關係を持つてくる事柄である。

平家の覆滅前後から藤原氏では九條兼實いはゆる月輪關白が京都での大立物である。これの弟は四度天台座主に就任して有名な大僧正慈鎮であり、子息には後京極攝政良經が居る。前者は後鳥羽院の護持僧であり後者は土御門天皇の御代の攝政となり、ともに新古今時代第一流の歌人として後鳥羽院に親近し奉り、仙洞御所を中心にして歴史上稀に見る絢爛比ひ無き文學の時代を開いた人々である。それだけを見ると九條家は如何にも後鳥羽の親政時代から院政時代にかけて、京都に壯大な權勢を誇つたかに見えるが、それは寧ろ新古今集撰定の頃には事實であつたとしても、其處に至るまでの兼實時代には、決してそれがさうではあり得なかつたのである。

兼實は廉潔を以て評せられて來た人ほどあつて（事實はしかく單純ではなかつたが）經倫を胸に藏し、それに對しては強い自信を持つてゐる。人に媚びる事など爲し得ない。朝廷に於ては侃々諤々の論を以て正面から押して行かうとする。この性癖が兼實をして不満の中に一生を終らしむるに至つたのである。後白河法皇のもとに於る丹後局は日本史上に有名な女傑である。兼實の態度は丹後局の反感を招き、彼の主張が丹後局の口によつて遮られるやうになつた。それが無くなると又後に、後鳥羽院の院別當になつた内大臣源通親といふ競争者が生れて來た。兼實は鎌倉幕府の勢力を理解してゐたので、親幕政策を執ると、通親は尊王主義を以てこれに對しつゝ、今度は哪二位兼子といふ女傑と結んで策謀する。又それより先、兼實が後鳥羽天

皇の后として入内せしめた女、後の宜秋門院には皇子の御誕生なく、通親の養女承明門院には土御門天皇が生れられて、通親の土御門の邸が里内裏となつた。兼實は事々に失敗である。この様にして建久七年兼實が關白を罷めた時には、慈鎮は天台座主を退き、良經も内大臣を辭して閉居した。建久九年正月には土御門天皇が受禪せられ、通親は外舅としての勢力を得、内大臣に昇つて益々その勢力を擴張する。それに對して兼實はついに再び立たず、良經はた大將に止つてゐる。九條家が良經によつて勢力を得たのは、建仁二年十月二十一日に内大臣通親が遽かに薨去してからの事である。建仁二年といへば新古今集竟宴の行はれた元久二年から足掛け四年前の事であつた。

京都に於る長い間の政争の爲、九條家の沈滞したことは、定家の社會的進出に極めて悪く影響した。といふのは定家は九條家の家司であつたからである。これより先き治承二年（定家まだ十七歳）六月二十三日の所を見ると、兼實の日記「玉葉」に、

雨下、五條三位入道俊成（法名釋阿）來、於和歌之道、爲長者、仍以前馬權頭隆信朝臣、先令音信、今夜始所來也、數剋交語、深更歸去了、

の記事が見える。兼實は文藝の愛護者であつて、金葉集以後詞花集の時代から歌界の權威であつた藤原清輔を認めてゐたのであるが、治承元年清輔の卒去後、俊成の歌を愛して長く之れを好遇した。そしてこの治承二年の俊成招待がその後長く俊成定家を九條家に結び付ける鍵となつたのである。かくて定家は最初から九

條家を背景として社會に立つやうに運命づけられたのである。兼實がはじめて俊成を引見した時には、隆信朝臣といふ人物が使者に立つたのであるが、これは、定家の異父兄に當つてゐる。定家の母は「尊卑分脈」に依れば、美福門院の女房加賀といつて、俊成に再嫁する前、大原の三寂と言つて名のあつた一人、寂超俗名藤原爲隆との間に生んだのが隆信である。定家より二十歳の年上で、この當時は「無名抄」によると寂蓮と相並んで歌界の麒麟兒と呼ばれてゐた人、後に和歌所の寄人になり、ことに繪の名手として名があつた。寂蓮などもまだこの頃は出家して居らず、隆信とともに九條家へ出入してゐるが、さうした特殊の關係があつた所から兼實が特にこれを仲介者を選んだものと思はれる。

話が少し枝葉に互つたが、右の様な次第で定家が二十歳の四月はじめて百首歌を詠んだ（これは定家の家集拾遺愚草の巻頭に初學百首の名で載せられてゐる）時、隆信・寂蓮などの讃辭の外に右大臣兼實もこれを稱美する消息を遺してゐるのである。そして定家はそれ以後新進歌人としての花々しい門出をしたが、其新しい風體が問題となつて、彼自身家集の中に記した所を見ると、

但件人望僅三四年歟、文治建久以來稱新儀非據達磨、齊爲天下貴賤被惡、

とある如く、少くとも二十四五歳からは批難の聲が擧がるやうになつた。勿論俊成・寂蓮・隆信等は理解してゐたのであらう。又俊成と親交のあつた西行は、宮河歌合の判を定家にさせた後で、この人も將來有望の歌人らしいと批評してゐる。

西行歌を番て(宮川百首)定家少年批判をこひけり。被判之後、西行人のもとに遣しける狀に、侍從こそ歌判じて出して候へ。是も良からんずるけにこそと云々。

と「井蛙抄」にあるのをよく味つて見ると、その當時相當批難の聲も聞えてゐたらしい様子と、その中であつて西行は何かしら定家の天分に見る所であつたらしい氣配とが感じられると思ふ。その外ではかの慈鎮が定家より七歳の年上で、よき理解者・愛護者・歌友の三役を兼ねてゐたし、良經は定家より七歳年下、九條家の公達としては定家の主人公であつたが歌では定家に導かれ、又定家の良き理解者兼愛護者であつた。

しかし前言ふやうに九條家は定家が二十代三十代の頃には幸運に恵まれて居なかつたので、その推舉に頼る定家の公人としての進出が思ふ様にはかどらない。随つて彼の歌も彼の庇護者友人の間には認められても一般から理解される機會を持つ事が出來ず、まして仙洞或は内裏から讃辭を賜はり、又は歌に秀でたるの故を以て特別の恩典に浴し得るといふ事もあり得なかつた。その様なわけで定家の社會的地位は、九條家に頼る限り幸福なものではなかつたのである。今「公卿補任」によつて略年譜を作つて見ると、

應保二(一歳) 定家生る。幼名光季。

仁安元(五歳) 十二、三十、從五位下。季光と改名。

仁安二(六歳) 十二、三十、紀伊守に任ず。定家と改名。

安元元(一四歳) 十二、八、侍從に任ず。

治承四(一九歳) 正、五、從五位上。

壽永二(二二歳) 十二、十九、正五位下。

文治五(二八歳) 十一、十三、左權少將に任ず。

建久元(二九歳) 正、五、從四位下。

建久二(三〇歳) 二、十、因幡權介を兼ね。

建久六(三四歳) 正、五、從四位上。

正治元(三八歳) 正、廿、安藝權介に轉ず。左權少將もとのまま。

かくて定家は從四位上左近衛權少將で三九歳を迎へた。十四歳で侍從を拜して二八歳まで移らず、二八歳で左權少將に任じてから三九歳で尙舊職に留てゐる。ことに四位の少將としての定家は殿上の仙籍をも許されぬ、いはゆる地下の官人として過して來てゐる。何の成功も無しに壯年期を過したこの十二年間は、定家にとつては實に厭き厭きする喜びの少い生活であつたらう。この時代の公家歌人にとつては、歌が認められず官職も昇進しない事は取りもなほさず對社會的生活の全體が塞がれた事を意味する。(そして定家は勿論世から認められたい無邪氣な野心家である。人知らずして慍ますといふやうな圓滿さは、持つことが出來なかつた。そこで定家は當然の結果として、出世の思はしく無い事を苦にして、焦燥の裡に壯年期を過した。侍從を拜して十三年目二六歳の歌、

群れてゐし同じ渚の友鶴に我身ひとつのなどおくるらむ
こす波の遺りを拾ふ濱の石のとをとて後も三年すくしつ

は彼が少將に移る二年前の作である。後の歌に越す波の遺りを拾ふ濱の石のといふのは侍従の唐名拾遺を詠み込んだものである。しかしこの頃の焦燥はまだそれ程烈しいものとも思はれない。その度の殊に目立つて烈しくなつたのは、三十五六歳の頃からの事である。廿八歳で少將に任じたまま一回の昇進無くて初老の迫るのを感じた時の氣持は不幸であつたに違ひない。ことにそれが自分の頼る九條家に對して卿二位や源通親の策謀の存する爲である事をよく承知してゐるので我慢が出来なく無つて來たのである。日記の中で定家は卿二位は恐ろしいと嘆息する。勿論兼實や良經に又除目のあることに運動をして、心をときめかして結果を待つけれども、勿論昇進はしてゐない。彼は通親や卿二位に賄賂を用ふれば、運命は直ちに開ける事を知つてゐる。それで尙更ら態度が皮肉になつて來て、除目の時が來ても反抗的に冷々淡々としてゐる。しかし内心では少しも無關心にはなれないのだから、自然その氣持が日記にはあらはれて、除目など少しも意に介しないなどと書きつける。「今日京官除目云々、耳殊冷然」などいふ句は年毎に出て來る。前から因幡權介を兼ねてゐたが、ただ一度正治元年にそれが安藝權介に轉じた事がある。自分の名が文書に載せられた。そこで予兼安藝權介、被載文書、尤以珍重、似在世身、

と言つた彼の氣持は、同情に價する。それだけに、彼は土御門通親に對しては心中深く烈しい反感と怒りと

を持つてゐる。通親が右近衛大將に就任の時は、前任者の薨去を知りながら、これを秘して上奏せず、先づ就任して置いて、その後で薨去を聞き知つた體にして急據閉門して哀悼の意を表した。「明月記」正治元年正月廿日の條はそれを記して、

前將軍（前右大將）去十一日出家、十三日入滅、……未時許除目、……右近大將通親、……遭喪之人本官猶以服解、今聞薨由被行任官、頗背人倫之儀歟、

といひ、又、

廿二日、……右大將自初任翌日閉門、前將軍有事之由不奏聞、稱見存由、行除目之後聞薨逝、忽驚歎之由、爲相示閉門云々、奇謀之至也、

通親は兼實の剛直と違つて、余程權謀術數に長じた奸佞に近い辣腕家だつたに違ひない。定家は兼實を仰いで偉としたかは分らぬが、曲つた事の嫌ひな事は極端である。

有除目之聞、……内府甚入興云々、是被奉久我庄之故也、近代之法、只非賂者無他計、……心中家中甚以冷然、（正治元年十二月三日）

遂に定家は悲憤慨嘆懊惱焦燥を續けつつ、要領のよい者のみが狡猾に勝を占め得る社會に於て、自己の天性的な謹直の爲に運命的な不遇を苦しんだ。病身で一本氣な彼が向きになつて自己の不遇は社會に不正が許されるからだと思つてゐる氣持はこの上も無く不幸であつた事は分り過ぎる程である。

三、俊成と六條家

定家はこの間殆ど常に良經の邸に行つて歌の會に連つて居り、又は、慈鎮等に催されて百首を詠んだりしてゐる。彼は全く宮廷に對しては無關係であつて、全く九條家附屬の歌人であつた。「拾遺愚草」中の歌によつて、ごく簡単な年譜を作つて見ると、

文治二（廿五歲） 春、慈鎮に催された百首。

文治五（廿八歲） 又慈鎮に催された百首。

十二月良經のもとでの十首。十二月、女御（兼實の女宜秋門院）入内の時の屏風の和歌三十六首。

建久元（廿九歲）

慈鎮と競作の百首歌二つ。（六月に一字百首、六月に一句百首）。秋に良經の召した花月百首。十一月東大寺棟上に後白河法皇御幸の途次、慈鎮との間に十首、及び良經との間に十首。（拾玉集）

建久二（三十歲）

良經の召により六月に四七首歌。次で廿首。又十五首。冬に百首歌。

建久三（三十一歲）

良經邸で九月十三夜に三十三首。

建久四（三十二歲）

良經に召され秋に百首。（六百番歌合の歌）。

建久五（三十三歲）

良經邸で夏に九首。又同邸歌合で二首。同邸で八月十五夜に三首。

建久六（三十四歲）

良經邸で二月に五首。同邸で十首。同邸で秋に五首。十二月慈鎮に奉る十首。（拾玉集）。

建久七（三十五歲）

兼實三月宇治山莊に催す歌會で一首。良經邸で九月に百廿八首歌。良經に召され秋に二十首。同じく秋に三十一首。

正治元（三十八歲）

良經邸で冬歌合に十首。

正治二（三十九歲）

良經邸で二月歌合に十一首。三月に同じく二首。

このやうなものが出る。此間に於ける彼の作で家集に残されたものは、これ等の外では、家隆や西行やに關係したものや、又はその他の友人達との贈答である。他の家の歌合には極めて稀にしか出席してゐない。彼は九條家の愛護を受けた家付の歌人である。彼は三九歳までの間に殆ど全作の大半を詠んでゐるのであるが、それはこのやうにして、全く九條家との小さい關係の間に於て生み出されたのである。しかるにこの社會的に不遇であつた新古今時代以前の定家には、世に認められにくいそれ相當の原因が一つ存在してゐた。それは彼が歌人としては父俊成の附屬物的に見られてゐたといふ事である。俊成の方は文治建久の頃にはその年齢からいふも、作者として見るも殆ど獨歩の觀を呈して居り、當時歌合の批判などは殆ど全く彼一人によつて爲される程の有様であつた。勿論これにも六條家の顯昭並びに季經といふ強敵があつた。六條家では

二人の兄の清輔が有名であつたが、其卒後兼實は當時清輔に次いだ者として俊成を庇護するやうになつたのであつて、清輔なき後の顯昭季經は歌人としては俊成にとつても及ばないし、又俊成の一派である定家・家隆・寂蓮などの何れにも及ばないと思ふが、歌學及び古典（といふも重に和歌ではあるが）研究家としては顯昭は當時鬱然たる學匠であつて、ことに守覺法親王の御愛護をうけて居り、季經は九條家の競争者源通親の家司になつて居つて、社會的には尙恐るべき對立者であつた。

この六條家と俊成・定家の家（御子左といふ）とは常に歌の家として對抗して居たのであつて、かうした家と家との對立となると、自然論争の矢面に立つて世人の注意を一身に集めるのは俊成と顯昭とである。折々に催される歌合に列席する事も稀で、判者となる事など勿論ない定家は、俊成の光に隠されて獨立的價値を認められなかつたとしても無理は無い。この様に、定家は三十九歳頃までに全作の大半を詠んでゐながら歌界を光被することもなく、達磨歌の譏りを取り除く事が出来なかつたのである。このやうに見て來ると、定家は新古今時代の代表的歌人でありながら、その實その半生をあらゆる方面で社會から認められる事なしに過ごした人である。又肉體的にも精神的にもはなはだ苦惱を持つた人間であつた。

四、定家の性格

しかし最後に定家の種々な意味で不幸であつた大きな原因を考へてみると、矢張りその一身の性格にも歸

しなければならぬと信ずる。定家の人と爲りはこれまで屢々引用した「明月記」の記事、例へば通親を誹謗した言葉や自己の不遇を嘆じた言葉にも反映が見えて居る様に、餘程自信があり、主角があつた事が察せられ、入から煙たがられた事と思はれるが、今少し別の所から材料を拾つて見ると、第一兼實の「玉葉」文治元年十一月廿五日の條に、

傳聞、御前試夜、少將雅行與侍從定家有鬪諍事、雅行嘲弄定家之間、頗及濫吹、仍定家不堪忿怒、以脂燭打雅行了（或云打面云々）、依此事定家除籍畢云々、

（この年定家二四歳、侍從の頃でこの時代は殿上人であつた。この事に依り殿上の御簡を削られたのである俊成が歌を詠んで勅勘が許された事が「古今著聞集」巻五に出てゐるが、恐らくこの時の事であらう。「大日本史」歌人列傳はさう考へてゐる）。宮中に行成卿の冠を打つた爲、歌枕見てこよと陸奥守に貶せられた實方中將はいはずもがな、忠臣藏の出來事を考へるまでもなく、又詩人タツソの悲劇的運命を考へるまでもなく、宮中に於て事件が起つたとすれば、事件を引き起した方が大抵は間違ひなく正直で一向きな人間で、しかし神經質で癪癢持ちである。定家は結局皮肉で狡猾で人を喰つた手にかかつて馬鹿を見たのである。

それからこれは定家が鬱然たる大家として名を擧げた後の事であるが、後鳥羽院の御口から、次のやうな批評が發せられた。

定家は左右なきものなり。……道に達したる様など殊勝也き。……ただし引級の事になりぬれば鹿を馬

とせしが如し。傍若無人ことはりに過たりき。他人の言葉を開に及ばず。(後鳥羽院御口傳)

彼の自信の強さと我執の強さと他を容れ得ない偏狭さとは餘程露はに感じられたに違ひない。負け嫌ひが崇つて感情的になり、理窟の爲の理窟を言ひ張つたらしい所がよく感じられる。後鳥羽院は更に語を次いで、惣じて彼卿が歌存知の趣、些かも事により折によるといふ事なし。又ものにすきたる所なきによりて、

我歌なれども自讃歌にあらざるをよしなどいへば腹立の氣色あり。

と急所を突かれる。しかし私は定家がかくまで正直であつた事に對して好意を向けないでゐられない。何のやうな時一つの原理一つの態度で押して行かうとして、少しも融通が利かない。實に自分に對して忠實である。その爲に敵を作る事をも厭はない。もともと病身で神經質な定家である。清濁併せ呑む寛容の徳と、機宜に適し得る圓滿の美點とを具へてゐない以上、妙に人の氣持に遠慮したり、人の機嫌に媚びたりする事なしに、秋霜凛烈の威を以て自己の本性を露はにして顧みなかつた定家の單純な正直さと生ぶな一本氣とを私は限りなくいとむべきものに感じるのである。彼はそして至る所でその調子で振舞つた。新古今の序に彼の官職は左近衛權中將藤原朝臣定家と記されてゐるが、その序の作られた頃には定家は父俊成の喪に服してゐて、その官職も一時奉還したまま、未だ復任して居ない。それで左中將の肩書は穩かでないと言つて聞かなかつた。續群書類從の「明月記抄出」元久二年三月二十九日の條、裏書に

此集序被載撰者五人之名、予未復任、爲後代無其道理。此日以前可復任之由雖申、或無日次、或無上卿、

遂不被行、而過今日了、近代事只有一旦之興、不及始末之沙汰、私力不及事歟、被書官位了

序の日附は三月二十六日、竟宴が二十七日で、彼は二十五日復任した事になつてゐるが、それは表面上の事であつたので、正直な定家には癩癩の種になつたのである。承元元年四六歳の時、顯昭が日本紀歌の註を獻じて法橋を望んだので彼は批難して、

日本紀者我朝之國史、尤可重、苦可有其沙汰者、大臣公卿官外記尤可奉行歟、非法師撰進之仁歟、

と言つてゐるが、一代の老大家の行爲に對しても彼は容赦する事が出来なかつたのである。これには家と家との對立感情のこもつて居ることは勿論であるが、それから又新古今撰定にあつても竟宴の後長い間後鳥羽院の御考によつて歌の入れ更へが行はれた。定家は自分の考が無視されたと感じて、建永元年十一月八日、

依仰又切新古今(出入如反掌)以切繼爲事、於身無一分面目、近日和歌沙汰又驚耳目。

と記した。これは新古今撰定に關係する最後の爆發である。

かうしたとげとげしい感情の動きが露はに發せられる時、人から愛せられる事の少いのは又止むを得ない定家の何事にも角を立てる行き方は、餘程同輩からも煙たがられたに違ひない。

しかもさうした人程、眞面目に努力し、精力的に仕事を征服するものである。定家も亦その通りである。彼が世に認められぬ間、病魔と闘ひつつ諸家の舊記を借覽書寫して倦まなかつた勉強振りは、日記の上に明らかに記されてゐる。その努力によつて得た自信が強いので、自身の理窟を盾にすることも亦強い。すると

それは「事により折によるといふ事なき」ものとして、尙更ら相手からは受け入れられない。相手にされない程世人の心の狡智に對して敵愾心を起す。定家の氣持が不幸であつた所にはかうした傾向の性質が存してゐた爲であつたと思ふのである。

五、院に召さる

それはさて置き、定家の運命は正治二年秋七月を以て新しい状態に置かれるやうになつたのである。

後鳥羽天皇は建久九年十九歳を以て、四歳の幼主土御門帝に御位を譲られた。後鳥羽院は詩歌にすぐれた天分を有せられたので、その後仙洞御所を中心として花やかな和歌の會が頻りに催される事となり、詞才ゆたかな歌人達は仙洞に召されて文雅の會席に華を競つた。上皇が公然心を寄せられてからは和歌は一層公家社會の注意の焦點となつた。

上皇に歌を以て親近し奉る者は、矢張り若き歌人良經である。慈鎮・俊成・顯昭は老齡に過ぎて若き王者の御心に合ふ者ではない。そして上皇と良經との計畫は、若き時代の歌人定家・家隆・雅經・秀能等、地下の臣の拔擢となつて現はれたのである。

正治二年秋仙洞に大きな歌會が催される事と成り、前々から歌人の撰定詠草の提出などの準備でさはがしくなつた。この催しは歌人達の間でセンセーションを引き起したに違ひない。それが有名な正治二年院御百

首である。定家なども今度こそ世に出られると豫想したらしい。所が事實はさうは行かなかつた。それは通親の讒謗によつたのである。そして通親は、その家司である六條季經等のたのみに依つて事を爲したと定家はかたく信じたのであつた。彼はそれを憤激して良經に書狀を奉つた。七月一八日の日記を見ると、

院百首作者事、爲相尋相公羽林（良經のこと）也、昨日以消息示之、返事云、事始御氣色甚快、而内府（通親のこと）沙汰之間、事忽變改、只撰老者預此事云々、古今和歌堪能、撰老事未聞事也、是偏呵季經賂、爲棄置予所結構也、季經經家彼之人也、全非遺恨、更不可望、但子細密々注之、道相公（良經）了爲漸々披露也、可存知之由有返事、

とある。早速書を上つたので、良經から運動を約束する返事が來たのである。しかし中々功があがらない。終に俊成が有名な正治奏狀の直訴に及んだ。この運動が功を奏して、定家は後れて作者に加へられた。そしてその通達が定家の所に傳へられたのは、八月九日のことであつた。定家は狂喜した。

早且相公羽林（良經）夜前百首作者被仰下之由有其告、午時許長房朝臣奉書到來、進請文了、今度被加之條、誠以抃悅、於今者雖不可澁、是偏凶人之構也、而今知此、二世願望已滿、

その日の日記はこの様に記されてゐる。

彼は又今度の事では北野天神に祈願した。

願はずでに達せられたので、八月十三日に御禮詣をして自分の歌一卷を箱におさめて奉納した。「心中祈願已

以満足、仍重所詠進也」とある。廿三日には明日百首を進ぜよといふ奉書が下つた。定家は大騒ぎをして氣に入らぬ歌を作りかへたり内々良經などに相談を持ちかけたりして漸く二五日の日ともし頃になつて自身仙洞御所に参じて、右中辨の手を經へ院に上つた。その翌二十六日に、定家は内の昇殿を許され、殿上人の中にその名を列ねた。彼はこれが矢鱈に嬉しかつた。但し彼の日記を見ると、

頭辨送書狀云、内昇殿事只今所仰下也者、此事凡存外、日來更不申入、大驚奇、夜部（冬部敷）歌之中有地下述懷、忽有憐愍歎、於昇殿者、更非可驚、又非懇望、今詠進百首、即被仰之條、爲道面目幽玄、爲後代美談也、自愛無極、

とある。これは彼の昇殿は別に希望したものではなくて、彼が百首中に、

いくかへり春をばよそに迎へつつ送る年のみ身につもらむ

の歌を詠んで置いたのを、すぐに院が御目にとめられた結果だといふのであつて、自分の昇殿よりも、直ちに百首に目を通された院の御熱心の方が歌道の爲に嬉しいといふこの言ひ方は、平氣を装つて少し理窟をつけてゐるのであるが、その言葉の裏からは、欣喜の情が躍り出て居るのである。

この百首は「拾遺愚草」に、

正治二年八月八日追給題、同二十五日詠進之、

なる註を付けて入れられてある。百首の題は、

秋日侍太上皇仙洞同詠百首應製和歌

作者の肩書は

從四位上行左近衛權少將兼安藝權介藤原朝臣定家

であつた。

このやうにして定家は九條家の歌人であつた時代を脱して、仙洞の寵遇比ひなき宮廷歌人となつたのである。院からは特に優詔が下つた。その年の十月二六日に正四位下に昇り、翌建仁元年十月二四日、定家四十七歳をもつて左近衛權中將に昇進した。

定家が公家社會に歌人としての動かない地位を認められはじめたのは、この頃からである。通親の急死、院と良經との協力、良經の權勢の増大といふ政治上の情勢の變化と、そして定家に對する院の御信任と、此等の事情がすべて定家の名聲と歌人的地位とに好都合であつた。と同時に、すでに新古今撰集の事を院はお考へになつてゐたのである。その記録の最初のもものは、恐らく「明月記」建仁元年十一月三日の記事に、

左中辨奉書、上古以後和歌可撰進者、此事被仰所寄人云々、

とあるのがそれであつた。

定家が實力に相當する待遇を受けるやうになつたのは、案外年取つてからであつた事が分るのである。そして正治二年以後承久亂に至るまでの二十年間、宮廷歌人として後鳥羽院の御召しのままに作歌してゐた

定家は、既に新しい時代の歌人ではなくなつて居て、墮力によつて餘光を保つたところの、いはゆる時代の老大家だったのである。

(昭和四年九月十日稿・水鏡昭和五年一月號)

定家傳と時代相

(定家の實生活と歌とを關係づける一試論)

一

藤原定家が歌人又は古典研究家として、當代に比肩すべき者の無い、巨大な存在であつた事は、新しく言ふまでもない事である。併し乍らより根本的な事實は、定家が歌人であり、學者であると言ふよりも、先づ第一に、貴族階級に屬する一人の公家であつたといふ點でなければならぬ。

随つて又、彼が經過した生涯の輪廓は、單に一個人の問題に止らずして、當時に於る公家一般の生活事情を、指示して居るものと見る事が出来るであらう。同時に又、定家が彼の社會生活に關して抱いた所の心理過程は、彼一個の心理を推測せしめるに止らないで、當時に於る公家一般の生活感情を推測する材料とする事が可能であらう。この論理は單なる言葉の綾に終るものではなくして、多分の眞實性を有する筈である。ある時代並びに階級の生活と感情とから全く游離した一個人の生活と言ふ如きものは、考へられぬからである。

次に當時の公家階級は絢爛無比なる新古今集を生み出して居る。新古今調なるものは、彼或は此といふ如き二三人の公家の偶然に作り出したものでなく、當時の公家階級の生活と必然の關係を有するものと考へられる。勿論、當時に於ても、公家全體を考へるならば、歌人でない者は多いとしても、これは、作歌の天分の有無に關する問題で、歌才が有る爲にその時代的でなくなると言ふ事はあり得ない。随つて歌人だけによつては、公家全般を代表出来ぬと考へる事は無謀である。さう見るよりは、歌人は歌によつてその時代的なものを示した、音楽家は音楽によつてその時代的な仕事をした、政治家は、政界に於てその時代的に動いた等々と考へる事がより妥當である。かくて新古今調は、その時代の公家階級の生活と結び付ける事によつて考察されなければならない。そして定家はこの新古今調歌人の代表者と言はれる。

かくて、定家が如何に生活し、如何なる思想感情を有して居たかを考へ、そしてそれと定家風の歌との關係を推測するとすれば、それは自づから又、當時の公家階級が、如何にして新古今調の歌を作り得たかを考へて居る結果となるであらう。

勿論定家の残した彪大な日記によつて、彼の性格と言ふ如きものを推測する事も可能である。又同じく新古今調の歌と言ふ中に於ても、定家の歌風と家隆・良經・慈鎮などの歌風とは、明らかに微妙の違ひを有してをり、見られるにしたがつて、その違ひも一層はつきりと感受出来て來ることも事實であらうとは言へ、新古今調一般を考へに入れない全く個別的な定家の歌風と、當時の公家一般を全く考慮の外にした一個人定家

の性格と言ふ如きものは考へ得られないし、兩者の關係のつけ方も分らぬであらう。關係づけられた時には當然當時の生活全般と詩歌全般とが考への根柢に導入されて居る筈である。

故に此處に於いては、定家傳上の事象から、意識的に、全般的なものを見ようとつとめつつ、考へを進めようと思ふ。

二

定家傳の上で、最も公家階級的なものは、その官職位階に關する經歷である。そして、その昇進の遲速難易、或はそれに關係する諸々の事象の中に時代的特色が見えて居る。故に先づ定家の官歴から考察を始めなければならぬ。

が、その前に當り、進行上の必要から、當時の公家階級中に於る二三の事實を羅列しよう。

第一に、當時の公家は庄園經濟の時代に入つて居て、庄園によつて生活を保證しつゝあつたのであつて、すでに中央集權制は事實亡んでをり、官に公收する祖・調・庸の税制が壞れて久しい。随つて、官職位階に對しても、官吏として受くべき俸給が概ね附隨せず、官吏としての地位は必ずしも生活を保證しなくなつて居る。

第二に、併し乍ら、公家階級は長き傳統に憧憬を有し、單に裝飾的榮爵に過ぎなくなつても、官位の尊重

は、彼等に對して無上の満足と喜悅を與へる。彼等はこの世の榮華の象徴としてだけでも、より高い官位に憧憬を有した。

第三に、以前の官位は、官吏としての権力と責任とが存し、且俸給が附隨するもので、官制の定員以上を要しなかつたが、單なる榮爵となつてからは屢々濫與されるに至つた。それも攝關太政大臣は當時これに昇り得る家格が傳統的に固定して來て、鎌倉初期には攝關の家では近衛・九條、それが承久亂以後に於て五攝家となり、攝關には補せずとも太政大臣に到つたものでは久我、承久亂後に於て西園寺が加つた如きであるが、左右内大臣・納言・參議に至つては、確かに濫らの傾向が明かとなつて來た。大臣はさすが一人であるが納言以下はことに著しい。公卿補任によるも、かりに延暦より元久までに於て

大納言	延暦元年	延喜元年	寛弘元年	元暦元年	元久元年
中納言	一	三	五	一一	一五
參議	八	八	七	一〇	一〇

といふ數字をあらはして居る。變化の少いのは參議のみで、納言は、十倍乃至十五倍の増加振りである。これが三位以上の公卿の數を以てするならば、禁秘抄に見るも貞觀の頃既に百名に達して居た。當時の數は當然それを更に凌駕してゐた筈である。そして、空位空名であるに拘らず、それ無き者低き者は、ある者高き

者に比して、當然下位に在らねばならなかつた。隨つて官位の競望が激化された。

右の如きが當時の一般公家階級に現れて居た著しい現象である。以上は、そして、官位に関する限り定家傳を考察するに當つても、忘れる事を得ない條件である。

扱て、そのやうな時代に於て、定家は何の程度に官位の昇進をして居るか。これを一望の中に印象する爲公卿補任・尊卑分脈の示す所に從つて、表示すれば次ぎの如きものが出來上るのである。

年齢	年月日	位階	官職
五歳	仁安元、一二、三〇	叙從五位下	
六歳	仁安二、一二、三〇		紀伊守
一四歳	安元元、一二、八		侍從
一九歳	治承四、一、五	叙從五位上	
二二歳	壽永二、一二、一九	叙正五位下	
二八歳	文治五、一一、一三		左權少將
三〇歳	建久二、二、一〇		左權少將兼因幡權介
三二歳	建久四、六、二七		春、母の喪により辭し、この時復任
三四歳	建久六、一、五	叙從四位上	

三八歳 正治元、一、三〇 左權少將兼安藝權介
 三九歳 正治二、一〇、二六 叙正四位下
 四一歳 建仁二、閏一〇、二四 左權中將
 四二歳 建仁三、一、一三 左權中將兼美濃介
 四四歳 元久二、三、五 去冬、父の喪により辭し、この時復任
 四九歳 承元四、一、一四 左權中將兼讃岐權介
 七、二一 辭左權中將
 一二、一七 内藏頭
 五〇歳 建曆元、九、八 叙從三位 侍從
 五三歳 建保二、二、一一 參議兼侍從
 五四歳 建保三、正、十三 參議・侍從・伊豫權守
 五五歳 建保四、正、十三 參議・侍從・治部卿・伊豫權守
 三、二八 辭侍從・參議・治部卿・伊豫權守
 一二、一四 叙正三位
 五七歳 建保六、七、九 治部卿より民部卿に遷る

五九歳 承久二、正、二二 播磨權守
 六一歳 承久四、八、十六 叙從二位 辭參議・民部卿・播磨權守
 六六歳 安貞元、十、二一 叙正二位 辭民部卿
 七一歳 貞永元、正、三〇 權中納言 勅授帶劍
 九、七
 一二、一五 辭權中納言
 七二歳 貞永二、十、十一 出家

右の官歴を概観するに、たとへ七十歳を越えてからもせよ、正二位權中納言に至つて居る。これは攝關大臣の家でない者としては、當時としても相當順當の昇進と見なければならぬ。

勿論攝關の公達にあつては、二十歳前後にして位は二位三位に昇り、官は大臣に列するけれども、これは家格に依る昇進であつて、定家のそれを同等に見て比較する事は出来ないのである。

ことに定家の父俊成は、皇太后宮大夫に終つて居て、參議を志望し、推舉者もあり、後白河院の御承諾もありながら終に其の席に列する事が出来なかつたのである。明月記(以下たゞ記と記す)建保二年三月一日、故尾坂僧正(快修)病時、法皇(後白河院、筆者註)臨行、今生所望以俊成卿可被任參議由被申之、仰云、必可任者也所存知也、而自然依違遂以遁世、(中略)先考年來之望遂以空。

とあるに明かである。かく微官に終つた者の子としては、定家の昇進は異數に近いと言はねばならない。ことに定家の子爲家は、定家の生前すでに正二位權大納言に上つて居るのであるが、かうして父子うち揃つて大中納言に至つたといふ事は、その家に納言の家の家格が出来て來た事を語るものであつて、定家としては大成功と言はねばならなかつた。けれどもそれは生涯の経過を結果より見ての言であつて、更に微細の點に注意して眺めたならば、時に従つて、その昇進に遅速の存した事が認められるであらう。

これを大別すれば建曆元年、五十歳を以て三位侍従に任じてからの昇進は順當であり、それ以前は甚だ停滞し勝ちであつた事が顯著に現はれて居る。

今は先づその前半から考へを進める事としよう。兼任の官は別として本官のみを以て見れば、

一四歳	侍従	この間一四年
二八歳	左權少將	この間一三年
四一歳	左權中將	
四九歳	辭職	この間八年

右の如くなるのであつて、この昇進度は決して速やかなものとは言へないであらう。

勿論昇進にはよき後援者推舉者の存する事が必要であつて、前述の如く官位の濫與と競望との激しくなつた時代には、よき支持者の無い者は當然破れる筈だつたのである。然りとすれば結果より見た若き頃の定家

は、確かに支持者に於て有力なものを有しなかつたと想像出来るのである。事實父が世に在つた頃の官歴が中央に對して權威の無い者であつた上、十四歳にして定家が世に出ると入れかはつて、致仕入道し、社會から隱退して了つた爲に、父の力を頼みと爲し得なかつた事は定家にとつては一つの損失たるに違ひなかつたらう。

けれども攝關大臣の家の子弟でない限り、五位侍従を以て世に出た少年は、大概は三十歳前後までこれに留らねばならなかつたのであつて、現に公卿補任・尊卑分脈に見ても、定家の兄成家が右近少將に任じたのは三十歳の時であつた。のみならず、五位侍従に終つて、四十にして入道すると言ふ如き子弟の數も決して少くはなかつたのであつて、現に爲家より十四歳あまり年上の子光家は、明月記寛喜二年七月二十六日の條に見れば、侍従に終つて出家した事が分るのである。一般に事情がかくの如くである以上、二十八歳にして左少將となつた定家は一概に不運とは言へないのであつて、この年齢に當つては、父に餘程の勢威の無い限り、父の有無は大して昇進の上にかかはりは無いのである。そして、彼は將來の後援者として攝政太政大臣藤原兼實を得るに至つた。父よりもこの方が當然有力な支持者と見らる可き者である。

兼實との關係は俊成の致仕入道の後にはじまる。兼實は以前、六條家の清輔を寵遇して居た。清輔は微官と言ひながら、勅撰集詞花の撰者顯季の子で、平安末期には名實相兼ねた歌界の宿老であり、俊成と雖もこれに對しては後輩である事を免れなかつた。この清輔が治承元年に卒した。それは丁度俊成出家の翌年の

事であつた。そこで治承二年に到つて、兼實は、清輔にかはる大家として俊成を引見した。これが兩者の結ばれるはじめであつた。兼實の日記玉葉同年六月廿三日に、

五條三位入道俊成(法名釋阿)來、於和歌之道爲長者、仍以前馬權頭隆信朝臣先令音信、今夜始所來也、數剋交語深更歸去了、

と明徴がある。使者となつた隆信は、定家の母美福門院加賀が俊成へ再嫁前、大原三寂の一人であつた夫寂超との間に産んだ子で、定家の異父兄、長明無名抄に、年少の頃寂蓮と並び稱せられたとある歌人である。その後兼實俊成の交りは變らない。定家二十歳壽永元年に堀河百首題で百首を詠んだ時も、兼實はわざわざ書信を以て稱美した。拾遺愚草員外に、

壽永元年又詠此歌(中略)父母忽落感涙、將來可長此道之由被放返抄、隆信朝臣寂蓮等面々、吐賞翫之詞、右大臣殿(兼實、筆者註)故有稱美御消息、俊惠拭饗應之淚。

とある如くである。けれども九條家と定家との關係は、より密接なものに進んだ。と言ふのは即ち定家が九條家の家司となつたのがそれである。攝關公卿の家は政所を置き、役員を任命して一家の會計雜事を司らしめるのが一般であつて、彼の頼朝が幕府の政所も、全く前右大將たる公卿の資格に於て設置した如きもの一例である。要するに家司は公卿の一使用人である。その關係は俊成の場合以上に密接の度を加へた事は勿論である。彼が家司となつたのは、記の正治元年(定家三十八歳)九月十二日の條に、

所召仕之女房爲令吐虛令入御所(大炊殿)(兼實邸宅、筆者註)東車寄南細所……予値遇彼御所十五年、とあるに見れば、確かに定家二十四歳の時であつたと思はれる。兼實の弟慈圓、兼實の二男良經などいふ歌人との關係もこの後一層密接となつた事であらう。

この九條家一門の支持は、彼に取つて、想像し得る限りでは最もよき支持であつた筈である。にもかかはらず、彼の昇進は決して速やかでない。文治三年二十六歳の時、彼は、

この浪ののこりを拾ふ濱の石のとをとて後も三年過ぐしつと詠んだ。侍従として十三年も過ぎたといふことの慨嘆である。

蓋しその前年兼實が攝政に就任し、良經も左大將となつたし、定家の年齢より見るも、漸く定家の昇進欲が動いたものと考へられる。併し乍らこの當時、彼の昇進欲はまだそれほど深酷であつたと見なすべき程の徴證は見出されない。

しかし、それが次に、少將から中將の昇任の期の近づいた頃になると、深酷さが著しく異なつて來る事を見るのである。侍従の時代には殿上人であつた。左權少將になつてからは地下の人となつて居る。それに十數年間昇進の沙汰も無い。しかも九條家の權威を背後にひかへながらである。されば、正治元年十二月廿九日には、

今夜有除目云々、連夜寒風心神無爲方、地下之身進退惟谷、衰齡卅八、每望傍人榮貴、只豫運命。

と言ひ、正治二年十月二十六日には、

今日京官除目云々、耳殊冷然……心神殊惱、四旬衰鬢、病與愁計會、且暮營世路、可彈指々々。

と言ふ。故に、正治元年正月廿日、安藝權介兼任の時には、

予兼安藝權介、被載文書、尤以珍重、似在世身

といふ一見妙な感想を記して居る。除目の文書には十年餘り名も出なかつた。左權少將として行幸の列に加つては居るが、殿上にも交り得ない地下人で、人々も自分の存在などは忘れかけて居る。勿論歌人としての彼は、せまい同好者の間では知られて居ようが、一般に歌などに興味のない世俗の者等は、この萬年少將を人間並には見ないのである、と少くも彼自身は感じて居た。故に彼が除目の文書に名が出た事を喜ぶ事は無理もないのである。

承元二年には既に四十七歳である。そしてその官職と言へば、未だに左權の中將である。權門の中少將の參議中納言に進む前に、しばらくこれに任ずる者は、皆若い青年である。そして、彼一人は五十歳に近くしてそれと交るのである。故に慨嘆して、七月十日に書きつける。

沈淪棄置之將三人、三人之耻辱在一身、……愁歎摧身、供奉曝面、誠是不運之專一、耻辱之無双歟。

この昇進の熱望は夢にまでそれを見るに至る。妻も見ると、彼自身も見る。例へば正治元年七月十二日に去夜夢與人談云、予去當職可任内藏頭(仲經闕時歟)藏部雖要須官去欣躍、何不遂望乎。

などと記して居る。しかしそれはもとより一片の夢物語にすぎなかつたのである。彼が内藏頭となつたのはそれから更に九年後の、そろそろ夢も忘れかけたらう頃の事であつた。

以上によつても明らかな如く、彼が青年壯年時に於ける昇進は、九條家を背後に有しつつも、全くその恩恵に與る事が無かつた事を語つて居るであらう。

これは蓋し、九條家が近衛家とともに、攝關の家でありながら、當時の勢力は、官吏の任免もその意の如くにはならなかつた事を示して居る。兼實は、廉直の士として認められて居たが、源頼朝と結んで親幕政策に出るに對し、後白河院とその寵姫丹後局との政策は、これに反對するが爲に、院政の力に壓せられて、兼實の力はその眞價を發揮するを得なかつたのである。しかも、建久三年院崩御の後、外見上こそ、頼朝と結束した兼實の黄金時代の如くであつたけれども、又これを制約する反對勢力が生れて居たのである。

それが源通親である。通親は、もと法勝寺執行能圓法印の妻であつた範子を妻とし、能圓の女であつた在子をも養女として引き取り、これを後鳥羽天皇に進め奉た。後の承明門院である。これに皇子爲仁即ち土御門天皇が生れたのに、先に入内した兼實の女の中宮任子即ち宜秋門院は、皇女一人を生まれたのみであつた爲、外祖父通親の勢力は遽かに増大し、中宮も寵衰へて、建久六年十一月内裏を退かれ、八條院に遷られた。次いで、兼實は突如關白を罷められ、弟慈圓も天臺座主護持僧の職を奪はれて、今一人弟兼房は太政大臣を罷められてともに閑居し、子の良經も内大臣を辭して、こゝに全く九條家の勢力が覆へされたのである。

次いで後鳥羽天皇が幕府に憚て精勵されるのに對し、通親が巧みに構へた反幕的離間政策が成功して天皇は御讓位によつて、自由の地位を得られんとし、建久九年正月、にはかに土御門天皇受禪せられた。ここに通親は天皇の外祖となり、兼ねて、後鳥羽院の院別當となり、内大臣右大將に昇り、全く仙洞内裏の方針を左右し得る實權を掌中に握るに至つた。これに對しては、攝關の地位と雖も、全く無力であると言はなければならぬ。しかも翌正治元年には、兼實が最も力とした將軍頼朝が急に薨じたのである。通親の權力は絶對と言ふべく、九條家は家格のみ高くして、全く權勢から放棄されたと言ふべきであつた。その一家司に過ぎなかつた定家の昇進が停滯した事は蓋し當然であつたのである。

定家も勿論この事情は知悉して居るが故に、自己の熱望を實現する爲には、別途の方法に據る外なき事を感じはじめたのである。その方法とは何であるか。

後鳥羽院の代、最も權勢を有した者に、典侍藤原兼子があつた。これは、土御門天皇の御母なる承明門院の御母範子と姉妹であつて、從二位に叙せられ、世に卿二位又は卿二品と言はれた人である。これは不思議に後鳥羽院の御心を完全に捕へ得て、事として聽許されぬものはなかつた。この兼子は、太政大臣頼實を夫に有し、通親がこれと相結んで居たのであつて、その勢力は當時の院政を全く左右するに十分であつた。しかも通親は建仁二年薨じたが、兼子は寛喜元年八月まで長生したのであつて、承久亂に到るまでの院政には兼子の勢力が恐る可き影響を爲したのである。

以上の大勢を考へて見るならば、定家がこの卿二品に對して頭を下げた事は想像するにたたくないであらう。

けれども其處に至るまでには今一つの段階が存するのである。後鳥羽天皇が讓位とともに、仙洞たる弘御所、鳥羽殿、又は水無瀬殿は、遊宴歡樂の場と化した。江口神崎の遊女白拍子は屢々御所に伺候し、蹴鞠・管絃・連歌の戯れは日に日を次いだ。蹴鞠如例・今日勝負等懸・有雀小弓會・有柿下栗下連歌與以錢爲懸物などの句は、後鳥羽院御記の諸所に記されて居る。そして、同じ程度に和歌が行はれる。されば從來九條家の家司として、良經・慈圓等と作歌して居たに過ぎない新進の歌人定家は、院政の時代に入ると間もなく、正治二年院御百首の催しの折りに、はじめて作者に加へられ、直ちに昇殿を許され、又昇叙された。漸く歌人たる事が幸して、院の近臣の一人に加つた。されば、何等の運動もしないで正四位した時に、彼は無邪氣に感激した。正治二年十月二十七日の記に、

……正四位下藤定家……而今忽不出望預一階、舊勞不空、極心忝、以之爭不勵奉公乎。

と記して居る。しかしながらこれは一時の嬉喜びである。彼は新古今集の撰者となつた。仙洞歌會の作者に列しない事は殆ど無いといつてよい。けれどもそれは、院の趣味的好尚によつて、御遊の席に集まるのみの事である。鞠の時にはその道の者が集り、管絃の時には、又その道の者が集る。藝能によつて仙洞に集る者は群をなしてゐる。しかもこれは遊宴の御相手であるが故に、その道に長けた者は、たとへ西面下北面の武士

であつても、たやすく昇殿を許されるのである。たとへば歌人としての藤原秀能入道如願の如きは、そのよい例證であらう。されば歌人としての寵遇は、何等定家の昇殿を迅速ならしめる保證とはならない。定家が卿二品の好意に頼らうとしたのは全くこれが爲である。卿二品は後鳥羽院に對し奉て、魔力を有して居る。彼女の意志を通してこそ、はじめてすべては實現の可能性を有して來る。

それに、通親亡き後、再び世に榮へた九條家の後京極攝政良經は、寛容の人で政治家としての手腕がなく又建永元年定家四十五歳の時既に世を去つて、その子道家は尙幼少である。定家の前半世に於て、九條家は全く定家に對し、支持者たるの力を發揮し得なかつたのである。彼が卿二品に走つたのは當然の順序であつた。

以上可成り混亂しつつ記述して來たけれども、定家五十歳までの昇進の思ふに任せなかつた原因が如何なる點にあつたかと言ふ事は、ほゞ考へ得たと思ふ。それは唯官位の競望に於て、定家を支持した者即ち九條家の無力といふ事につきるのである。

三二

次ぎは彼が五十以後に於ける昇叙任の考察であるが、記述を進める前に、今一度印象を深める爲、次ぎの略表を掲げよう。

五〇歳	從三位	侍 從
五三歳		侍從・參議
五五歳	正三位	侍從・參議・治部卿
五七歳		——・參議・民部卿
六一歳	從二位	——・參議・民部卿
六六歳	正二位	——・民部卿
七一歳		權中納言

右の如く、五十歳より六十歳までに從三位より正二位に上り、侍從・參議・民部卿に歴任して居る。微官に於て十數年の停滯を示し、漸く顯官に至つて迅速なる昇進を示して居る。これは前節の叙述よりするも、當然の頼るべき權力者の發生と、その支持とを想像せしむるに十分であらう。

そして、具體的に言へば、彼は、承久亂以前に於いて卿二品兼子、承久亂以後に於いては西園寺家に頼つたのであつた。

彼が建曆元年九月八日、五十歳にして從三位侍從に叙任されたのは、全く卿二品兼子の力による。六日に定家は特に書狀を以て三位侍從を懇望した。記に、

以書狀重申云、於上階は更無所望、所申只本望一事也、但若被任侍從者、三品不可厭却、非此兩事は全

無昇進之望。

とある。そして、發表の前夜即ち七日の深更に、二品より昇任の通知を受け取つて歡喜したのである。記に夜漸深有二品書狀、披見之處、依昨日申狀、相加侍從令叙三位也、已失生涯本望先雖拭悲淚、爲公卿一分、可帶劔之由、……被授非分之官、是又非面目乎。

そして更にこれについで、

古來居此職之人、皆是可謂英華、凡卑之人經此官、只親能保家二人也、是又近代之英華榮耀之幸人也、如僕衰老賊翁寧有此恩哉、尤宜抃悅。

攝籙清華の子弟でなければ經過しない官に凡卑の家でありながら任せられた、しかもその例は、近頃では唯二人しか無い。とわざわざ丁寧に書き記す所に、何時も鶴の眼で社會を見て居る彼の眼が感じられ、それにも増して得意満面の喜びが躍々と描かれて居る。そして深夜にも拘らず、

即馳參、密々畏申。

定家は自身卿二品のもとに馳せて、深謝したのである。この後二品との關係は繼續する。そして、寛喜元年その薨去に至るまで、屢々日記に現はれるのである。

扱て、かくして定家も公卿の一人に列した。十月二日には、公卿の家格として、政所を設置して、政所始めを行ひ、往年彼が九條家の家司となつた如く、家司・家令等を定めて、庄園その他の會計庶務を司らしめ

る事となつた。同日の記に、

家政所始、以兼宣・長邦等朝臣爲家司、以能直(前遠江介)爲令、……家司以下聊居酒肴云々。

と見える如くである。

參議に列した委細は、日記の闕によつて分らぬが、定家は得意であつた。建保二年三月一日の條に、

……又予昇進、人皆以爲善政、可堪公務由、普謳歌云々、以不肖身聞此虛名、尤如踏虎尾。

と記して居る。勿論卿二位は權力を有して居る。彼女の意志に逆つては何事も成就しない。たとへば、建曆二年六月に、一階所望事を院司清範朝臣の手を経てくり返し嘆願した後、廿四日にも、

今日重付清範朝臣申入同事、愚札又進入。

とある如く、院に運動を續けた事があつたが、卿二品にも運動した所、その時は二位に昇進せしめたい候補者があつた。廿五日の條を見ると、

……假名狀又傳女房申二品、有等閑返報、以忠行稱我聲、云加階任官、深成其妨。

そして、二品の意志の爲に、院に對しての運動は、美事に失敗に終つた。定家は何をも得なかつたのである。要は二品に頼らなければならぬけれども、それだけに、二品の我意の爲には、定家は屢々奔弄され壓迫されねばならぬ。權力ある者にとつては、單に自己の意志の實行である。しかし乍ら權力なき者にとつては怨嗟の蓄積となる。

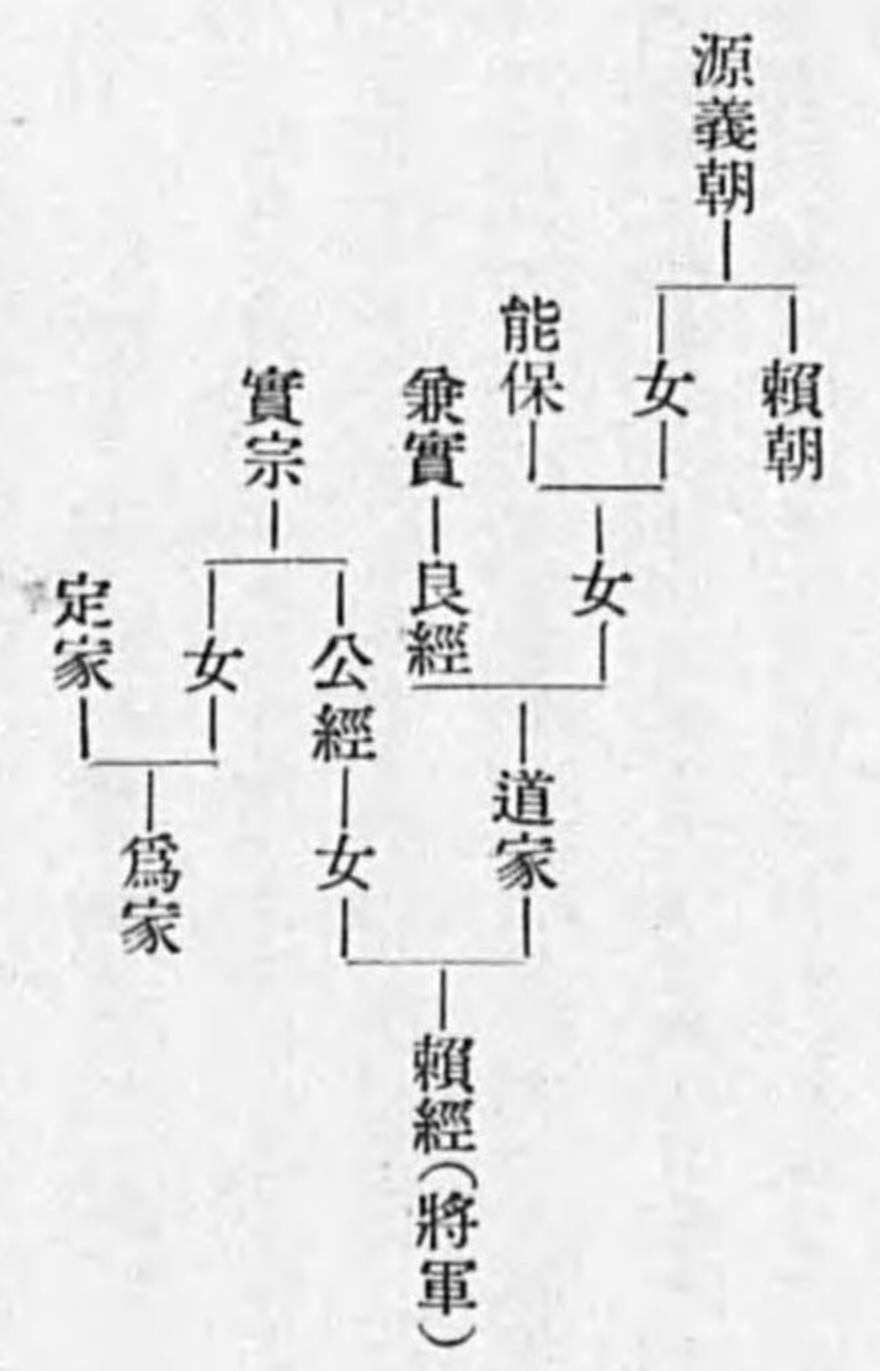
されば、よりよき支持者は矢張り肉親の者又は姻戚關係の者でなければならぬ。西園寺家はその役を果した。

定家の妻は内大臣實宗の女である。實宗の子は公經公、後の西園寺太政大臣である。この婚姻は定家十七歳、治承二年の事であつた。記安貞三年三月十三日に、

故亞相(前内大臣實宗、筆者註)治承二年爲婚姻之始、予可有猶子之儀之由、先人被示付、後命云、如實子常可同宿。

云々とある如くである。定家は擧入した形であつた。けれども實宗はまだ三十四歳、參議從三位に過ぎず、まだ後見者として頼むに足りる力は有してゐなかつたのである。公經が太政大臣となつたのも承久亂直後であつて、後鳥羽院政の時代には、九條家・西園寺の親幕派は、勢力を得べく誠に都合のよくない地位にあつたのである。これ等の、ことに公經の勢力が、定家をして、それとなく安定の聲譽を得せしめたのは、だからして、承久亂以後の事である。(右の事情は、次ぎの頁に掲げた略系圖を見る事によつて一層明確に理解出来るであらう)。

であるから、定家が承久四年從二位したのは、日記が闕けて不明であるけれども、彼の背景たる所の諸家の、中央に於る權勢の回復と、卿二品の失脚とが結果せしめた所の、京都の空氣の變化が大いに原因して居ると考へられる。



かうした好環境が醸されて居た爲に、安貞元年、彼が正二位を希つた時は、何の障害もなく許可された。彼は、

依老病無隙候、自然懈怠不啓案内、罷民部卿申一級所望懇切候……凡人不任納言叙正二位、參議師成卿(于時散位)延久五年四月卅日正二位、年六十五、其例候歟、聖代之德政、所仰皇恩候也、便宜之時洩御披露候哉

こんな書狀を中宮權大夫盛兼に送つて、周旋を依頼したが、希望が遂げられるや、十月廿二日の記に記して正二位者人臣之極位也、不逢亂世者、争叙之哉、可謂身上之得分、尤希代之珍事也、心中甚自愛。と言ひ、盛兼には深謝の書狀を送てゐる。深夜卿二品に馳せ付けて感謝した定家と、書狀のみで正二位を手

に入れた定家とは、その社會的威望に於て格段の違ひを生じて居ると言はなければならぬ。
しかし乍ら、彼自身の昇進に關しては、西園寺家の威望の影響は間接的に想像し得るのみであつて、直接の記録を残して居らないけれども、彼の子爲家の昇進には明かにそれがあらはれる。爲家の昇進は公卿家傳を抄略して示す時は、

- 十二歳 承元三年 侍從(從五位上)
- 十三歳 承元四年 左少將
- 二〇歳 建保五年 左權中將(從四位上)
- 二八歳 嘉祿元年 藏人頭兼左權中將(正四位下)
- 二九歳 嘉祿二年 參議兼侍從(從三位)
- 三九歳 嘉禎二年 權中納言(從二位)
- 四四歳 仁治二年 權大納言(正二位)

(括弧中の位階はその年までに到達して居た位階であつて、必ずしもその時の昇叙ではない。)

右の如くであつて、その昇進の速かな事、殆ど清華英雄の家の子弟と差違なき程である。しかも爲家を少將に任ずる爲には、定家は中將の官を辭して申し換へたのである。この出發を考へれば、彼の昇進の速やかさは一層驚くべきものがあるだらう。但し、建保より承久にかけては、中將に上つたのみであつて、さまで

著しい昇進とは見られないのであつて、矢張り著しいのは承久以後に屬する。しかも承久以前と雖も爲家は後鳥羽院順徳天皇寵遇の近臣であつて、日夜内裏仙洞に伺候し、ことに蹴鞠では天才をたゞへられ、天氣快然たるものがあつた。これは明月記の至る所に明徴がある。禁秘抄にも近習に就いて、

當時雅清・爲家・資雅・宣經・範經等也

と記され、後鳥羽院宸記にも屢々その名が見られるのである。その如き寵遇を以てしても、尙一中將を得たにとどまつた事に比すれば、承久亂後の昇進は又實に顯著な速かさである。されば嘉祿元年十二月二十日、頭中將に昇任の時、父定家は驚いて、

多超于先賢、二十八藏人頭、將相之家猶以幸運之輩也、

といひ、翌年四月十九日、爲家參議に昇任の時、

頭中將馳來云、只今被下任人折紙、任參議兼侍從……運之早速、更非筆端之所及、……未及三十而加八座、實言語道斷事歟……眼前見公卿、愚眼之宿運不似身運、足驚奇。

と讚嘆する。しかしこれ等の事實も、原因する所は明らかである。爲家藏人頭昇任の喜びを述べたあとに定家は僞る所なく、

二十八藏人頭、將相之家猶以幸運之輩也、况時議偏爲先厚緣、凡骨難容其身、非相門丁寧之吹舉者、爭遂此望、深恩實非筆端所及。

とことさらに書き加へる事をして居るのである。爲家に關するこの事實は、引いて定家の家全體に對して昔日とは遙かに異なる權威の背景が生じた事を推測せしめる十分の材料となるであらう。

かくて漸く結論に到着する。五十歳以後に於いて、比較的順當の昇進振りを示し、ことにその子の昇進に於て、目醒ましい躍進振りを見せた定家の一家は、この時代に於いて、卿二品又は西園寺家の如き有力な支持者を得たのであつた。

四

それならば以上の如き事實は、一體何を意味するものであらうか。次ぎに來る可きはその問題である。

權門と雖も一度政權から追ひ放たれた場合には、殆ど全く無力である。まして凡下の一官吏に於ては殆ど常に無力であつた筈である。したがつて、官位の競望には常に、有力なる背景、推舉者の存在が缺く可らざる條件でなければならぬ。

有力者の支持の有無が、官位の昇進に、即ち當時に於ける世の榮達に、如何に關係するかは、定家の官歴が最もよくこれを證明する。これは單に定家一個の問題たるに止らぬ。かくのごとく權門の支持の効果が顯著であればあるだけに、當時微力の公家たちが、官位の競望に勝を制する爲には、權門への追從に如何に腐心したかが想像されるのである。

しかもこれは單なる想像でなく、定家自身の去就が、有力の證據を示して居る事實である。彼が卿二品又は通親に追從した時代の境遇は、一個定家の事たるに留らないであらう。寧ろ卿二品や通親に追從する事の短かくてすんだ定家は幸福と言はなければならぬ。世の大部分は、かかる追從に一生を浪費したであらう。又、定家が偶然手に入れた強力な西園寺の如きを、意識的に手に入れる可く權門との婚姻が計畫されたであらう。

恐らくは、權門への追從贈賄と、婚姻政策とは、當時に於ける公家達の、社會的榮達を希ふ者にとつて、一日も忘れ得ない所であつたに違ひない。

されば定家は、かうした點に觸れて日記を書きとどめる。その二三の例を擧げるならば、

一、正治二年十二月二十二日には、内大臣通親の歌會にまねかれた俊成が、その氣色を損する事を恐れて出席した事を記して、

爲追從不能固辭、入道殿令向給、九旬窮老、人定嘲歎、可哀。

追從の爲と明言するのである。

二、正治元年十二月三日には内大臣通親が、賄賂を好むことを記して、

但又有除目之聞、依之頗不定云々、内府甚入興云々、是被奉久我庄之故也、近代之法、只非賂無他計。

贈賄不可能の定家は暗に除目の希望を放擲するのである。

三、通親の子通具は、はじめ定家の妹、即ち俊成卿女として知られる歌人を妻としたが、後隠れて官女を妻として同居した。これは有力者であつたらしい。その事に觸れて、定家は建仁二年七月十三日に次ぎの如くに批評する。

宰相中將(通具、筆者註)與權新妻同宿……棄本妻與官女同宿、在世魂之所致耳。結婚をも社會的權勢の爲に利用する巧利主義を、定家は通具の魂の中に發見する。

三、前大納言實宣は平家に關係があつたが、後鎌倉に結び、卿二品に贈賄し、二品の養女を妻としたが承久亂後あはてて離縁し、又當時權力を振つた參議盛兼を智とした。嘉祿二年六月三日定家は批評して言ふ、實に天下第一の賢慮であると。その文は次ぎの如くである。

前大納言實宣卿執智(左宰相中將盛謙卿)云々……此大納言在世之間、所歷甚多……最初爲基宗智(彼者執之狂女也、弃之、爲外祖後妻之智(維盛卿女……)其後壯年(正四位下中將)爲關東(時政朝臣)智(國通卿妻弟也)以家地與卿二品、越上藤四人補藏人頭、任參議歷大理職、昇納言……喪其妻之後、又迎二品所養之小女(有雅卿女)爲若妻、更兼左衛門督之間、遇承久之亂世、周章即時逐若妻、即爲新主御乳母施其威、而加亞相之刺……今又成婚姻、實是天下第一之賢慮歟、可貴。

以上の諸例に據つて見るも、前述の想像は決して架空で無い事が明らかとなるであらう。

然らば定家自身は何故に、通親、卿二品に對し、庄園を贈り、宅地を寄せて、承久亂前に正二位大納言と

なる事をしなかつたのであるか。

しかもその當時に於る彼は、極めて神經質な語氣を以つて、或は「九旬窮老人定嘲歎可哀」と言ひ、「已無其計、爲之如何」と絶望し、「地下之身進退惟谷、衰齡卅八、每望傍人榮貴、只豫運命」と焦燥し、終には「四旬衰鬢、病與愁計會、且暮營世路、可彈指々々」と言ふ如き、自己嫌惡に近い言葉を發したに過ぎないのである。

これ等の言葉よりして感じ得る所の焦燥、爲さんとして爲すべき術がなく、自ら手を空しくして、他人の榮達を傍觀しつゝある焦燥、この焦燥には、彼の意志の實行を束縛し、如何に彼が悶へ苦しむとも彼をして何事も爲し得ざらしめた、強大な鐵鎖の存在を感じしめるに違ひない。彼は自由に意志を遂行し得るならば勢猛にこれを遂行したかに感ぜられる。しかも彼をして、徒らに轉々焦燥せしめた鐵鎖とは、もしそれが存在するとするならば一體何物であつたのであらうか。

五

右の疑問に對して示唆を與へるものは、定家が時折り用ひた所の「貧家之無力」とか「莫嘲貧老」とかの句に見える貧の一字である。

彼は貧乏であつたのである。その爲に獵官運動の費用を捻出すべく餘裕が存して居なかつたに違ひないの

である。けれどもそれだけでは尙、如何なる程度の、そして又如何なる性質の貧乏であつたかは明らかでない。それを知る爲に、彼の生活の相に就いて、今少し具體的な輪廓を描き上げて見よう。

右に關しては、先づ收入・支出の區別を立て、並びにそのバランスに就いて考へるべきであらう。

先づ第一に收入の問題である。定家の收入の基礎は庄園である。官位に對し官吏としての俸給を得て居たのは、令の規定が正しく活用されて居た時代までの事である。班田法が荒廢し、庄園經濟がこれに置き換へられてからは、公家の生活の中心的根據は庄園にあつたのは明らかな事實と言はねばならない。併し乍ら定家の庄園が何れ程存したかは明らかでない。更に又、定家がその庄園に對する關係も明かでない。定家が直ちにその庄園の領主であるものもあつたかもしれぬが、他人の庄園の領家となつて居たものや、地頭職であつたものの方が多かつたのではないかと思はれる。その兄弟姉妹の庄園で、定家が管理してやつたものもあるに違ひない。がそれ等の區別は、日記の上の記事だけではつき難い。しかし、その日記に名の出る庄園の、重なもの、定家が領家であつた所の庄園ではないかと思はれる。それは、定家終世の家令として拔群の格勤者であつた忠弘、後の忠弘入道又は賢寂が、屢々庄に向いて、庄務を檢し、國衙や地頭職や社寺との交渉をしながら居り、解決の容易でない時は、朝廷や關東への訴訟などか屢々生じて居るからであり、又庄民が屢々定家に訴訟沙汰を持ち込んで居るからである。

以上の如くで、定家の庄園の屢々名に見える者を挙げると、細川庄・吉富庄・三崎庄・山田庄の一郷・弘田郷

・越前小森保などのみ、能登・信濃・越後・伊勢などにもあつた事が分る。中で細川庄・吉富庄は大きかつたらし。

越部庄と言ふのがあつて、これは俊成時代からのものであるが（安貞元年十二月十日記）、彼には傳らず、彼の姉妹の一人、越部の禪尼（この人は俊成卿女の事と斷定するには少しく根據が不足する）の方に傳り、又攝津に讚良庄（建仁元年十月六日）と言ふのがあつて、はじめ細川庄を受けた姉妹の一人、龍壽に傳つたらしい。後定家に譲らうとしたが、定家は細川のみをうけて、これは受けなかつたやうである。又志深庄と言ふのが屢々出て来るが、これも定家のではない。想像する所では、彼の兄成家からその子言家の方に傳つたのではないかと思ふ。以上は大體論であつて、斷定するには危険であるが、一つの想定として述べたまでである。

かくて、明月記の記事より見れば、定家は、吉富庄と細川庄とを主要なるものとして、他の諸所から上るものを併せてその生計を立ててゐた。

さて、それ等の土地からの收入は、全く分らない。しかし吉富・細川等の庄と、能登・信濃などの小地とは可成りの差があつた事は確かである。次ぎの二例がそれを思はせる。

第一は安貞元年十二月二十一日の記、

自信濃干桑二合（櫃）梨子一果（今年不實）錢五貫持來、無他物。

定家傳と時代相

第二は安貞元年三月二十九日の記、

近江國造大宮料米、吉富分百四十餘石、今日之中可究濟山、宮使來責忠弘法師宅。

第一の例は勿論一回分の運上で、これで全部ではないが、それにしても僅少である事は想像される。それに對し、第二の吉富庄は、近江一宮の社殿を改築するか増築するか何かの爲に、百五十石近くの割り當て米を取られる事になつたのであつて、當時は無やみに負擔させたのであるから、これは過當の割り當てであつたと思はれ、これによつて吉富庄が非常に大きいと速断は出來ぬが、相當の庄であつた事は分るであらう。としても定家の、最も注意した吉富庄がこの程度とすれば、彼の全収入は何千石といふにはとても及ばなかつたに違ひないと思はれる。他の牛・馬・綿・布等はどの位上つたか分らぬが、牛・馬などは決して多くはない。更に官吏としての俸給は國司としての得分以上には、決して目に立つ収入は無かつたと見る可きであらう。

さて定家は正二位中納言にまで至つたのであるが、これを令の規定による、正三位大納言の一官吏としての俸給全額と比較して見よう。これは中納言以下の祿が令の文面に存しないから大納言をもつてし、そのかはり位を正三位として計算したのである。さて、正三位大納言の俸給は位封・職封・位田・職田・春秋の位祿を併せると、封は二百十戸、田は六十町、位祿絶二十八疋、綿二十八屯、布四十四端、釿百六十口。弘仁主税式斷簡と令集解の文をもととして一町より取り立て得る地子を計算し、又令義解賦役令の文によつて封戸からの所得を計算し合計すれば、布十二萬九百四十四端、春米千百七十石、絶二十八疋、綿二十八屯、釿百

六十口である。その上官吏は課役を全免されて居る。

さて、これと正二位中納言に上つた定家の庄園經濟による生計とを比べて見れば、決して彼の所得は十分とは言へないであらう。のみならず不時の課役を時々要求されたのである。しかもそれは官からと言はず、氏長者たる攝關家からと言はずやつて來る。念の爲その例二三を擧げて置かう。

一、嘉祿元年十月十二日の記によれば、細川庄から人夫を召し、九條殿の掃除人夫として負擔した。

二、天福元年正月十四日には、志深庄の庄民三十人ばかりを神人とし、庄家の課役から分離せしめられた。

三、安貞元年十二月十九日の記に見ると、官の廳の要求によつて、細川庄から打出料の綿を納めさせようとしたので、播磨には綿は産せぬといつて拒絶した。

四、寛喜三年九月二十三日には、九條道家が維摩會の料として、幡を新調するにつき、先例に任せ氏人に割り當てると稱して、幡二流の新調を命じた。定家はこれをはねつけ、

七旬無官老翁先例誰人乎。

と一人で憤慨した。

五、嘉禎元年十二月十八日の記に見ると、細川庄と越部庄とに大嘗會の召物が割りあてられた。大藏卿を拜み休して十一月二日に被免された。

六、安貞元年三月二十九日には、近江大宮造營の料に、百四十餘石時納濟を官から迫られ、是非不及口入で、泣きね入りになつた。

右の如き次第とすれば定家程度の者は、思ひがけぬ負擔が多くて、ともすればその實収入は減少を來すばかりである。であるから、事實上これを如何に逃れるか丈けでも、相當心を配る必要があつたと思はれる。されば、

參歲末事、公私重疊、已無其計、爲之如何（正治元年十二月三日）
と言つたのは實に僞らざる眞實の聲であつたと言はなければならぬ。

扱て第二には支出の問題である。定家の支出は、京洛に於ける公家の一人としての生活維持の爲である。定家の生活の規模は、公卿なみであつた。日記に見える所では邸宅は彼の所有したものが少くも五つ六つは存在して居つた。

五條邸。これは俊成が長く住んだ所で、薨去までここに在つた。俊成の五條三位と言はれた所以である。治承四年春焼けたが翌年再建され、定家はここで生れて侍従の頃ここに同居した。

九條邸。九條家の月輪の邸や法性寺に近くあつたらしく、建久頃からは此處に住んだ。後には定家より四歳年上の姉龍壽御前即ち前齋院大納言が住んで居て、定家も時々往來した。

冷泉邸。これは建久末年から住んだ。爲家はここで生れ、定家が京極に移つてからは、爲家がここを屋敷

にした。爲家の子爲相はこの屋敷を受けついで冷泉家と稱したのであらう。

京極邸。嘉祿二年末から建てた。定家を京極中納言といふ所以である。

嵯峨山莊。これは俊成時代からあつたかどうか分らぬ。が定家が少將の頃から、屢々休養しに出かけた所である。

その他にも妹の爲に土地を買つて家を建ててやつたりした。又弘忠入道には、冷泉に一家を構へしめて居る。その外にも東小屋とか、北小屋とかいふやうな名も出てゐてそれが別個のものか、其の家の一つを差して居るかよくは分らない。多分別のものらしいが、定家のものか何うかも分らない。

さて、三位に叙してからは、公卿として、政所を設置し、家司・家令等の職員も定めた。共人青侍下司なども數々居たであらう。光澤、光定、知村、房任、資里、知方などいふ侍の名も見えてゐる。女房も數々居つたに違ひない。爲家方の女房周防などといふ名も見えてゐる。これ丈けの設備を考へれば、彼の一家が生活する爲に動いて居た人数は少くとも數十人に及んだ筈である。

牛車なども新舊併せて、二三臺はあつた。新車なども容易に作り得なくて、九條家から賜つたりした。そのまま現在に引き當てて考へてはならぬにしても、これだけの生計費は可成り大であつたと考へねばならぬ。

そして、以上見て來た彼の収入と支出とは、殆ど一杯であつて、漸く相償ふといふ形を保つて居るに過ぎ

なかつたらしい。その二三の證據を擧げよう。

一、寛喜三年九月二十二日の記、娘の民部卿典侍の冬の衣更が迫つて居るが、衣裳の新調が大變なので、月末頃には理由をつけて内裏を退出せよと言つてやつた。

二、天福元年二月十三日には、母の四十年遠忌は十分に營みたいのだけれども、それも思ふに任せぬからと言つて、出来るだけの事をした。そして、

悲嘆之志勝連枝之中、不圖存命迎四十年遠忌、懇志雖切、貧家之無力所不幾悲哉

と書き記した。

三、諸所に散見する記事によつて、牛小屋から屢々牛がなくなつた事が分る(建久九年正月二六日)。又厩から馬が姿を消した事が多い。馬は一種の貨幣であつた。引手物として馬が贈與されたのである(嘉禎元年正月三日)。御堂關白記などに見れば、土御門邸の厩舎には、數十頭の馬がつかれて居た事が伺はれる。

馬の姿を消した事は、彼の生計の餘裕のなかつた事を意味するのである。

四、そして今一つ例證を擧げよう。寛喜年間は大飢饉であつた。そこで同二年十月十三日の記に庄園の物資のみでは不足を告げる事を恐れて、邸宅の北の庭を麥畑に作りかへさせた。そして、

雖少分、爲支凶年之飢也、莫嘲貧老、有他計哉

と記して居る。

以上の諸例に見ても、定家の収入と支出との間には、殆ど餘剰の存しなかつた事が分るであらう。一兩年の飢饉が物資の缺乏を怖れしむる程度であつたのである。

ここに於いて漸く結論する事が出来る。定家が「貧家之無力」といひ「莫嘲貧老」といふ貧は、職を失ふとともに生活の根據を失ふ當今都會生活者のその如き貧では決して無かつた。それは寧ろ、最少限度に於る生活保證の物資のみは有して居るけれども、唯使ひ捨てる爲には、拾金の調達にも苦心すると言ふ如き、貧農の生活に類似した貧である、即ち定家の生計は、その生活の規模に於て、決して公卿以下のものではない。唯彼は、生活の維持以外に、それとは別途の目的の爲に使用すべき餘剰財源を所有して居なかつたのである。これが定家の如き公家の生活に附隨する所の貧乏の眞實の姿であつた。

定家はかくの如き意味に於いて、貧乏であつた。故に特殊の緣故を頼るのでなくば、追従贈賄の是非とも必要であつた榮爵の競望に於いては、當然傍人の榮貴を眺める事ばかりで、在世之思などは容易に味はふべくも無かつたのである。しかも權門に緣故を作る事その事がすでに、定家のいはゆる貧困の身にあつては容易の業ではなかつたのである。

然らば何故に定家は富の蓄積に腐心し、しかる後に徐ろに後の謀をめぐらさなかつたのであらうか、と言ふ疑問は論理の上でのみ許さるることであつて、當時の社會事情は勿論決して彼にその事を許さなかつたのである。次ぎにその理由と思はるる點を簡單に叙述しなければならぬ。

六

ここに於て私は、定家の手記に對する視點を稍轉向せしめる必要があるであらう。これまでは彼一個人の生活に關する記述を、こと更に涉獵して來たが、今度は彼自身の手によつて書きとめられた當時の社會事象の中で、主要なるもの數種について、その例證を採集し、そして、それが暗示して居る定家の時代の意味を推論しようと試みる。その答は、前掲の問題に解決を與へる鍵となるであらう。

第一、明月記に於て、甚だ峻しく眼に感じられるのは群盜の記事である。その記事は數十箇所に及んで居るのである。盜人は群を成して、深夜の京都を横行した。しかも彼等は官憲の力を恐れない。又ひそかに盗むだけでなく、堂々と戦をいどみつつ押しかけるのであつた。

一、寛喜三年七月四日の記によれば、前夜三條坊門猪隈では群盜車に乗つて入り込まんとし、戦の中に火をつけたので一町あまりも焼き拂はれた。

二、安貞元年四月二十二日の記。近來群盜蜂起して牛や車を取り去る。内裏が焼けて、外記廳は無事だつたが、累代の禮服は群盜の爲に汚穢された。

三、安貞元年閏三月三日の記。去月二十七日夜群盜内藏寮寶藏を焼き穿つて亂入し、累代の寶物は底を拂つて空しくなつた。

四、安貞元年閏三月六日の記。大宮禪尼から音信あり、北隣の大納言邸へ車馬に駕して、群盜亂入し散々の體であつた。

所で群盜は、かかる大家官所のみでなく、更らに歩を進める。

五、寛喜元年六月二十七日の記によれば、家隆の家が襲撃され、負傷者を出した。

前宮内卿(歌人)家、群盜入、斬侍一人(不死)取其裝束等云々

六、安貞元年閏三月二十六日には、昨夜定家邸の西垣外の、盛宣の小屋へ竊盜二三人がおしかけ、衣裳を剥ぎ取つた事を報ずる。

定家も漸く不安を増して來る。或は一不嫌原憲貧老芝葵蕙歎、何爲乎」と歎じ、「無人蓬屋已相近歟」と恐れ、「無從貧家危於累卵」と戦く。何となれば、この群盜は唯に獍猛なだけでは無く、官憲の力を以つてしても掃ひ盡す事不可能な事が明白となつたからである。即ち、

多擲得、於河原、連々斬罪、更不被拘云云 (安貞元年閏三月三日)。

とあるが如く、いかに鴨河原で斬つても、それは盜人に對して更に恐畏を感じしめる力を有して居なかつた。盜人は増加するのみで、決して終熄しなかつたのである。

しかも更に一層驚くべき事は、その盜人が、都會下層の淨浪者のみに止まるものでなくして、國守自身や大家の用人達等が、明らかに盜人の一部を爲して居るといふ事實である。これについても次ぎのやうな明徴

がある。

一、天福元年五月二十九日の記、

入道伊時卿家供三人、群盜露顯、武士來責、盜逃去了云々、四位仲兼從者又皆悉爲群盜、武士雖責之、稱八條禪尼(關東右府後家)警固者不出之云々。

二、安貞元年正月九日の記はさらに著るしい。

參川權守清綱、依強盜被擄取、養父馬助亮清同被擄(於父者被追放了云々)、……當代侍中歷極薦云々、於父者適重代之仙籍舊物也、可悲之世也。

三河守は藏人中の極薦を歴た者であつたのである。

右の如き事實は如何にして發生したのであるか。しばらく推測をつつしんで、更に斷定の資料を涉獵しよう。これを推測せしめる記事は數ヶ所にとどまらない。けれどもその二三を擧げるならば、

一、右の清綱父子の盜を働くに至つた理由として、定家が推測した所である。それは次ぎの如くに記されて居る。

雅亮・德大寺左府以下、爲被家人、亮清者、當時左府邊爲源内府家人、其後子息三四人之中、雖被驅仕、各無恩、被逼貧歟、是末代之式歟。

右の如き事情は、實に盜人などに墮し得ないで、貧困を歎じて居た下層公家社會の上に、廣くひろがつて居

た暗雲であつた。

二、周防前司盛親來、世途險難事、其詞極不便、坊城相門近習者也、天下吉幸富有之家、無一分之恩顧云々。

三、寛喜二年十二月二十四日の記。

越前前司來臨、去年給播州本所領、元三料半物雜仕裝束四具調進、重左無術、父子共元不出仕、知行兩損亡殊甚、爲綱常爲病者尋常之時稀也云々。

これ等を以つて見ても、當時下層の公家並びにその家人達の中に、窮すれば強盜と化する者を生じた事は無理からぬ事情であつたと見られねばならぬ。まして、京洛在住の諸手工業者並びにその使用者等、又はそれ等が、職に窮して浮浪の徒となつた者の中、強豪の者が群盜と化したのは當然と言はねばならぬ。しからざれば唯死を待つのみである。

そして事實上、爲す術に盡きて、死を迎へた無力穩良の民衆は更に多かつたと思はれる。定家はその事實を書き止める事を忘れなかつた。

一、寛喜三年七月二日の記に見れば、

飢人且顛仆、死骸滿道、逐日増加、東北院之内不知其數云々。

二、天福元年三月十一日の記によれば、

蓮門之近邊僅居住者、追旬月死去、村里之滅亡尤可恐事歟。

とある。しかし乍ら死亡する者は、かかる無縁の衆生のみには止らないのであつて、彼等自身の身近き知人の使用人までが飢の爲に命を失ふのである。

三、寛喜三年七月二日の記に見れば、

實基卿雜色長（尾張前司第一長）已入飢、可拜先公墓山稱之、向徳大寺愁歎之中、不及此沙汰由返答、其男歸路顛倒、一兩日死訖、聞之相驚。

私の以上の例證は多く寛喜年間の飢饉の間に取られて居る。併し乍らかくの如き事象は、それより数十年前にも京洛の地に發生して居た事は、方丈記のあの有名な記事が、鮮明なる印象を今も我々に刻印するのである。一度飢饉が到來すれば、京洛を擧げて餓鬼道を出現する事は、平安末期も承久亂後も敢て變化は無かつたのである。

しかし乍ら、これは多く下級者の生活の姿である。けれども決して公家全般の事ではない。明月記に見れば、その飢饉の最中にも、貧困の筈であつた定家さへも平常の如くその生活を續けて居る。權門といひ豪家といひ吉幸富有之家といふに對して、被逼貧といひ貧老といひ、貧乏之家といふ定家にしてそれである。權門の者がこれら逼迫した家人たちに拘らず、浪費し、奢侈を盡して居た事は決して想像するに難くないのである。併し乍ら速斷を控へて、これも定家の言に聞く事としよう。

一、嘉禎二年五月十六日の記。

去今年宋朝之鳥獸、充滿于華洛、唐船任意之輩面々渡之歟、豪家競而饗養云々、旅葵曰、犬馬非其土性不蓄……珍禽奇獸不育于國……弗實遺物則遠人格。

無邪氣なる權門の妻室息女は、何事をも知る事なく美麗なる鸚鵡の類などを愛して、長閑なる春の日を過したであらう。流行となれば、それは豪家の生活に於ては、是非とも備へなければならぬ必要品である。

二、安貞元年十一月十七日の記。

今日北山被滿百日、結緣經盡美云々（金銀之外無他云々）、宰相（爲家、筆者註）分法師品、堺上下裏（金縛タミ）堺内（銀縛）表紙展銀……水精軸……是過差之至極歟。

西園寺の佛會の豪奢さである。

三、されば、是等上層の生活は、當時の修辭法に隨つて、本格的表現をなすならば、正さに

如聞者、更極嗜欲之淵源、欲催驕奢之荒淫、高臺深池之望、金銀錦繡之翫、增雕琢剝餒之飭、添奇巖怪石之勢歟、隋朝之歡娛、定忘後車之誠歟（天福元年六月二十九日）。

と言ふべきであつた。

以上少しく煩瑣の嫌ひある迄に、定家の手記を涉獵羅列して來たが、漸く、一つの論斷めかしきものを提出し得るあたりに到達したと感じられる。

當時の社會は決して平安朝に比して、定家の生活全體が低下したのではなかつた。諸權門は昔日と變りなく或は寧ろはるかにそれにも増して大富豪であり、財閥であつた。まして日本全國の經濟力は、華々しく近世社會を形作るべく、一日としてその伸展を止めては居なかつたのである。ただ公家階級にとつての大なる變化は、彼等が獨占的政權を失つたといふ事である。これは如何にして生じたであらうか。思ふに諸權門は庄園經濟の上に自立自守して、各々小王侯の如き形を成した。道長時代の如く全公家階級を統制すべき權力は喪失して久しく、上に内裏仙洞の嚴然たるに變りはないとしても、權門が自己の財力に頼んで相對峙する社會相に於ては、仙洞も亦諸權門以上の大富豪たるに非ざれば、全公家階級を一つの目的に向つて總動員せしめ得る、絶對的政治權力といふ如きものを保持する事は不可能である。されば仙洞は、公家階級内部に於けるこれ等多數の小王侯が榮達の競争に於て、その審判者たる位地は確保されてあつたけれども、全公家階級が擧つて當る可き外敵の生れた場合には、遂にほどこす可き術が存しなかつたのである。かくて、その總和に於て恐る可く尠大なる財力の所有者であつたに拘らず、内部に於いて個々獨立し、分裂離散して居つた公家階級は全武家階級を一手に統制し得る權力の前には、當然その獨占的地位を喪失しなければならぬ運命にあつた筈である。しかも、公家階級全體は、この狀態に對し爲すなくして、傍觀しなければならなかつたその政治的策謀は、平家を源氏の手で打ち倒すに成功したけれども、その源氏を倒すべき手段は終に存しなかつたのである。

右の概観に依據する時は、當時の公家階級が、少くも宮廷を中心とする京洛の天地に於ては、一種深酷なる自由主義的生存競争の状態を示しつつ全體としては、固定化の道を辿つて居た事がうなづかれるであらう。そして、かかる事情に於いては、新しく生れた者が、自由快活なる伸展をとげる等といふ如き事は不可能の事に屬して居る。かくの如き時代に流れ込んで來た時に、所有して居たものを失ふ事なく保持する事だけで彼等の力の最大限である。權門は權門同志の對立に於て、中流公家は中流公家の生活圏に於て、その生活根據を保持しなければならない。十分他を顧みる餘裕は何處にも有しないのである。

たとへ道長時代の大文學は生れないとするも、當時の文化事象全般としては、益々進歩し、生活の資料は増加する。宋との交通は、屢々珍奇のものを舶載する。當時の權門としてはその家格上、その生活の裝飾の爲に、これ等新しく生れる生活資料を缺く事は出來ない。見た眼に華やかな驕奢は一層度を強くするであらう。しかし彼等は十分他を顧みて居る餘裕はないのである。

定家の如き程度の者にあつても、彼等並みの生活に必要な缺く可らざる限度が存する。社會生活に於いてはこれを出離せざる限り、この限度は維持されねばならない。然らざれば彼は没落した事を意味するであらう。この生活程度の維持の爲には何時の時代に於ても、あらゆる手段が講ぜられた筈である。されば彼等は何時も貧困であつて、餘裕は存しない。人の困窮を見て悲しむ可き世なりとは稱しても、その人の生活を、彼が保證してやる事は不可能である。他人の救済にあつて居れば、彼自身が没落するであらう。であるか

ら、彼は彼の生活の數十分の一の生活費によつて、生活し得る者をも救ふ事はなし得ないのである。同じ事情が全公家社會を支配して居る。最下層の者はその生活を屢々脅やかされつつも、主家を離れる事は出事ない。一度離れば浮浪の徒となるであらう。しかも彼等の間には、又彼等としての體面が存在して居る。それを維持する手段の盡きた時、彼等を追ひやるものが盜である。農産に依據する當時の社會では、飢饉は彼等の生活を直ちに脅威する。そして次ぎに餓死が待つて居る。

されば、如何に定家が自己の貧困を慨嘆したとしても、彼は、公家社會の一人として、世に在る限り一事の爲すあるなくして、その焦燥と憤懣と絶望とを、限りなく無駄に放散しつづけなければならなかつたのである。

七

右の如きが定家の手記を通じて組み立て得る所の、鎌倉初期公家階級の生活相の輪廓である。この如き相は勿論急激に發生するものでなく、極めて緩漫に、しかし乍ら刻一刻に確實なる歩調を以つて發展する。人々がそれと意識した時は、既に如何ともなし難き状態に到達して居るのが常である。勿論定家が生れた時に於いて、社會は既にかくの如くであつた。されば、その一生に於て、俊成も亦定家とえらぶ事なき世の中に生きて居たのである。そして定家も亦かくの如き社會相の裡に生れ、生活し、そして死んだのであつた。こ

の事實は、彼の精神に働きかけ、彼の生活態度の根本を規程したに違ひない。そして、それは定家のみならず、當時に於ける、定家と等しき生活程度のものすべての精神を支配したであらう。のみならず、この時代相は最上層に於ける權門をも、そして又最下層に於ける六位七位の心をも、同じく支配して居たに違ひないと思はれる。

ここに於て、私は、手記の例證と、具體的な問題とから離れて、この公家社會に隨伴した精神を推斷しなければならぬ所に到着した。

そして、たやすく類推し得る事は、彼等が以上の如く逼迫停滯した生活を背に負ふて居る以上彼等の精神は生くる事に負擔を感じしめる憂鬱な重壓の爲にゆがめられて居たに違ひないといふ事である。行き詰つた生活事情は精神を暗くする。打策の見出されない行き詰りには更に沈滞がともなふ。彼等の精神は、現實社會においては、自由にして無邪氣な解放を感じる事は當然出来なくなつて居た筈である。

しかして彼等はこの精神の状態を合理化し、説明する爲に、矢張り數百年間彼等を教へて來た佛教の哲理を以つて處置をつけた。第一に結びつけられたのは末法の思想である。佛滅後千五百年にして正法象法の世が終ると見る説によるも、二千年にして終ると見る説によるも、彼等にとつては既に當時末法の世が開けて居るのであつた。この哲學が現世を支配する佛法の力の衰へを人々に告げ知らせる。

現世は未だ曾て有らざりし程に穢惡となつた。宿運拙くしてこの時運の非なる末法の世に生れ、得がたき

人生を得ながら、佛教に遇ふを得ず、所業はすべて三惡道に墮つる業因となりつつある。かくの如き哲學が人々の心に弱々しき感傷を注入する。

しかも一方に於て彼等は、強烈太陽光の如き生命主義に立脚する現實肯定の弘法の教理をこよなき教へとして歡喜する無邪氣さと健康とを、その精神から喪失し終つて居る。かくの如き生命主義は何の障礙もなく潑刺として伸展する生活感が存在せざる限り、生きる事が出来ないからである。彼等は又、幽暗なる思索の世界に獨座して、個人心理の緻密精到限りなき内省批判により、主客兩觀の認識的根拠を解決し、これによつて全實在の價値に空の刻印を捺さんとする天臺の哲學的態度を喜こび得る程ゆたかな現實生活を、喪失し終つて居る。かくの如き態度は、現世の生活の充溢に飽いて、自由意志によつてそこから隔り去る者でなくては有し得ない筈だからである。今佛法滅びし末法の世に於て、彼等が求むるは、積惡の因たる現實生活の捨離にあり逃避にある。されば彼等は幻耀なる西方極樂淨土を寂光の中に望見し、現實生活に於ける、あらゆる醜惡にも拘らず、彌陀への一念が、死後の引攝を約束するとの教理を信じないでは居られない。彼等の精神を根本的に束縛するものは、轉生輪廻の思想である、現世に惡業を作した者は、必ず來世に三惡四趣の世界に墮ちるとの信仰である。しかも彼等は、往生要集に見る如き、又は北野天神緣起繪卷に見る如き、印象鮮明なる地獄の幻影によつてその精神を常に束縛されて居る。この幻影から彼等は常に逃れんともがく。さり乍ら現實の生活に顧みて、彼等は善を積んだとの自信を持ち得ない。しかも自力的教理のすべての作善

は、すでに彼等の現實生活の必然がこれを受け入れる事を許さなくなつて居るのである。彼等を救ふのは、無意志的なる憧憬のみによつて、尙且つ彼等が十分往生をとげ得るとする思想より外に存しない筈である。彌陀の信仰は急速に普及する。

以上の如きは、當時の人々が、明確に意識したのではないとするも、生活事情の推移は、否應なしに時代精神をして、かかる信仰の發生を要求し受容せしめる方向へと導いたのであつた。

ここに於て、佛教信仰の有無に拘らず、そして又佛教信仰によつてその傾向を強調される事がなかつたとするも、この時代の公家精神は、當然現實逃避のそれであつて現實肯定のそれとはならず、靜かなる觀照のそれであつて強烈なる生命主義のそれとはならず、そして又ほのぼのと氣分にひたるそれであつて思辯哲學のそれとはならなかつたであらうと結論する事は可能である。

人々は、現實生活の修羅場に於て、俗念の爲にしばしば焦燥憤懣嗟嘆絶望煩悶悲を繰り返し、動搖と不安との間に漂つたであらうけれども、彼等の心が靜まり、純粹となつた時には、必ず常に、現實社會を忘却し、そこから逃れ出でて、凡そその現實の世とは無關係な事物の裡に彼自身を發見した筈である。

右は推論でなくして實證を伴ふ所の事實である。定家が好んだものは清談である。俗事と絶縁された生活の爲の心使ひとは全く切斷された事物についての談話である。定家は十七歳の時、俗世界とは別の世界をなす所の清談の世界を確認して居る(文治四年九月二十九日)。勿論はるかに以前よりであつたに違ひない。そ

してこの俗界と交渉のない、観念的存在としての清談の内容が、即ち定家にとつては、現世に於ける最上の世界を意味し、現世に於ける浄土であつた。

もし定家にして、清談の他に、彼を現世より逃避せしむるものが存在したならば、勿論彼は喜んでそれに走つたであらう。併して彼の藝術即ち歌が、彼にとつては、正さに最もよき現實逃避の武器でなかつたかといふ考へは、當然生すべきものであらう。

八

しかし右の推定を證明する者は即ち定家の歌そのものでなければならぬ。さり乍ら、今ここでは一々の歌について、作品としての検討はこれを省略しよう。たゞ私が定家の歌又は新古今調について考察した少數の仕事をもととして、性急乍ら定家の歌の性質を規定する事を許していただきたい。

はやせ川うかぶみなわの消えかへり程なき世をも猶なげく哉
身の果を此世ばかりと知りてだにはかななるべき野邊の煙を
末遠き若葉のしばふうちなびき雲雀鳴く野の春の夕ぐれ
ゆくへなき秋のおもひぞせかれぬる村雨なびく雲のをちかた
梅の花にほひをうつす袖の上のきもる月のかげぞあらずふ

秋の夜のあまの戸わたる月影におきそふ霜のあけがたの空

消えわびぬうつろふ人の秋の色に身をこがらしのりの下露

白砂のそでのわかれに露おちて身にしむ色の秋風ぞ吹く

あれにける濱邊の駒のけしきかな春のあさちのめぐむ故郷

うづら鳴くまくすが原のつゆわけて袖にくだくる秋の夕ぐれ

これ等の歌の傳へるものは、現實感ではない、それは漲る生命の力を感じしめない。さりながら漂渺たる夢幻の世界を暗示する。それは潑刺たる實感ではない。しかし乍ら爛々たる餘韻を罩めた情調の世界を印象せしめる。

「そして凡そかくの如きは、現實の生活には根據を有し得ないものである。寧ろそれは、現實に叛逆反した精神が、觀念の世界の中に組み立てた蜃氣樓であると言ひ得よう。

定家の歌そのものが右の如くであるとすれば、勿論それは、定家にとつて、世を忘れる武器であつた筈である。そしてこの關係が、定家の歌、さらに大にしては新古今歌調發生の原因として最も重要なものであつたと考へる事が出来るであらう。

何となれば、金葉詞花に於ける頃の歌は、俊賴口傳に言ふ如く、事實に於いて、「たはむれ」にすぎなかつた。たはむれは現實に即する立場である。しかししてそれに對する新しき立場の自覺は、俊成の古來風躰抄に

至つて、はじめて宣言される。そして、その立場の特色は、歌が現實に即すべきものでなく、現實に離反すべき立場に於いて在る可き事を主張した點に存して居る。定家も、そして定家以外の歌人達も更らに廣く藝道にたづさはる者は殆ど皆、その以後この立場に於て藝術を考へるのである。故に私はしばらく、古來風躰抄の考へに開かなければならない。

それは即ち狂言綺語の文學論である。狂言綺語の思想は、既に白樂天の「願以今生世俗文字之業狂言綺語之誤、翻爲當來世世證佛乘之因轉法輪之緣」の句が朗詠集に採られた時に、人々の常識となつて居た。多くの常識は、これをそのままに解して讚佛乘之因としようとする。寂然も法門百首に添へて

「齋言更語みな第一義に歸して一法としても實相の理にそむく可らず。況やこの三十一字の筆のあと、ひとへに世俗文字のたはぶれにあらず、ことごとく權實の教文をもてあそぶなり。……涅槃の岸に至る方便となりぬべし。」

と言ふが、これも、佛法の事を歌に詠んだが故に、涅槃の方便として特に効果あるを信じたので、常識としては、かかる利用主義は無理のない所ではあるが、俊成の考はさうではない。勿論彼が佛法と歌との歴史的流傳の比較をした後に、

「ただし彼は法文金口の深き義也。これは浮言綺語のたはぶれには似たれど、事の深き旨もあらはれ、これを縁として佛の道にかよはさむ爲」

と言ふを見ただけでは、彼の理論は尙未だ明確を缺くけれども、さらに次ぎに来る所の、

「今歌の深き道も、空假中の三諦に似たるによりて、かよはししるし申すなり。」

の言は注意しなければならぬ。さらに、

「世に在る人は、ただ歌は、やすくよむ事とのみ心をえて、かく程深くたどらんとまでは思ひよらぬもの也。」

の言は一層注意すべきである。

俗世間の常識は、歌はやすく詠むものと信じて居る。歌を戯れとした俊頼時代の立場は、常識としては尙一般のものである。俊成定家は一つの新歌風を生み出した。新しい歌の様式の存する所には、又歌に對する新しい立場が附隨する。その新しき立場は、俊成にあつては、歌を戯れとせずして、深刻視する立場である。その立場より見れば、歌も深き道である。しかもそれは、空假中の三諦に似ると俊成は明確に斷定する。唯この一個所に俊成の立場を見る鍵が存在する。

摩訶止觀の要旨、天台哲學の認識論の中軸を爲す三諦の大系そのものは、此處に關係はないであらう。併し乍ら佛說に説く三つの觀、假と空と中との三つの、實踐哲學的價值觀を伴つた實在認識の結果が、個々獨立のものでなく、價值批範の差に基くもので、三觀は實在認識の事實としては、同一のものであると説く止觀の説は、佛教哲學に於ける認識問題の綜合統一であつて、人間の心の祕奥に觸れた思索であるといふ玉座

を占めて居り、當時の人はそれを信じて居た。止観の體得は、個々人自身の思索に依據する。それは周囲との交渉を斷つた幽暗な思索の裡に靜寂として没入する事によつてのみ可能の事とされて居る。假空中の三諦に似るとは、歌が、一個人の心になり切つて、ある情調觀念の世界に凝然と沈み切る事によつて可能であると説くものであらう。俊成が止観の哲理に通達してか何うかは不明である。随つて、止観悟入の思索と和歌觀念の數寄とが、何處まで俊成の考への上で論理的に一致してゐたかは考ふべくもない。恐くそれはより漠然たる理解のもとに行はれたものであらう。けれども兩者が心を純一にしなければならぬといふ點に、一致點を見出した事は疑はれぬであらう。

天台止観と申文のはじめの言葉に、止観の明靜なる事前代も未だ聞かずと章安大師と申す人のかき給へるが、先づ打ち聞くより、ことの深さも限りなくおくの義もおしはかれて、たうとくいみじく聞ゆるやうに、この歌のよきあしき、ふかき心を知らん事も、詞をもてのべがたきを、それによそへてぞ、同じくおもひやるべき事なりける。

の言葉も、前の言を先の如く解する事によつて説きうると思ふ。天台智顛の止観に記した弟子章安の序の讚嘆の言葉によつて、その深遠さ限りなき事が分るが、歌も唯深き事をたたへるばかりで、その深さを説かうとしても説けるものでないといふこの考へが、繰り返し俊成をして、

此の道の深き心、學を詞の林を分け筆の海を汲むとも、書きのぶべき事はかたかる可れば、

と言はしめる。かくて従來の歌學思想が爲した歌の理解の仕方に對して、彼が推し建てた歌の理解の仕方がかの有名なる、

必ずしも錦ぬひもの如くならねども、歌はただ、よみ上げもし詠じもしたるになにとなく艶にもあはれにもきこゆる事のあるるべし。

の立場である。青年定家が達磨歌と嘲られた、彫心鏤骨的技巧にたよる歌の立場である。

かくて、現世に在りながら、俗世との交渉から離脱して、純粹無雜の心に靜まる事によつて、はじめて俊成定家等もたらした新しき歌調は可能である。それはすでに戯れではない。彼等の歌の持つ繊細巧緻の洗練された調べは、彼等の精神的立場に於ける眞實なる態度の反映である。

定家の立場を私は上の如くに考へる事により、併せて、その古典への憧憬をも理解出來ると考へる。安貞元年九月廿七日の記に、

去夜夢、小野右府來座給、……夢覺訖、予本性慕古人之心極深、近日殊日夜握甌彼記(長和之比)、依此執心見此夢歡歎。

とある如く、彼が古人の心に對し何となく今人のそれに對してよりも親しさと共鳴とを感じ、又天福元年八月四日の記に見る如く、

昨今終日書草子、不知疲、只老狂歎。

と云ふ如き熱心さを見せるのも、彼の現實より離脱した世界に喜びを得る心境の必然である。されば、彼は嘉祿元年二月十六日に記した記事、

源氏物語五十四帖、昨日表紙訖、……雖狂言綺語、鴻才之所作、仰之彌高、鑽之彌堅。

に見る如く、源氏を狂言綺語と自らも言ひながら、それに對する愛着は決して力を弱めないものである。

九

それにしても、定家の歌からは、彼自身が、自己の運命並びに、沈滞したる公家階級の現情に對し、如何なる感情を抱いたかは絶対に感知する事は不可能である。その歌は、完全に、生々しく實感を語る事から守られて居る故である。

私は、彼が素直なる氣持で、自己並びに自己の周圍に對した時、彼が感じたであらうと思はれるものを、矢張りその手記の中から拾ひ出して見よう。

先づ彼自身の身の上についてである。

一、建曆元年九月七日の記、

今遇末世之無是非、過絶理運之望。

二、寛喜二年十二月三十日の記、

貧道微運前生之罪報、……於官途者雖爲沈憂之身、又不及予之輩非無之。

けれども尙純粹とは言ひがたい響が深し。

併し彼が、過ぎ去り行く時の流れに乗つて、一様に滅び行く其のかみの榮華の跡に佇立する時、彼は更に純粹となる。

一、治承四年十二月二十七日の記、

遷都之後不幾、蔓草滿庭、立部多顛倒、古木黃葉有蕭索之色、傷心如箕子之過殷墟。

二、安貞元年九月九日の記、

晚雲飛、時雨灑、草蕭索之色、滿望動心。

三、安貞元年九月二十四日の記、

徒然之餘、見白河方、歡喜光院破壞、已及顛倒之期歟、南廂如無、舊遊之戀慕、悲淚難禁。

四、安貞三年三月六日の記、

天快情、已時許竊入歡喜光院、往年花樹之跡、一株古木不殘、堂宇傾毀、不能昇見、徒寄數多之民煙、不知大破之佛閣、悲痛無極、次入殿下御領故三位中將舊跡、適見古木之花、卅六年之昔、訪亭主之病之後、今又初臨此所、彼是懷舊之思難禁。

五、嘉祿元年四月二十七日の記事、

今日路次初見達智門東間破壊、宮城之衰微滅亡、逐年逐日現形、悲矣々々。

六、嘉祿元年十一月十一日の記、

今日故左相府局御遠忌也、依懷舊之思、參八條院舊跡之間、鏝門無人跡、八條院御所東已爲民家、築垣之内或麥壠、或少屋、南山古松僅殘、窮老之病眼、哀慟之思禁難、更廻軒參一條院。

何とその哀音のほそぼそとして、しかも切である事か。現實界に於ては、懷舊の思に襲はるる時のみ定家は、その純なる感情を惜む事なく投げ出す事が出来たのである。そこにはすでに徒然草の矛盾性を解決すべき種々なる類似さへも感じられるではないか。

そして定家にして以上の如くであるならば、治承四年秋九月、源平兩氏の關係漸く逼迫を告げた頃、十九歳の定家が書き記した有名な一節、

世上亂逆追討、雖滿耳不注之、紅旗征戎非吾事、陳勝吳廣起於大澤、稱公子扶蘇項燕而已。

かくの如きも、その持つて生れた運命的心情の故に、激烈なる社會相に嫌悪を感じ、その混亂が何事を意味するかも理解する事なくして、徒らに高踏的詩人性を發揮し、現實逃避性を露骨にしたものであると考へる事が出来ると思ふのである。

十

漸くこの論の終る可き所まで叙述して來たと思はれるについて、今一度全體を簡略に展望するであらう。

定家の日記の上で、きはめて目につき易い一事は、彼が官位競望の爲實に心を痛めた事である。さり乍らその言々句々の示す所は、新古今調の優美繊細なる歌より受ける感じに比して、凡そ異なつた世界である事を感じさせられる。しかも兩者は明かに一定家の半面であつて、それ等は如何に異なる事が著しいと雖も、必ず關係づけられ得るものであるに違ひない。このやうにして第一に考へ得られた點は、官位競望等に關する感情は、社會生活に没入して居る時のものに外ならぬといふ事である。故に、出來うる限り彼の日記の示す所に隨つて、日常生活の輪廓を描き出すやうにとめて見た。そして描き出された結果は、中流下流の公家階級全體の生活が餘裕を有しなかつた事を示す結果となつて來た。かかる行きつまつた社會に於ては、その社會生活に望みを囑する事を止めて、むしろ逃避的生活に心憧れる傾向の生ずる事が常である。此處に於て新古今調の定家の歌は、その逃避的感情に於て發生したものであらうと言ふ推斷が可能となつて來たのである。

以上が、誠にたどたどしい理路と、煩瑣な引用とによつて進められて來た、定家の生活相並びに實生活上の感情と、その藝術方面から感じられるものとの關係づけの輪廓である。それにしても、定家一個の手記からして導き得る所は、定家一個の事には止らない。それはよりひろく、新古今時代の歌人の生活と歌との關係と見る事が出来るであらう。

右はまことに不完全で性急な結論への導入に終つて居る。これは全く一つの試論に過ぎない。その萬全は將來に待ちたいと思ふのである。

(昭和六年八月二十五日稿・國語と國文學・十月號)

藤原爲家傳記考證

近々私は藤原爲家の研究をまとめたと思つて居る。しかしその時には、出來得る限り、考證的な問題によつて論の進展をさまざまに妨げられたいと思ふので、特に傳記研究的方面に於いて決定して置き度い點について考へようと思ふ。勿論さうした點も擧げて來れば限りが無いので、特にその中の數箇を取り上げて考へる事とする。

爲家の年齢・生薨年月日

爲家薨去の年が建治元年である事は疑ひを容れぬ所であらう。尊卑分脈・御子左系圖(續群書類従本)・御子左冷泉等系圖(系圖綜覽本)・扶桑拾葉集系圖・諸氏薨卒抄・公卿家傳・諸家知譜拙記・梅庵古筆傳・續本朝通鑑・花押藪・大日本史歌人列傳・百人一首夕話・續本朝畫史・扶桑名畫傳・增訂古畫備考等皆一致して異論を見ない。ことに阿佛尼の權大納言爲家卿五七日の願文には「けんち元年六月五日弟子敬白」(活版本扶桑拾葉集に據る)とあつて疑ふべくもない。されば史料綜覽も建治元年五月の條に、爲家薨去を載せてゐる。